

平成23年度
由利本荘市行政評価
外部評価実施報告書

平成23年10月
由利本荘市外部評価委員会

【 目 次 】

はじめに	P.1
------	-----

I 外部評価の概要 P.2

1. 外部評価の実施方針	P.2
2. 平成 23 年度外部評価委員会における新たな仕組みの導入・実施	P.2
(1) 公募による外部評価委員の参画	P.2
(2) 外部評価委員による評価対象事業の選定	P.3
(3) 評価基準の見直し	P.3
3. 外部評価委員	P.6
4. 外部評価委員会の開催経過	P.6
5. 平成 23 年度評価対象事業	P.7
6. 由利本荘市の行政評価システム	P.8
7. 外部評価の進め方	P.9
(1) 現地調査	P.9
(2) ヒアリング調査	P.9

II 外部評価の結果 P.10

1. 評価のまとめ	P.10
2. 評価対象事業の評価結果	P.11
(1) 民有林造林促進事業	P.11
(2) 市有林管理事業	P.18
(3) 岩谷児童館改築事業	P.25
(4) 介護福祉施設整備事業	P.32
(5) 一般廃棄物最終処分場整備事業（本荘処分場浸出水処理場）	P.40
(6) 住宅リフォーム資金助成事業	P.48
(7) 由利原浄水場建設事業	P.54
(8) (仮称) 由利本荘市文化複合施設建設事業	P.62
(9) 除排雪事業	P.69
(10) 地域づくり推進事業	P.75
(11) 中山間地域等直接支払事業（第 3 期対策）	P.82
(12) 由利本荘市観光協会補助事業	P.89

(13) 心の健康づくり事業	P.97
(14) 住民検診事業	P.105
(15) 障害者自立支援事業（介護給付・施設訓練等給付事業）	P.112
(16) 福祉医療費拡大事業	P.120
(17) ごみの減量化推進事業	P.127
(18) 図書等整備事業	P.136

Ⅲ 総括及び提言 P.144

1. 平成23年度外部評価作業を実施した所感	P.144
(1) 平成23年度外部評価における新たな仕組みの導入・実施について	P.144
(2) 評価対象事業担当課の対応及び内部評価結果について	P.144
(3) 外部評価の進め方について	P.144
(4) その他所感等	P.145
2. 行政評価システム等について改善・工夫が必要な事柄	P.145
(1) 評価対象事業について	P.145
(2) 評価基準表について	P.145
(3) 評価対象事業担当課の対応について	P.146
(4) 内部評価について	P.147
(5) 現地調査のあり方について	P.147
(6) 外部評価の進め方について	P.147
(7) 外部評価委員会のあり方について	P.148
3. その他意見等	P.148

はじめに

由利本荘市では、平成 18 年度から行政による内部（自己）評価の取り組みが進められ、さらに、平成 22 年度から、内部評価が市民の目線に立って行われているかを検証し、評価の客観性と信頼性を確保することを目的として外部（第三者）評価の取り組みが進められている。

外部評価を導入して 2 年目となる本年度は、新たに公募による外部評価委員を 2 名増員するとともに、本市で平成 22 年度に実施された重点施策（主要事業等）全 204 事業の中から評価対象事業として 18 事業（ハード事業 9 事業、ソフト事業 9 事業）を外部評価委員会が選定した。

本報告書は、以上の 18 事業を対象に実施された内部評価について、外部評価委員会が実施した評価の結果を取りまとめたものである。

行政評価は、各自治体において様々な方法で行われているが、その方法については、行政評価を実施していく過程において試行錯誤が繰り返されている状況にある。本市においても、評価項目数を絞り込んでの評価を実施するなど、昨年度の行政評価とは一部異なる取り組みを実践したところである。

その一方で、評価の過程では、昨年度と同様に、現地調査や事業担当課へのヒアリングを実施するとともに、委員会での慎重な審議に努めた。

今後本報告書が、より良い市政の実現に役立つことを期待するものである。

平成 23 年 10 月 由利本荘市外部評価委員会

I 外部評価の概要

1. 外部評価の実施方針

行政評価を実施するにあたり、行政内部の「自己評価」は一定の限界を有している。そこで、行政評価のプロセスに市民等の参加機会（第三者の視点）を確保することにより、内部評価の透明性・客観性の向上を図ることを目的とし、平成 22 年度に引き続き外部評価委員会による事務事業評価を実施することとした。

平成 23 年度外部評価では、平成 22 年度に市が実施した事務事業の中から外部評価委員会が評価対象事業を選定し、市が評価対象事業の内部評価を実施した後、外部評価委員会は市の内部評価結果を受け、事務事業の今後の方向性に関する提言や改善提案を行うこととした。また、平成 22 年度に引き続き、由利本荘市における外部評価制度の実施方法等に関する提言も行うこととした。

2. 平成 23 年度外部評価委員会における新たな仕組みの導入・実施

平成 23 年度外部評価委員会では、3 つの新たな仕組みを導入・実施した。1 つ目は、公募による外部評価委員の参画、2 つ目は、外部評価委員による評価対象事業の選定、そして 3 つ目は、評価基準の見直しである。

(1) 公募による外部評価委員の参画

平成 23 年度外部評価委員会では、行政評価のプロセスに市民等の参加機会を確保することにより、本市の行政評価のより一層の透明性・客観性の向上を図ることを目的として、新たに公募により外部評価委員を 2 名増員した。

募集にあたっては、募集期間を平成 23 年 4 月 15 日から同年 5 月 13 日に設定し、由利本荘市のホームページや広報紙、ケーブルテレビデータ放送などにより、より多くの市民に周知が図られるよう努めた。

募集期間終了後、由利本荘市外部評価委員会公募委員選考委員会の審査を経て 2 名の公募委員が選考され、平成 23 年 6 月 15 日に開催された第 1 回外部評価委員会において市長より委嘱状が交付された。



【委嘱状交付の様子】

(2) 外部評価委員による評価対象事業の選定

平成 22 年度の評価対象事業 12 事業は、市の総合発展計画における施策の柱や事業実施地域、担当部局等を考慮して、全て市が選定した事業であった。

平成 23 年度においては、より客観性が高い評価を実施することを目的として、外部評価委員会が評価対象事業を選定することとし、第 1 回外部評価委員会にて選定作業を実施した。選定の結果、市で平成 22 年度に実施された重点施策（主要事業等）全 204 事業のうち、18 事業（ハード事業・ソフト事業それぞれ 9 事業ずつ）を平成 23 年度評価対象事業として選定した。

なお、平成 23 年度の評価対象事業や、評価対象事業を選定するにあたっての視点等については、後述の「5. 平成 23 年度評価対象事業」において詳しく説明する。

(3) 評価基準の見直し

平成 22 年度外部評価委員会では、評価項目及び評価基準のあり方について見直しの必要性を指摘した。この指摘を踏まえ、平成 23 年度からは、評価項目及び評価基準のあり方について見直しを行い、評価項目については、6 項目（優先性、必要性、妥当性、有効性、効率性、公平性）であったものを 4 項目（必要性、有効性、効率性、公平性）に絞り込んだ上で事務事業評価を実施した。

また、評価基準については、評価を従来の 5 段階評価（S、A、B、C、D）から 4 段階評価（A、B、C、D）に変更するとともに、各評価項目の最低点 1 点を達成率が 60% 以下の場合に配点するよう変更し、達成率が 50% 未満の場合に 1 点を配点するという従来の考え方をより厳格化するよう改めた。

さらに、各評価項目の評点について、各評価項目で事業の良し悪しをより明確に評価することができるよう、従来の 5 段階評点（5 点から 1 点）を 4 点段階評点（4 点から 1 点）に改めた上で事務事業評価を実施した。

なお、新旧の評価基準表は、図－1 及び図－2 のとおりである。

(図-1) 由利本荘市の新評価基準表(平成23年度からのもの)

平成23年6月

項目名	評 価 基 準					評価時のポイント (評価の際に何を判断材料とするか)
	評価項目の視点	← 改善の必要性 →				
		低い	低い	高い	高い	
評点	4点	3点	2点	1点		
①必要性	この事業の目的や内容は、市民ニーズや社会情勢の変化に対応しているか。	十分に対応している	かなり対応している	あまり対応していない	対応していない	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の緊急性の有無 税金を投入する必要性の有無 事業の民間(企業、NPO、自治会等)移管の可能性の有無 など
②有効性	この事業は、市が抱えている課題を解決するための手段として機能しているか、または、機能すると考えられるか。	十分に機能している(十分機能すると考えられる)	かなり機能している(かなり機能すると考えられる)	あまり機能していない(あまり機能しないと考えられる)	機能していない(機能しないと考えられる)	<ul style="list-style-type: none"> 過去に実施された同じ事業や類似事業との成果比較 など
③効率性	この事業は、他自治体や本市における類似事業と比べて効率的に実施されているか。	十分効率的に実施されている	かなり効率的に実施されている	あまり効率的には実施されていない	効率的には実施されていない	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果(他自治体や本市における類似事業との比較) など
④公平性	この事業の目的や内容は、受益者が少数または特定の市民・団体等に限定されていないか。	限定されていない(広くサービス供給されている)	あまり限定されていない	かなり限定されている	限定されている	<ul style="list-style-type: none"> 非合理的な事業目的、事業実施根拠、事業内容による受益者限定の有無 など
基本的なスタンス	達成率	81%以上	80%~71%	70%~61%	60%以下	評価にあたって 数値的な目安となるもの
	考え方	目的が十分に達成されている	目的がかなり達成されている	目的があまり達成されていない	目的が達成されていない	

◎評点の合計により下記の評価とする。

評 価	A : 16点~14点 ← 計画通りに達成できた。
	B : 13点~11点 ← おおよそ計画どおりに達成できた。
	C : 10点~ 8点 ← 見直しの検討を要する。
	D : 7点~ 4点 ← 大幅な見直しを要する。

(図-2) 【参考】 由利本荘市の旧評価基準表 (平成22年度までのもの)

○平成22年6月

区分	評価基準						評価の視点	
	評価の視点	5点	4点	3点	2点	1点	視点に対する説明	
		低い	←	改善性	→	高い		
① 優先性	1	他の事業と比較して優先的に実施(すべき)しなければならなかったか	優先度が極めて高(い)かった	優先度が高(い)かった	優先的に実施したほうが望(ましい)ましかった	優先度が低(い)かった	優先度が極めて低(い)かった	事業目的を達成するために、当該事業が他事業と比較して優先的に実施(すべきか)すべきであったか
② 必要性	2	事業目的が市民のニーズや社会情勢に対応(するか)しているか	極めて対応(する)している	十分対応(する)している	一部対応(しない)していない部分もある	あまり対応(しない)していない	対応(しない)していない	市民の視点に立って必要としているものなのか、また、社会情勢により対象や内容が変化してくるが、それらに対して的確に対応しているか。
③ 妥当性	3	国、県、民間、地域との役割分担からみて市が行う必要があるか	市で実施する必要がある	市で実施する必要性が高い	公共性等から市が実施するほうが妥当である	一部国、県、民間、地域での実施が適当である	国、県、民間、地域での実施が適当である	法令上、市が対応可能な範囲での国、県、市での役割分担、または市と地域との役割分担の観点で市が行うべき事業がどうかの視点で付点する。 ※国、県、市の役割が法令で義務付けられているなど市での対応ができない場合は、5点とする。ただし、原則として市の自主性のない事業は、評価対象事業としないこととする。
④ 有効性	4	期待された成果が得(られ)られているか	極めて高く得(られ)られている	十分得(られ)ている	得(られ)ている	あまり得(られ)ていない	得(られ)ていない	事業目的を達成するために、当初予定した有効性に対し、期待どおりの成果が認められるか
⑤ 効率性	5	他の類似事業と比べてコストはどうか	極めて効率的である	十分効率的である	十分ではないが効率的である	あまり効率的でない	効率的でない	他市または本市での類似事業と比べて割高となっていないか。この場合、可能な範囲で市民一人当たりや一世帯当たりというような基準化した数値にしてから比較する。
⑥ 公平性	6	対象者全体に対して利用者等が少数に限定または重複していないか	限定されていない	一部限定されているが限定の度合いが小さい	限定される傾向がある	一部限定されており限定の度合いが大きい	限定されている	当該事業からサービスの受益を受ける市民が少数(特定)に限定されていないか
基本的なスタンス	達成率		120%以上	120%~90%	90%~70%	70%~50%	50%未満	評価にあたっての数的な目安となるものである
	考え方		予想以上の効果が得られた	計画した効果が得られた	いくつかの改善点がある	いくつかの見直しが必要	大幅な見直しが必要	

評価	◎評点の合計により下記の評価とする。	
	S : 30点~26点	→ 計画を大幅に上回る効果があった。
	A : 25点~21点	→ 計画通りに達成できた。
	B : 20点~16点	→ 課題はあるが、おおよそ計画どおりに達成できた。
	C : 15点~11点	→ 課題が多いため、見直しの検討を要する。
D : 10点~6点	→ 課題が多く、大幅な見直しを要する。(計画どおりに達成できなかった)	

3. 外部評価委員

委員会は、専門家委員 4 名、市民委員 4 名、公募委員 2 名の下記 10 名で構成された。

なお、専門家委員及び市民委員の任期は平成 24 年 3 月 31 日まで、公募委員の任期は平成 25 年 3 月 31 日までである。

		氏名	備考
専	委員長	三品 勉	秋田県立大学システム科学技術学部経営システム工学科 教授
専	副委員長	山口 邦雄	秋田県立大学システム科学技術学部建築環境システム学科 准教授
専	委員	佐藤 俊一	秋田しんせい農業協同組合 常勤監事
専	委員	辻川 新二郎	アルファ・エレクトロニクス株式会社 監査役
市	委員	今村 浩一	西目地域協議会 会長
市	委員	須田 まり子	由利本荘市社会福祉協議会 評議員
市	委員	小島 ひとみ	由利本荘市商工会女性部 前本荘支部長
市	委員	太田 良行	NPO法人矢島フォーラム 理事長
公	委員	加藤 富男	農業
公	委員	鎌田 鈴夫	無職

※ 専=専門家委員、市=市民委員、公=公募委員

4. 外部評価委員会の開催経過

	開催月日	内容
第1回委員会	6月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度外部評価の実施方針について 評価項目及び評価基準の変更について 評価対象事業の選定について 今後の作業日程について
第2回委員会	9月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察調査(8箇所)
第3回委員会	9月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 2班体制で各3事業(計6事業)の外部評価作業を実施(事業担当課及び内部評価担当者ヒアリングの実施)
第4回委員会	9月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 2班体制で各3事業(計6事業)の外部評価作業を実施(事業担当課及び内部評価担当者ヒアリングの実施)
第5回委員会	9月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 2班体制で各3事業(計6事業)の外部評価作業を実施(事業担当課及び内部評価担当者ヒアリングの実施)
第6回委員会	10月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価結果の内容確認・協議 外部評価報告書(案)の内容確認・協議

5. 平成 23 年度評価対象事業

市で平成 22 年度に実施された重点施策（主要事業等）全 204 事業のうち、委員の関心が高かった事業を中心に、事業実施地域や事業所管課、多くの事業費（概ね 1 億円以上）が投入されている事業や市が課題として捉えている事業を考慮し、また、評価作業にかかる時間等の制約も考慮し、下記 18 事業（ハード事業・ソフト事業それぞれ 9 事業ずつ）を平成 23 年度評価対象事業として選定した。

〔ハード事業〕

(単位:千円)

事業 No.	事務事業名	地域名	担当課名	H22年度事業費	評価担当
II-021	民有林造林促進事業	全地域	農山漁村振興課	24,505	A班
II-024	市有林管理事業	全地域	農山漁村振興課	204,870	A班
III-041	岩谷児童館改築事業	大内	子育て支援課	100,127	B班
III-052	介護福祉施設整備事業	全地域	長寿支援課	120,000	A班
IV-002	一般廃棄物最終処分場整備事業 (本荘処分場浸出水処理場)	本荘	生活環境課	59,058	A班
IV-011	住宅リフォーム資金助成事業	全地域	都市計画課	209,709	B班
IV-029	由利原浄水場建設事業	本荘・西目	水道課	579,913	A班
V-001	(仮称)由利本荘市文化複合施設建設事業	本荘	都市計画課	1,690,100	B班
VI-013	除排雪事業	全地域	建設管理課	927,109	B班

〔ソフト事業〕

(単位:千円)

事業 No.	事務事業名	地域名	担当課名	H22年度事業費	評価担当
I-003	地域づくり推進事業	全地域	地域振興課 (現 地域おこし課)	22,654	B班
II-006	中山間地域等直接支払事業(第3期対策)	全地域	農業振興課	488,713	B班
II-045	由利本荘市観光協会補助事業	全地域	観光振興課	23,430	B班
III-006	心の健康づくり事業	全地域	健康管理課	6,885	B班
III-010	住民検診事業	全地域	健康管理課	37,356	B班
III-015	障害者自立支援事業 (介護給付・施設訓練等給付事業)	全地域	福祉支援課	960,855	A班
III-044	福祉医療費拡大事業	全地域	市民課	94,330	A班
IV-001	ごみの減量化推進事業	全地域	生活環境課	62,669	A班
V-016	図書等整備事業	全地域	生涯学習課	17,639	A班

なお、慎重な評価を期するため、委員会を二班に分け、下記の各 5 名の委員により A 班及び B 班を設置し、評価に要する十分な時間と委員の発言機会の確保を考慮した。

A 班 … 三品委員長、佐藤委員、今村委員、小島委員、加藤委員

B 班 … 山口副委員長、辻川委員、須田委員、太田委員、鎌田委員

6. 由利本荘市の行政評価システム

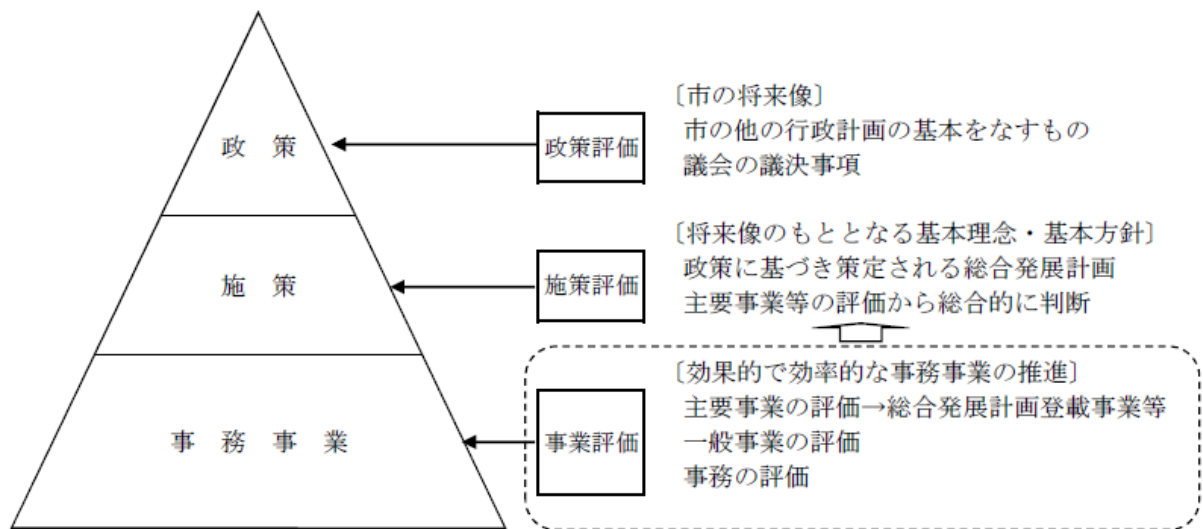
本市の行政評価システムは、図－3 に示すように、政策に対する政策評価、施策に対する施策評価、そして事務事業に対する事業評価で構成されている。これら3段階の評価のうち、「事業評価」を主体とした行政評価システムとしている。

事業評価は、図－4 に示すように、内部評価（平成18年度から実施）と外部評価（平成22年度から実施）から構成されている。内部評価では、各部局等による一次評価、各部局単位で推薦のあった職員により構成される内部評価部会による二次評価、部長級職員により構成される庁内行政評価委員会による総合評価が実施される。

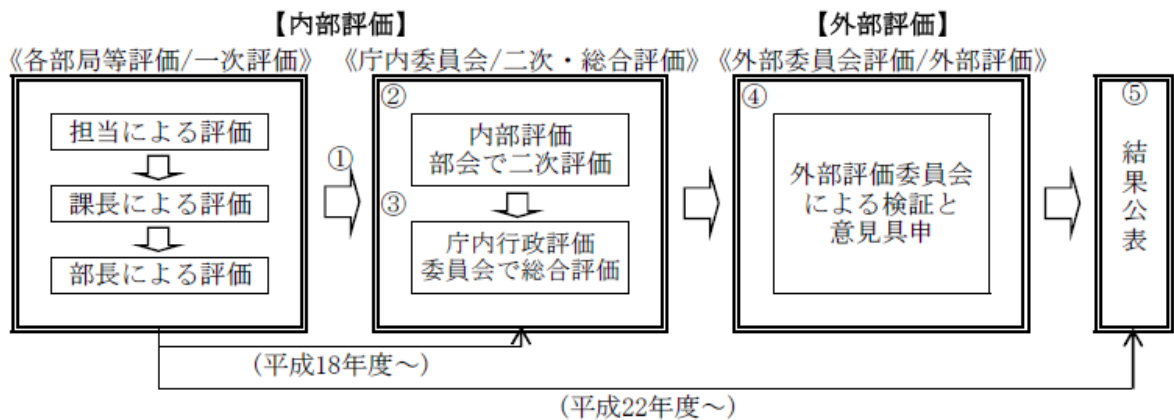
〔図－3〕基本的な考え方（総合発展計画を基本として）

○政策・施策・事務事業

- ・ 政策：市の将来像「人と自然が共生する躍動と創造の都市（まち）」
- ・ 施策：将来像のもととなる基本理念（3つの柱）
基本理念をもとに、将来像を実現するためのまちづくりの目標（7つの柱）
- ・ 主要事業等：施策を推進するための主要な事業（総合発展計画掲載事業及び主要なソフト事業）
- ・ 一般事業：主要事業以外の事業
- ・ 事務：主要事業に従って実施する個々の方策、その他これに類するもの



〔図－4〕事業評価の考え方



- ① 各部局等では主要事業について評価し、結果を提出する。
- ② 内部評価部会では、一次評価結果を受けて検討し、二次評価を行う。
- ③ 庁内行政評価委員会では、二次評価結果を受けて検討し、総合評価を行う。
- ④ 外部評価委員会では、総合評価の結果を検証し、意見等を付して報告する。
- ⑤ 総合評価及び外部評価の結果を公表する。

7. 外部評価の進め方

(1) 現地調査

外部評価委員会を二班に分け、現地調査を行った。調査先等は以下のとおりである。

第2回外部評価委員会（平成23年9月7日（水））

①A班担当分

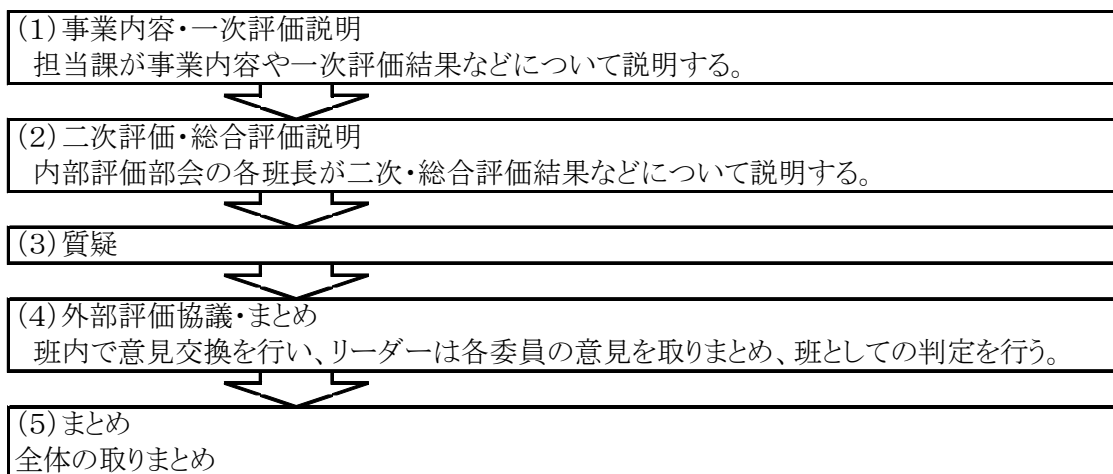
調査時間	調査先等	所在地域
13:00～13:10	調査先等説明	-
13:30～13:50	由利原浄水場建設地	本荘
14:35～15:05	介護福祉施設整備事業 ※グループホームきざくら	東由利
15:55～16:35	本荘処分場浸出水処理場 ごみの減量化推進事業 ※本荘清掃センター	本荘

①B班担当分

調査時間	調査先等	所在地域
13:00～13:10	調査先等説明	-
13:25～13:45	岩谷児童館	大内
14:45～15:25	中山間地域等直接支払事業 ※貝沢地区・鳥海総合支所	鳥海
	除排雪事業 ※長坂除雪センター・鳥海総合支所	
	(仮称)文化複合施設建設地	
16:30～16:50	(仮称)文化複合施設建設地	本荘

(2) ヒアリング調査

外部評価委員会を二班に分け、各班の評価対象事業を9事業ずつとして評価作業を行った。



【現地調査の様子（写真左）とヒアリング調査の様子（写真右）】

II 外部評価の結果

1. 評価のまとめ

評価対象事業 18 件の評価結果は、以下の表のとおりである。

〔ハード事業〕

No.	事業名	外部評価		総合評価		二次評価		一次評価	
1	民有林造林促進事業	13点	B	14点	A	14点	A	15点	A
2	市有林管理事業	15点	A	15点	A	15点	A	14点	A
3	岩谷児童館改築事業	15点	A	15点	A	15点	A	15点	A
4	介護福祉施設整備事業	16点	A	16点	A	16点	A	16点	A
5	一般廃棄物最終処分場整備事業 (本荘処分場浸出水処理場)	15点	A	15点	A	15点	A	16点	A
6	住宅リフォーム資金助成事業	12点	B	15点	A	12点	B	12点	B
7	由利原浄水場建設事業	16点	A	15点	A	15点	A	16点	A
8	(仮称)由利本荘市文化複合施設 建設事業	12点	B	16点	A	14点	A	14点	A
9	除排雪事業	15点	A	14点	A	14点	A	14点	A

〔ソフト事業〕

No.	事業名	外部評価		総合評価		二次評価		一次評価	
1	地域づくり推進事業	11点	B	14点	A	12点	B	12点	B
2	中山間地域等直接支払事業 (第3期対策)	14点	A	16点	A	16点	A	16点	A
3	由利本荘市観光協会補助事業	10点	C	14点	A	13点	B	15点	A
4	心の健康づくり事業	13点	B	15点	A	14点	A	14点	A
5	住民検診事業	12点	B	12点	B	12点	B	12点	B
6	障害者自立支援事業 (介護給付・施設訓練等給付事業)	15点	A	15点	A	15点	A	15点	A
7	福祉医療費拡大事業	15点	A	16点	A	16点	A	15点	A
8	ごみの減量化推進事業	15点	A	14点	A	14点	A	15点	A
9	図書等整備事業	16点	A	16点	A	16点	A	16点	A

【参考】 評価区分と評価点数

評 価	A : 16点 ~ 14点 ← 計画どおり達成できた。
	B : 13点 ~ 11点 ← おおよそ計画どおりに達成できた。
	C : 10点 ~ 8点 ← 見直しの検討を要する。
	D : 7点 ~ 4点 ← 大幅な見直しを要する。

2. 評価対象事業の評価結果

(1) 民有林造林促進事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	補助・負担事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	活力とにぎわいのあるまちづくり
〈施策名〉	農林水産業の振興
〈施策項目〉	森林資源の活用と保全

①事業概要

i) 事業の目的

森林は、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全や地球温暖化対策等、公益的・多面的機能を備えていることから、その整備により森林の持つ公益的・多面的機能を向上させることは重要な取り組みである。

しかし、近年は、森林所有者の地域離れや高齢化等により、手入れの行き届かない山林が増加している。また、木材搬出にかかる費用が高まる一方で木材価格が低迷するなど、林業を取り巻く環境は悪化している。

こうした状況の中、平成21年度に国が策定した「森林・林業再生プラン」では、10年後に木材の自給率を50%以上とする目標を掲げ、今後森林整備へ積極的に取り組むこととしている。さらに、秋田県としても年間10,000ha（ヘクタール）の間伐を目標として整備促進を図っている。

本市の民有林面積が70,146haと県内一であることや、本市の民有林の多くは戦後に植林されており間伐促進の必要性が高いこと、本荘由利森林組合から森林整備にあたって補助の要望が出されていることから、森林資源である優良秋田由利スギ材の生産・確保のためにも、民有林の整備促進を図っていくことが求められている。



本事業は、民有林の造林・保育等適切な整備を図ることにより森林の荒廃化を防ぎ、災害防止や水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化対策等、森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図るとともに、森林資源である優良秋田由利スギ材の生産・確保を目的としている。

ii) 実施内容

市内の民有林の下刈、除・間伐等の保育作業を行った者に対しては、県の標準単価により算出された査定事業費に基づき、国・県から補助金が交付される。本事業は、国・県から交付された補助金に加え、上記査定事業費の7%を上限に上乗せ補助する事業である。

施業面積の計画および実績は、表－5のとおりである。年間1,500haの民有林を維持することにより、継続的に民有林を整備し、その荒廃防止を目指している。

(表－5) 施業面積の計画および実績 (単位：ha、%)

年 度	H19	H20	H21	H22
目標面積(a)	1,500	1,200	1,500	1,500
実績面積(b)	1,605	1,858	2,119	2,084
割合(b/a)	107.0	154.8	141.3	138.9

iii) 事業対象

本事業の対象は、本市に山林を所有し、その所有する森林を整備する者（以下「造林実施者」という。）である。

補助金の申請にあたっては、その多くを本荘由利森林組合が取りまとめを行っており、代表者として申請している。

造林実施者が民有林の間伐・保育を行った場合、県の標準単価により算出された査定事業費の68%が国・県から補助金として交付され、これに加えて、市として7%の嵩上げ補助を行っていることから、造林実施者は査定事業費のうち25%の負担をする必要がある。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は表－6のとおりである。

(表－6) 民有林造林促進事業に係る事業費の財源内訳

(単位：千円)

年度別		事業全体	H17	H18	H19	H20	H21	H22
財源等	事業費	162,839	24,396	28,129	31,090	27,442	27,277	24,505
内訳	一般財源	162,839	24,396	28,129	31,090	27,442	27,277	24,505

②評価結果

i) 内部評価結

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	II-021	事業名	民有林造林促進事業	担当部局名	農林水産部	本庁担当課	農山漁村振興課	事業担当課	農山漁村振興課	
① 必要性	一次評価	4点	森林資源の持つ公益的・多面的機能の維持・向上に対する市民ニーズは高い。また、秋田県の年間間伐量10,000haのうち本市分は1,500～2,000haであり、秋田県の間伐面積の多くをカバーしている。さらに、森林組合の座談会では、嵩上げ補助金の継続的実施を望む声が多い。							
	二次評価	4点	木材資本の確保と共に、森林の持つ公益的・多面的機能を維持・向上のためにも、造林・保育等の森林整備は必要である。しかし、山林所有者等による森林整備には限界があることから、市民ニーズの高まりに反してそのニーズへの対応の遅れが認められる。本事業は市民ニーズへの対応を早めるものであり、本事業の必要性は高い。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	本市では、個人所有面積が多いことから、補助金があることで個人負担を減らしながらも整備面積を広げることができる。これにより、森林整備が促進され、森林資源を継続的に有効活用し、公益的・多面的機能を発揮することができる山林になっている。							
	二次評価	4点	森林の持つ公益的・多面的機能の維持・向上を図るためには、造林・保育等による森林整備が必要不可欠である。整備された民有林の面積は計画を大幅に上回っていることから、森林の持つ公益的・多面的機能の維持・向上を図るため森林整備を推進するという目標は達成されており、本事業の有効性は高い。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	3点	にかほ市では、8,000千円の予算で280ha前後の年間間伐面積であるのに対し、本市は、24,505千円(H22決算額)で2,084haの年間間伐面積であることから、効率的に実施されている。補助率については、にかほ市が10%に対し本市は7%と低いが、ある程度の満足は得られているものと考えている。							
	二次評価	3点	国、県の補助率68%に加え、市が7%嵩上げ補助をし、残り25%を造林実施者が負担することとなるが、造林実施者の平均的自己負担額の妥当額の検討が必要と思われる。また、他市町村と嵩上げ補助率、予算額及び実施面積等の比較検討の上、本市の財政状況を踏まえ補助率の効率性を検討する必要がある。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	本事業は、由利本荘市内に所有する森林を整備する人が対象である。山林の地形や位置にかかわらず7%補助をしている。森林整備にあたり本事業を活用すれば、個人負担が少なくなることから、意欲的に森林整備に取り組んでいただける。隣接する山林所有者への波及効果も期待される。							
	二次評価	3点	本事業の対象は由利本荘市内に所有する森林を整備する人であるが、森林が持つ公益的・多面的機能が発揮されることにより、すべての市民がその利益を得ることができる。しかし、嵩上げ分は一般財源であるため、市の財政状況を考慮し、中長期的に補助率及び補助額の変更も検討する必要がある。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	15点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	山林所有者がいなく、荒廃した山林や森林管理を委託された個人にとって森林整備に7%補助の嵩上げは森林資源を継続的に活用していくことができる。今後、民有林残材から収益が出る事業を展開していきたい。				
		A		一次評価	担当部局意見	森林資源の持つ公益的・多面的機能を維持・向上していくためには、民有林の整備は欠かせないものとなっている。木材価格が低迷している状況の中では、民有林整備への支援策は必要不可欠なものであるが、補助対策事業や補助率の検討なども必要となっている。				
	二次評価	14点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	森林は国土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止等多面的な機能を有しており、その機能を十分発揮させるためには、造林、保育等の適切な森林整備が必要であるが、山林所得者等による森林整備には限界がある。国、県の補助率68%に加え、市が7%嵩上げ補助をし、残り25%を造林実施者が負担することとなるが、市の嵩上分の補助金の交付額は、事業面積が県内一ということもあり、24,000千円を超える状況であるため、造林実施者の平均的自己負担額の妥当額の検討が必要と思われる。また、嵩上分は一般財源であるため、市の予算状況を鑑みながら、中長期的に補助率及び補助額の変更も検討する必要がある。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	木材資本の確保と共に、国土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止等多面的な機能を十分発揮させるためには、公有林と民有林に区別なく、造林、保育等の適切な森林整備が必要であるため、本事業及び一次評価は妥当である。				
	総合評価	14点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	II-021	事業名	民有林造林促進事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 森林資源の機能発揮のために必要な事業と認める。 必要性を認識しても、負担が大きく手入れのできない森林が増加している現状であり、必要性は大である。 				
	有効性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の事業参加への積極的な促し方に改善が必要。金銭的インセンティブの問題を含む。 森林所有者の負担を軽減するまでには至っていない。 				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 長期的事業方針に対する見透しが明確でない。 国や県への働きかけが必要である。 				
外 部 評 価	公平性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 業者の入札方法が不明。 年度により市補助率が増減している。 森林所有者全体が利用しているとは思われない。 担当課と入札課の連絡を密にしてほしい。 				
	B	<ul style="list-style-type: none"> 県の政策、他地域での取り組み等に関する情報が必要。 森林整備長期計画の策定が必要ではないか。(長期計画に基づく単年度事業確保) 多面的機能維持・向上に向けて、年次計画で良い。今後も補助率アップを願いたい。指標率138.9%で良好である。 森林所有者など関連部門と更なる連携を図りながら事業を展開すべきである。 				
	13点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・長期計画を明確にすべき。
- ・森林所有者全員に周知徹底されているとは思われないので、制度についてももう少しPRがほしい。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.植林すると下刈りから除間伐までいろいろやると思うが、補助制度はあるか。(加藤委員)

A.市の補助要綱の中に植林は入っていなかったが、平成 23 年度から森林整備の予算の金額を増やさない範囲で植林も可能とした。苗代や地ならしの費用が高くなる関係で、メニューになかったのではないかとと思われる。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.木材価格の低迷等から、杉ではなく広葉樹を植林する考えはないか。(加藤委員)

A.現在のところ、まだ杉を植林する予定である。混交林化事業という国・県の補助事業があるが、市の嵩上げ補助の対象にはなっていない。杉林の中で生長が悪い場所を伐採し、広葉樹を植林する場合に限定される。杉は売れるが、広葉樹は曲がるため使い道に制限があり、植林する人はいないと思われる。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.販売目的ではなく、森を育てるといような観点が必要でないか。(三品委員長)

A.広葉樹は、育成天然林事業というものがあり、下刈りの整備を実施している。森林の涵養目的の事業も行っている。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.民有林に限らず市有林も含めて、市の森林整備の長期計画はどうなっているか。(佐藤委員)

A.長期計画はないが、旧市町村単位で森林の樹齢や面積、整備内容を記録した森林簿がある。その森林簿に基づいて現場を見て整備内容を決めている。財政的な制約もあり、長い目での整備は難しいというのが実情である。目標としては、民有林であれば、年に 1,500 ヘクタールを実施できるような補助を続けていきたい。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.年度によって市の補助率に上下はあったか。(佐藤委員)

A.10%のときもあり、7%のときもあった。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.受益者数の計画と実績はどうなっているか。(佐藤委員)

A.計画は人数ではなく面積で決めている。民有林は実績補助となっている。受益者数は 900 人から 1,000 人で推移している。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.受益者の自己負担率は全て 25%か。(加藤委員)

A.そのとおりである。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.財力がないと整備できないのではないか。1ヘクタール当たりの費用はどのくらいか。(加藤委員)

A.内容によって異なるが、過去の事例から、100%補助で切り捨て間伐をしたときで 20 万円ほどになる。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.補助を申請したが、補助事業対象外になった人はいるか。(佐藤委員)

- A.そういう例は把握していない。実績補助であるため、補助対象になるものしか申請が上ってこない。(農林水産部農山漁村振興課)
- Q.補助事業があることが市民に広く知られているか。(佐藤委員)
- A.個人や業者が整備した分に関しても森林組合で代理申請しているので、おそらく全部対象になっていると思われる。(農林水産部農山漁村振興課)
- Q.旧西目町では、町内会で町有林を造林していたが、組合員の高齢化で手入れが難しくなった。旧西目町と町内会の契約はあるが、新市になってからは契約がない。その辺はどうなっているか。民間の業者から、町内会で管理できなくなった林を管理させてくれないかという提案があるが、どのように対応すれば良いか。森林組合にお願いした方が良いという意見もあるし、個人業者の方が利益が上がったとき大きいという話もある。その業者から森林簿閲覧と森林計画マスターの複製への同意書がほしいと言われたが、特定の業者にそういうものを出しても良いものか。(今村委員)
- A.旧西目町ばかりでなく全部の地域で、町内会との分収林契約という名目で、期間内に収益が上がった場合、5対5や6対4に分配するという取り決めをして契約している。早いところでも満期は来ていないと思うが、期間を延長したところがほとんどである。その契約が活着している以上、他の業者が入ってきた場合、契約を解除しないと不都合がある。町内会と総合支所の話し合いで決められるかどうかについては、この場で明確な答えは出せないが、これから起きてくる問題ということは認識している。旧市町で取り決めがバラバラなため、取り扱いが難しいと考えている。(農林水産部農山漁村振興課)
- Q.杉は保水力がなく、針葉樹で葉が落ちないため地面がコンクリートのようになり環境保全に逆効果という意見があるが、実際のところはどうか。(三品委員長)
- A.広葉樹に比べると少ないが、杉にも保水能力はある。葉も落ちるのでコンクリートのようになるということはないと思われる。(農林水産部農山漁村振興課)
- Q.効率性について、国が51%の補助ということでかなり効率が良いということだが、逆にお金をかけないで目的を達する方が効率が良いという考え方もある。最初の計画に対し、5%から10%の事業費増は効率が悪いのでないか。(三品委員長)
- A.施行面積が計画より広がったことから、事業費が増加している。(農林水産部農山漁村振興課)
- Q.事業費総額の約1億6,000万円は何年度からの合計か。(加藤委員)
- A.平成17年度から平成22年度までの合計である。(農林水産部農山漁村振興課)
- Q.平成23年度からの計画はあるか。(加藤委員)
- A.記載はされていないが、平成26年度までの計画はある。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・ 森林組合等からの間伐や下刈りの連絡が遅いと、このような良い制度があっても有効活用ができないため、早めに連絡するよう市から指導してもらいたい。(加藤委員)
 - 指導的立場の行政であるため、森林組合に指導していきたい。(農林水産部 農山漁村振興課)
- ・ 造林整備を促進しようと思えば簡単にできる。嵩上げ補助を多くして自己負担がなくなれば、やろうとする人は出てくる。本来、政策的にこれだけのものの整備が必要だということであれば、長期計画というマスタープランがないと、どういう整備をするかが場当たりの的になってしまうと思う。(佐藤委員)
- ・ 植林にも補助が出ることは画期的なことだと思う。広く浅く効率の良い補助を行ってほしい。(加藤委員)
- ・ 先日の大雨で作業道がかなり被害を受けた。業者で重機が入れられなくなっている。良い木材があっても、機械が入れないと価値が上がらないと思うので、植林と同時に道路網も効率的・計画的に整備してほしい。(加藤委員)

(2) 市有林管理事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	内部管理事務
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	活力とにぎわいのあるまちづくり
〈施策名〉	農林水産業の振興
〈施策項目〉	森林資源の活用と保全

①事業概要

i) 事業の目的

森林は、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全や地球温暖化対策等、公益的・多面的機能を備えていることから、その整備により森林の持つ公益的・多面的機能を向上させることは重要な取り組みである。

しかし、森林整備が行われない放置林の発生や木材価格の低迷など、森林経営を取り巻く環境は悪化しており、市有林面積が 13,369ha である本市においても、森林経営の環境悪化による森林の公益的・多面的機能の喪失が懸念されている。

市有林は市が所有する財産であり、森林資源の活用・保全の観点から、下刈・枝打ち・除伐・間伐等の保育施策の実施による森林の適正な管理・整備が求められている。

本事業は、森林法に基づき計画・策定された由利本荘市森林整備計画（10 年計画）により計画的な森林施策を実施することで、基本財産の造成と森林資源の保続的培養、さらには、地域における産業の振興、森林レクリエーション、保健休養等、森林の持つ公益的・多面的機能の高度発揮を図るとともに、民間で森林経営を行う場合の見本となることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、市有林の下刈・枝打ち・除伐・間伐等の保育施策を実施する事業である。平成 22 年度の当初計画では、982ha の市有林を対象に保育施策を実施する計画で、事業費として 191,682 千円を予定していた。

本事業の実施にあたっては、市有林保育実施面積 942ha の約 57%にあたる 533.42ha に対し、事業費の 100%を国からの交付金で賄うことのできる「森林整備加速化・林業再生事業」を活用して事業を実施した。

なお、本事業の発注はすべて指名競争入札により委託されている。

iii) 事業対象

市有林を維持・管理していくことは、森林の持つ公益的・多面的機能の維持・向上につながるが、こうした機能が維持・向上されることにより利益を受けるのは、すべての市民である。また、市有林の維持・管理は市の基本財産管理に位置づけられることから、市民に負担を求める性質のものではない。

市有林の保育施業面積の計画および実績は、表－7のとおりである。年間500haの市有林を維持することで、継続的な市有林整備を目指している。

(表－7) 市有林の保育施業面積の計画および実績 (単位：ha、%)

年度	H19	H20	H21	H22
目標面積(a)	571	301	389	982
実績面積(b)	619	349	643	942
割合(b/a)	108.4	115.9	165.3	95.9

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－8のとおりである。

(表－8) 市有林管理事業に係る事業費の財源内訳

(単位：千円)

年度別 財源等		事業全体	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
事業費		745,299	103,277	113,072	113,709	63,202	147,169	204,870
内訳	国庫支出金	382,128	45,277	45,322	52,983	29,986	85,916	122,644
	県支出金	78,702	15,092	15,107	17,660	9,995	9,834	11,014
	地方債	83,000	5,700	29,800	30,500	17,000	0	0
	一般財源	201,469	37,208	22,843	12,566	6,221	51,419	71,212



【事業担当者による事業説明の様子】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	II-024	事業名	市有林管理事業		担当部局名	農林水産部	本庁担当課	農山漁村振興課	事業担当課	農山漁村振興課
① 必要性	一次評価	4点	災害防止や水源かん養の必要性から、市有林の適正な維持管理が求められている。また、公共施設に木材を利用するよう国において促進法が創設され、木材自給率も現在の28%から50%以上とする数値目標が定められた。こうしたことから、国の補助事業を活用し少しでも多くの面積の森林施業を実施する必要があると考えられる。							
	二次評価	4点	基本財産である市有林を維持管理することにより、森林の持つ公益的・多面的機能の向上を図っていくことは必要不可欠な取り組みである。民有林全体を対象に公益的・多面的機能の発揮と森林生産力の持続的増大を両立させる森林管理・経営を広めるためには、市がこれを実践・先導していく必要がある。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	3点	病虫害防止対策等により森林資源の維持管理を進めるとともに、公共施設建築への市有林材活用による雇用の創出に努めている。木材分野は様々な方面から注目されているが、即効性が低いことから、今後も長期的に事業を進めていくことが重要であると考えられる。							
	二次評価	4点	森林の多面的な機能を十分に発揮させるためには、造林や保育等の適切な森林整備が必要不可欠である。これにより森林の荒廃化を防ぎ、住みよい環境維持を図るためにも、本事業の有効性は高い。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	3点	各地域で市有林の生育に差があることから、森林の生産力が持続的増大となるよう効果的に森林資源の維持管理を進めていく必要があると考えられる。また、木材利用にあたっては、家電量販店創業者である小野仁助氏より寄贈された仁助山の木材利用等は本市のPRにも繋がっていくと考えられる。							
	二次評価	3点	本事業により整備された森林がもたらす公益的機能から判断すれば、効率性は高いと考えられる。今後はさらに事業費の支出抑制を図り、計画的かつ積極的な市有林管理をしていく必要がある。また、他市で実施されている森林ボランティアの養成及び活用の検討も必要である。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	市有林管理事業の実施にあたり、国や県の補助を活用していることから、市の負担は事業費の32%以内となっている。森林資源の持つ公益的・多面的機能による受益者はすべての市民であるが、受益にあたり市民に負担は生じない。							
	二次評価	4点	森林の多面的な機能を十分に発揮させるためには、造林や保育等の適切な森林整備が必要である。森林の荒廃化防止や住みよい環境が維持されることですべての市民が利益を享受できるため、本事業の公平性は高いと考えられる。今後は、由利本荘市森林整備計画の進捗確認・評価の必要がある。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	14点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	市有林に限らず、今、山林の残材について様々な方面から注目を受けている。市としても雇用の確保やエネルギー分野等の事業を早期に展開していくことが必要ことから、市有林管理事業についても今まで同様に進めていくことが必要と思われる。				
		A		一次評価	担当部局意見	市有林の整備は、災害防止や水源かん養、保健休養など多様な公益的機能があり、適正な管理が必要である。さらに、市有林整備は、民有林整備の手本となるものでもある。今後、市有林の有効活用や整備に係る事業量・地域間格差などの検討も必要である。				
	二次評価	15点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	基本財産である市有林を維持管理することにより、森林の持つ多面的機能の向上を図るため、造林、保育等の適切な森林整備が必要であり、森林の荒廃化を防ぎ、住みよい環境維持を図るためには本事業は必要不可欠と思われる。ただし、事業費の支出を抑制しつつ、より効率的な事務事業の執行及び間伐実施方法の検討を行い、計画的な市有林の管理及び国庫補助による択伐施業の積極的導入による事業の推進及び、他市でも実施している森林ボランティアの養成及び活用の検討も必要である。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	市有林において、長伐期化、複層林化による多様な森林整備と森林の質的向上を図る保育・間伐を重点的に実施し、択伐施業による持続的な優良材の生産と森林資源の充実を目指し、民有林の模範となる市有林の管理・経営に努める必要がある。また、木材資本の確保と共に、森林の持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など、公益的機能の向上のためにも造林、保育等の森林整備は必要であり、本事業及び一次評価は妥当である。				
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。今後、木材資本の確保と共に、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させ、さらには間伐材等の木質バイオマスの利活用を図るためにも、公有林・民有林を区別することなく、効率的かつ効果的な森林整備を推進すべきである。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	II-024	事業名	市有林管理事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・森林資源の機能発揮のために必要な事業と認める。 ・自然環境の保全上、必要性大である。 ・民有林の手本となるべく努力している。 				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	木材としての価値を高めるまでにはなっていないが、自然環境保全上は有効である。				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的事業方針に対する見透しが明確でない。 ・効率性を判断するにあたり、目に見える効果を示されていないため、十分な効率性を認めることはできない。 				
外部 評価	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	本事業の実施により国土の保全や水源のかん養といった効果があり、この効果は全市民に及ぶことから、公平性に問題は無い。				
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・資産評価に関する取り組みを重視すべき。 ・補助制度の内容等を周知させてほしい。 ・森林を育てる意欲を向上させるような対策がほしい。 ・市の基本財産維持のため今後も計画的に進めてほしい。22年度は目標に対し96%。 				
	15点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

<ul style="list-style-type: none"> ・長期展望、資産の管理の強化が望まれる。 ・市有林の財産評価とその開示について検討いただきたい。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.適齢期の木を有効に活用するため、どのような手段をとっているか。(加藤委員)

A.森林組合によると、売れ筋は 20 センチメートルくらいの若い木とのことであるが、市有林は 30 センチメートルを越えた木が多いため、もっと置いて価値が出てから伐採するという長伐期施業になっている。今のところ、木を伐採して何に使うという鮮明な答えは出していないが、市が 1,000 万円を補助し、森林組合で木材乾燥施設を整備してもらうことになっている。その施設で市有林を切った木材を乾燥させて、売るのではなく市の公共施設の建設で消費して使うことができればという考えを農山漁村振興課では持っている。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.市有林について、鳥海地域が面積の 3 分の 1 を占めているが、どういう計画で、どういう手順で整備しているのか。(加藤委員)

A.市の予算の制約もあり、1 年間で全体の 5%から 8%しか整備できないため、まだ多くの山林が整備されずに取り残されている。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.長期計画との関係で、具体的にどのような計画でどういった整備をしていくのかが見えてこない。今は植林をしていないということで良いか。(三品委員長)

A.望ましい森林整備のあり方は、一定量の木を伐採しながら一定量の木を育てることを繰り返すことと考える。今、育てている段階の木を皆伐したら、必ずそれを補うような形で植えていかないといけない。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.何年か先にどうなるかの見通しはあるのか。(三品委員長)

A.今のまま行くと、小さい木が大きくなるだけで、あまり良くない森林になる。一つの事例として檜枯れが問題になっているが、昔は薪ストーブ等の薪炭林に使用したため、若い木が育ち虫がいても抵抗力があって木は枯れなかった。今は薪ストーブを使わなくなったため、老木になって抵抗力がなくなってしまった。杉のため、今のところ病気の問題はないが、老木になると風で倒れるといった影響が出てくる。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.杉の寿命は何年くらいか。(三品委員長)

A.縄文杉などがあるので、環境にもよるが、百年単位の寿命はあると思われる。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.平成 22 年度の事業費がかなり増額されている。国の 100%補助を活用したために全体事業費が増えたことは分かるが、一般財源からの持ち出しもかなり増えているが、理由は何か。(佐藤委員)

A.事業費の一般財源が 7,000 万円ほどに膨らんだ理由は、事業単価が増加した分があるためである。平成 22 年度に実施した間伐の収益金が 2,000 万円ほどある。雪が多くて搬出できず年度会計に入っていないが、それを差し引くと 5,000 万円ほどにな

る。平成 20 年度と比べて多い理由は、地方債を発行できなくなった分である。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.市有林の財産評価を行っているか。(佐藤委員)

A.農山漁村振興課では財産評価を行っていない。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.この地区に木が何本あって、1 本が何円というイメージで捉えていると考えていたが、そういうことではないのか。(三品委員長)

A.蓄積という形で、立米積算の数字は掴んでいる。(農林水産部農山漁村振興課)

Q.それを現在価値で評価すると、何億円になるかということは分かるのか。(佐藤委員)

A.そういうことであれば大体分かる。材積から計算は可能である。(農林水産部農山漁村振興課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・長期のマスタープランのようなものがあって、その中で、今年度はこれをやるというような考え方がどうしても必要になるのでないか。長期の計画がないと、事業実施の可否が予算の有無に左右され、各年度で実施状況にバラツキが出てくる。やはりある程度は市の長期計画に基づき、この位は最低でも確保しなくてはということで整備していくのが基本でないかと考える。(佐藤委員)
- ・市が保有する財産で、各年度でそれなりの費用を投じて整備を図っているので、財産の評価の増減を把握をし、さらにそれを市民に開示して、それが適正な事業かどうか評価をしてもらうという体制が必要でないか。(佐藤委員)

【後日、農林水産部農山漁村振興課から補足】

市有林管理台帳については、合併前の台帳で様式が異なっており、統一された台帳でされていない。

市有林は山林の戸籍に相当する森林簿の林小班（りんしょうはん）で林齢と材積等を管理している。この森林簿は、林齢のほか、人工林と天然林に区別され、スギ、アカクロマツ、カラマツ、その他針葉樹とクリ、キリ、その他広葉樹ごとに面積、材積が表示されている。

本数について、人工林スギは植林本数を林齢と面積換算することにより推定可能である。(植林後、除伐、間伐することにより減少していくが材積は増えていく。)

しかし、広葉樹は自然発生や倒木するため、立木調査が必要となる。この立木調査には多額の費用を要することから、現在は実施していない。

立木評価額については様々な算出方法があり、人工林スギについて、植林本数から

森林保険対象金額により算出した金額は約 215 億円であった。また、材積から算出した立木売買価格では約 74 億円となった。

算出方法により金額が大きく異なってるが、今後、統一した林小班ごとの台帳整備を進め、市有林管理に努めたい。

(3) 岩谷児童館改築事業

◆事業対象地域	大内地域
◆事務事業種別	施設等整備事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	児童の健全育成施設の整備・充実
〈施策名〉	健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまち
〈施策項目〉	子育て支援と児童福祉の充実

①事業概要

i) 事業の目的

岩谷児童館は、地域の児童等を中心に放課後の集いの場として利用されている施設である。特に近年は、岩谷地区内において核家族化や夫婦共働きによる「カギっ子」児童が増えており、放課後に岩谷児童館を利用したいという要望が多く寄せられるようになっていた。

しかし、昭和 55 年に建築された岩谷児童館は、土台や柱にシロアリ被害を受けるなど、建築から 30 年が経過していることから施設本体の老朽化が著しい状況にあった。そのため、児童館を利用する児童等に怪我などがないように児童館の利用に際して行動の制限がされていた。

市の総合発展計画では、当初、平成 22 年度に約 20,000 千円をかけた大規模改修（リフォーム）を計画していた。しかし、施設本体の老朽化から、農林水産省所管の「木造公共施設等整備事業費補助金」を活用して児童館を新築することとした。

本事業は、放課後児童対策として活用されている児童館を改築することにより、核家族化や夫婦共働きによる「カギっ子」児童の交通安全や防犯対策など社会環境の浄化に努めるとともに、児童遊園地や街区公園など安全・健康な遊び場の施設整備を図り、もって児童健全育成により良く寄与することを目的としている。

ii) 実施内容

老朽化が進んでいる岩谷児童館の隣接地に新しい児童館を新築する（外構舗装工事を含む）。平成 22 年度に実施設計・現場監理委託、および本体建築工事一式（建築面積 408.39 m²）を実施した。

本事業にかかる事業費の内訳は、新築工事にかかる経費が 84,420 千円、設計業務および工事監理業務にかかる経費が 5,471 千円、事業推進にかかる事務系雑費として 580 千円であり、合計で 90,470 千円であった。

なお、旧岩谷児童館は解体され、旧岩谷児童館跡地は駐車場等として利用する。

岩谷児童館の利用者数の推移は、表－9 のとおりである。



【改築した岩谷児童館の外観】

(表－9) 岩谷児童館利用者数の推移 (単位：人)

年 度	H19	H20	H21	H22
利用者数	15,007	14,149	13,866	15,457

iii) 事業対象

岩谷児童館は、地域内の概ね 3 歳以上の幼児、小学 1 年生から小学 3 年生までの児童及びこれに準ずる児童が対象となっている。また、希望があった場合は、地域外の児童等も施設を利用することができる。

施設の利用にあたっては、開館時間内は無料で利用することができる。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－10 のとおりである。

(表－10) 岩谷児童館改築事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

財源等		年度別	事業全体	H22年度
事業費			100,127	100,127
内訳	国庫支出金		58,143	58,143
	過疎債		32,300	32,300
	一般財源		9,684	9,684

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	III-041	事業名	岩谷児童館改築事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	子育て支援課	事業担当課	大内市民福祉課	
① 必要性	一次評価	4点	放課後に児童等が安全・安心に利用できる施設として活用されていたが、施設の老朽化により児童等がのびのびと活動できなくなっており、施設の改築要望が出されていた。改築により利用者の満足もあり、市民ニーズに十分対応できている。							
	二次評価	4点	施設の老朽化などから施設の改築又は代替施設の確保を必要としていたことなどを踏まえ、本事業は市民ニーズ、利用者ニーズ及び社会情勢に対応できていると思われる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	施設の改築により、児童等がのびのびと放課後活動に取り組むことができるようになり、児童の健全育成という目的に沿った施設となっている。施設の利用状況からも、本事業は、児童の健全育成という目的に対し有効性が非常に高い事業であると評価できる。							
	二次評価	4点	少子化が進行し児童数が減少する状況の中にあつて、施設の利用者数は横ばい若しくは微増していることから、本事業の有効性は非常に高いと評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	3点	類似施設の例はないが、集落集会施設の建築単価との比較においては、児童館の建築単価が213千円/㎡であるのに対し、集落集会施設は163～209千円/㎡であった。施設の規模等が異なるため適切な単価比較ではないと考えられるが、これらの比較では建築単価に大きな開きはなく、効率的であると考えられる。							
	二次評価	3点	近年は類似施設の改築事業がなかったことから、事業比較は困難である。旧岩谷児童館との比較においては、施設に配置されている人員に変動はなく、また、施設のランニングコストについても、改築前後で大差がないことから、効率的であると考えられる。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	施設の利用は、主に地域内の児童等がほとんどである。しかし、希望があれば地域外の児童等も施設を利用することができる。施設の利用にあたっては、施設の開館時間内は無料であり、受益者は限定されていないと評価できる。							
	二次評価	4点	施設の利用者はほとんどが地域内の児童等であるが、地域外の児童等であっても施設を利用することができる。また、施設の開館時間内は利用料が無料であり、公平性に問題はないと考えられる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	15点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	市民ニーズを捉えた施設改築で、児童等が受けていた施設の使用制限からも開放され、のびのびと活動できている。また、核家族化が進み共働きが多い環境での親子の安心・安全を担保するには、社会情勢にマッチしたサービスであり、利用者からも喜ばれていることから、事業実施したことが目的達成のための効果があったものとする。				
		A		一次評価	担当部局意見	児童館の改築は、地域の子どもたちに健全な遊びを与え、健康で心を豊かにするという所期の目的に沿った事業である。他では補えない教育効果もあり、子どもたちが遊びを通して自主性、社会性、創造性を身につけていく上で欠かせない施設となっている。また、将来を担う子どもたちの育成のために、地域住民が一緒になって利用していくことで、コミュニケーションが図られ、事業の効果が十分に期待される。				
	二次評価	15点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	施設では、児童福祉法で規定された事業等が実施されており、児童等が安全・安心に活用できる施設になっている。当初はリフォーム対応の予定であったが、補助金や交付税算入の多い過疎債を活用するなど、一般財源を極力少なく改築しており、財政的にも配慮されたと思われる。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	一次評価と概ね同様である。				
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	Ⅲ-041	事業名	岩谷児童館改築事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	旧施設の老朽化により、補修による対応では経費がかかり増しになることが予想されることから、改築の必要性は高いと評価できる。				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	子どもの教育環境の整備という目的に即した施設運営がなされており、有効性は高いと評価できる。				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・土日を閉館日とする十分な理由は無く、土日であっても開館すべきである。また、より多くの子どもの施設を利用してもらうことができるよう工夫をすべきである。 ・施設建設費が坪単価70万円ほどで、高いという印象がある。 				
公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点		
4点	この施設が近隣学区からも積極的に利用されるよう様々な働きかけを行っていくべきである。					
外部 評価	A	<ul style="list-style-type: none"> ・施設建設費の単価について、より多くの事例をもとに単価の比較検討を行っていくべきである。 ・施設全体が子ども達の活気に満ちあふれており、大変喜ばしい。 				
	15点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

現在の管理運営形態を継続する場合であっても、他方、指定管理者制度を導入する場合であっても、施設の利用者、管理運営に関わっている地元住民、行政それぞれの満足度及び利用度が高まるような工夫をすべきである。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.岩谷児童館の開館時間と閉館時間、そして土日の運営状況はどのようになっているのか。(太田委員)

A.岩谷児童館は、児童館と学童クラブが併設されている。それぞれの開館時間は、児童館は、3月から9月の期間が午前8時30分から午後5時30分、10月から2月の期間が午前8時30分から午後4時30分であり、土日祝日は保育者が自宅にいるという考えから、土日祝日は休館である。学童クラブの開館時間は、年間を通じて午前8時30分から午後6時30分で、土日祝日は休館である。(大内総合支所市民福祉課)

Q.岩谷児童館には職員を2名配置しているとの説明があったが、配置されている職員は正規職員か、非正規職員か。また、配置されている職員の待機時間はどのようになっているのか。(太田委員)

A.岩谷児童館に配置している職員2名のうち、1名は嘱託職員、もう1名はパート職員であり、いずれも開館時間中はずっと待機している。(大内総合支所市民福祉課)

Q.施設のランニングコストについて、新施設のランニングコストは旧施設とほとんど同じとの説明があったが、新施設では年間どの程度のコストを見込んでいるのか。(太田委員)

A.新施設のランニングコストは、人件費や光熱水費などを含めて年間368万円(予算ベース)である。内訳は、人件費が250万円ほどが人件費、残りは施設運営に係る消耗品費や施設の保険料、警備補償費や下水道使用料などである。(大内総合支所市民福祉課)

Q.通学している子どもも受入対象となっているが、平日午前8時30分から岩谷児童館に来る子どもは、どういった子どもなのか。(太田委員)

A.夏休みや冬休みの期間中には通学している子どもが午前8時30分から施設に来館するが、それ以外の通学期間には、午前8時30分から来館する子どもはいない。(大内総合支所市民福祉課)

Q.旧施設の利用実績を見ると、1日当たりの利用者数は38人から40人である。これに対して年間368万円のランニングコストは、市として安いと考えているか、高いと考えているか。(太田委員)

A.人件費については、定められた単価で支払っていることから特に高いという認識はない。また、その他の経費についても、実際に必要となる分を予算として計上していることから、特に高いという認識はない。(大内総合支所市民福祉課)

Q.現地調査の際に、92名が利用者登録しているという説明があったが、この地域で施設利用の対象となる児童数はどのくらいか。(辻川委員)

A.学童クラブは小学校3年生くらいまでを対象としているが、実際には小学校6年生まで受け入れており、その分も利用者登録92名の中に含まれている。岩谷小学校は現在120名から130名程度の児童数であるので、かなりの児童が利用者登録している。もちろん、岩谷地区以外の近隣地区の児童も岩谷児童館を利用することができる。(市民福祉部子育て支援課・大内総合支所市民福祉課)

Q.岩谷児童館改築事業の事業費には、旧施設の撤去費用は含まれているのか。(辻川委員)

A.旧施設の撤去費用は含まれていない。(大内総合支所市民福祉課)

Q.地域外の利用者も受け入れていると説明があったが、地域外の利用者は現在どのくらいいるのか。(鎌田委員)

A.地域外の利用者も受け入れることが可能であるが、新施設が運営開始となってから現在までのところ、大内地域以外の地域からの申込や利用の実績は無い。(大内総合支所市民福祉課)

Q.大内地域以外の地域に岩谷児童館のPRは行っているのか。(鎌田委員)

A.児童館は学区単位で設置されていることから、他地域へのPRは特に行われていない。(大内総合支所市民福祉課)

Q.この施設は指定管理者制度を導入することでより十分に施設活用できるのではという印象があるが、この施設に指定管理者制度を導入するか否かについて、過去に検討されたことはあるか、また、今後検討する予定はあるか。(太田委員)

A.現在、地元の保護者等が運営委員としてボランティアで岩谷児童館の管理運営を担っており、他地域とは異なる管理運営形態であると考えている。指定管理者制度の導入についても検討しなければならないとは考えているが、現状でかなり安い経費で管理運営を担っていただいていることから、指定管理者制度の導入に向けた具体的な検討は行っていない。(市民福祉部子育て支援課)

(ウ) 本事業に係る意見

・児童館入り口に設置されていた手すりが細いことから、より丈夫なものにすべきと考える。(須田委員)

・旧施設の老朽化により、補修による対応では経費がかかり増しになることが予想されることから、改築の必要性は高いと考える。(辻川委員)

・この施設は、子どもの教育環境の整備という目的が達成されるような運営がなされており、有効性は高いと考える。(辻川委員)

・この施設は子どもが利用する施設であるが、土日を閉館日とする理由は無いと考える。また、子どもが午前中から来館しないという状況があるのであれば、子どもが

来館するような工夫をすべきと考える。(太田委員)

- ・この施設は坪単価 70 万円ほどであるが、単価が高いという印象がある。(辻川委員)
- ・この施設が近隣学区からも積極的に利用されるよう働きかけを行っていくべきと考える。(鎌田委員)
- ・この施設の管理運営について、指定管理者制度の導入も検討してみるべきと考える。(太田委員)
- ・現状の管理運営形態は指定管理者制度を導入するよりも安く済んでいる可能性があるが、仮に指定管理者制度を導入する場合であっても、現在の管理運営形態を尊重し、施設の利用者、管理運営に関わっている地元住民、行政それぞれの満足度が高まるような工夫をすべきと考える。(山口副委員長)
- ・施設全体が子ども達の活気に満ちあふれていて、非常に喜ばしい。(須田委員)



【岩谷児童館内での現地調査の様子】

(4) 介護福祉施設整備事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	施設等整備(補助・負担金)事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	健やかさと優しさあふれる健康福祉のまちづくり
〈施策名〉	高齢者福祉の充実と介護保険の適用運用
〈施策項目〉	介護サービスの拡充

①事業概要

i) 事業の目的

高齢化の進行に伴い、介護福祉施設等の整備は市の重要な施策の一つとなっている。秋田県施設入所申込者等状況調査によれば、介護施設等入所申込者(待機者)は平成19年4月1日には241人であったのに対し、平成22年4月1日には345人となっており、増加傾向にある(表-11)。

また、由利本荘市高齢者保健福祉計画では、サービスの種別毎に整備目標事業所数を定めており、地域密着型サービスの拠点施設の整備充実を目指している(表-12)。

本事業は、民間事業者による介護福祉施設整備に対し補助をすることで、地域密着型サービスの拠点施設の効率的な整備充実を図り、高齢者が実情にあった適切かつ質の高いサービスを受けることができる環境の整備を図ることを目的としている。

(表-11) 介護施設等入所申込者(待機者)数の推移

(単位:人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
特別養護老人ホーム	198	221	280	275	299
介護老人保健施設	43	37	48	70	64
合計	241	258	328	345	363

(秋田県施設入所申込者等状況調査より)

※人数は各年4月1日現在で、在宅からの入所申込者を集計(入院中・施設入所中の申込みは含まず)。

(表-12) 由利本荘市高齢者保健福祉計画(第4期)における整備目標事業所数

サービス種別	H20年度	H21	H22	H23	第4期末 整備目標事業所数
	既存事業所数	年度	年度	年度	
小規模多機能型居宅介護	1		3		4
認知症対応型共同生活介護	11	0	3		14
認知症対応型通所介護	1		6		7
夜間対応型訪問介護	0		3		3

ii) 実施内容

本事業は、秋田県小規模介護施設等緊急整備費補助金を財源として、介護保険法において規定する地域密着型サービスの拠点施設を整備する事業者に対し、整備に要する経費を補助する事業である。

本事業の財源となっている秋田県小規模介護施設等緊急整備費補助金は、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間、各地域で将来必要となる介護施設、地域介護拠点の緊急整備等を行うため助成する制度であり、国の交付金事業である「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」の市町村事業について、緊急整備するために単価等の拡充を図り、県が市町村に対して交付する。

本事業により、認知症高齢者グループホーム 3 施設、小規模多機能型居宅介護 1 施設の合計 4 施設が整備され、1 施設当たり 30,000 千円、合計 120,000 千円の補助金が交付された。

iii) 事業対象

本事業を活用することができるのは、本荘由利広域市町村圏組合が公募した地域密着型サービス事業に申請した事業者のうち、法人の安定性・継続性、運営の適正化・効率化への取組等の評価基準により候補者として決定された事業者である。

これら事業者の費用負担は、施設の創設・増築に要する経費のうち、補助対象経費（工事費及び工事事務費）を除いた部分である。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－13 のとおりである。

(表－13) 介護福祉施設整備事業に係る事業費の財源内訳（単位：千円）

財源等		年度別	
		事業全体	H22年度
事業費		120,000	120,000
内訳	県支出金	120,000	120,000

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	III-052	事業名	介護福祉施設整備事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	長寿支援課	事業担当課	長寿支援課	
① 必要性	一次評価	4点	高齢化の進行に伴う介護福祉施設等の整備は、市民が安心して生活するために必要不可欠である。民間が介護福祉施設等を整備する際に建設費の一部を補助することで、施設整備が促進される。							
	二次評価	4点	秋田県施設入所申込者等状況調査によると、介護施設等入所申込者(待機者)が241人(H19.4.1)から363人(H23.4.1)と増加しており、介護福祉施設の整備が必要である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	本事業により、小規模多機能型居宅介護1事業所、認知症対応型共同生活介護3事業所の施設が整備されたことから、民間活用による地域密着型サービス施設の整備促進が図られ、待機者の縮減等有効に機能していると思われる。							
	二次評価	4点	補助金交付により、民間活用によるグループホーム等の整備促進がはかられたことから(36床増)、待機者縮減等に寄与していると評価される。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	県補助金を財源とする施設建設補助事業のため、効率・非効率の判断が難しい。なお、補助金額は県補助金と同額であり、財政的な圧迫要因はない。							
	二次評価	4点	介護保険施設整備への補助事業であり、県の要綱で施設の延面積や構造の違いに起因する工事費の多寡に関わらず、施設の種類により補助額が定められていることから、費用対効果の判断が困難である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	補助事業者は、申請のあった事業者のうち、法人の安定性・継続性、運営の適正化・効率化への取組等の評価基準により候補者として決定された事業者である。申請は本荘由利広域市町村圏組合の公募によるものであり、一部の介護保険事業者を排除しているものではなく、応募機会の観点からも、公平性は確保されている。							
	二次評価	4点	補助対象の事業者は、一定の要件を満たした民間の介護保険事業者であるが、本荘由利広域市町村圏組合の公募によるものであり、応募機会の観点からも、公平性は確保されていると評価される。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	16点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	住み慣れた地域社会で安心して生活していくために、要介護高齢者のニーズに対応できる施設の整備が求められている。介護拠点施設等の整備にあたり、費用の一部を補助し民間活用を図ることは効果的である。補助事業者は本荘由利広域市町村圏組合が選定した事業者であり、質の高い介護サービスの提供が可能である。また、市地域介護・福祉空間整備等補助金を活用した本事業は、財政的にも有利な事業といえる。				
		A		一次評価	担当部局意見	高齢化の進行に伴い、介護福祉施設等の整備は市の重要な施策の一つである。また、整備にあたって民間活用によることは効率的な整備の方法であるといえ、建設費の一部について補助することは、施設整備の促進に有効である。				
	二次評価	16点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	この事業において平成22年度は、グループホーム等36床の増床であるが、介護福祉施設の増床については、本荘由利第4期介護保険事業計画との整合性、県補助金の事業期間(平成21～23年度)等を考慮し、検討を要する。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	効率性については判断できないが、概ね一次評価と同様である。				
	総合評価	16点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	III-052	事業名	介護福祉施設整備事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の増加に伴う適切な事業と評価できる。 ・高齢化が進む現状で必要性は大である。 				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉施設入所待機者の縮減以外の需要の説明が望まれる。全体の中での評価が必要。 ・待機者との比較において、必要数から見ると少ないが、施設が増加している点は有効と思える。 ・着実に事業が進んでいる。 				
	効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・市の一般財源を使わないことが効率的と言い切ることはできない。 ・財政的圧迫要因がないことが効率的であると言い切ることは、無理があるように思われる。 				
外部 評価	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の応募に制限は無かった。ただし、非営利団体と営利団体と、性質の異なる事業者に一律の補助は公平性を欠くと思われる。 				
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者数見込、市の対応に対する説明が明確でない。 ・施設整備の補助は有効である。今後とも高齢化率が高まり、できれば住み慣れた地域に整備を進められたいと思う。 				
	16点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・長期的展望が必要。二次評価は一次評価と異なる角度か異なった意見を提示すべきと考える。
- ・補助対象事業者が、より良いサービスの提供に努めているかについて、市としても必要な指導を行っていただきたい。
- ・施設が増えたことは非常に良いことと思うが、施設毎に入所申請を受け付けているため、手続きの手間がかかり待機者が重複している。申請窓口を一本化するなどの改善ができないか。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.「福祉空間」の「空間」とはどのような意味か。(三品委員長)

A.厚生労働省とは別に、国土交通省でも「高齢者のための安心な住空間の整備」という名目で、高齢者向けの賃貸住宅の整備について、整備費を助成するという制度がある。或いは、私たちが普段使っている「生活空間」などの意味合いから、面的なものにとらわれず、立体的な意味で空間という用語を使ったのではないかと考える。国土交通省と厚生労働省のどちらが早く使用した言葉なのか分からないが、厚生労働省でも「高齢者安心住空間整備事業」という事業があり、空間という言葉が使われている。(市民福祉部長寿支援課)

Q.本事業を利用して建設されたグループホームの定員が全て 9 人である理由は何か。(佐藤委員)

A.厚生労働省令で「地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準」があり、共同生活型介護のユニットの定員は 5 人以上 9 人以下となっているが、施設を運営する上で、目一杯の定員で運営する事業所が多いのではないかと考えている。(市民福祉部長寿支援課)

Q.今後の人口推移と施設の整備計画はどうなっているか。(佐藤委員)

A.平成 24 年度から 3 ヶ年の介護保健事業計画を、保険者である本荘由利広域市町村圏組合で作っているが、3 年後の平成 26 年度の本市の人口は 82,500 人程になると推計している。毎年、総人口で 1,000 人くらいずつ減っていくのではないかと推計している。施設整備については、現在も待機者がいるので、今後も整備していきたい。本荘由利広域市町村圏組合の介護保健計画のほか、市の高齢者保健福祉計画を平成 24 年度から 26 年度の 3 ヶ年計画を策定中のため、何施設の何人とまでは現時点では明言はできないが、今後も整備の必要があると考えている。(市民福祉部長寿支援課)

Q.この事業で施設整備計画どおりとなったのか。(加藤委員)

A.特別養護老人ホームは計画どおり 100 床設置した。地域密着型は認知症通所介護は 6 事業所の目標に対して 1 事業所で、計画達成には至らなかった(市民福祉部長寿支援課)

Q.市から社会福祉協議会に対して、運営費補助や人的支援はあるか。(佐藤委員)

A.運営費補助はあるが、人的支援はしていない。ただし、市の施設を指定管理しているものについては指定管理料を支払っている。(市民福祉部長寿支援課)

Q.社会福祉法人と民間業者が介護保健事業を行う場合、税制面等で違いはあるか。(佐藤委員)

A.この施設整備事業に関しては、何ら違いはない。(市民福祉部長寿支援課)

- Q.サービス提供事業者の施設運営に関して、市としては関わらないか。(佐藤委員)
- A.市としては関わっていないが、介護保健事業を進めていく上では、保険者の本荘由利広域市町村圏組合と県が、事務監査の際に指導していると思われる。(市民福祉部長寿支援課)
- Q.適正なサービスを受けられているか等、運営上の指導はあるか。(佐藤委員)
- A.事務監査の際に、不適切なことがあれば指導が入っていると思われる。(市民福祉部長寿支援課)
- Q.市として、利用者の苦情相談窓口・苦情受付窓口を設置しているか。(佐藤委員)
- A.保険者である本荘由利広域市町村圏組合、或いは県の長寿社会課が相談を受け付けている。市としては、相談・苦情を受ければ事情を確認した上で、保険者に説明している。(市民福祉部長寿支援課)
- Q.事業が適正かどうかはどこで評価しているのか。(三品委員長)
- A.監査と合わせて行われていると思われる。(市民福祉部長寿支援課)
- Q.当初に補助事業として意図した、適正なサービスを提供するという補助政策に基づいた運営が適切に行われているか。補助事業で整備した設備ができたかどうかではなく、事業運営が上手くいっているかを、市として監督・指導しているか。(佐藤委員)
- A.市としては行っていない。介護保健給付に関することは、保険者である本荘由利広域市町村圏組合で監督している。(市民福祉部長寿支援課)
- Q.施設に関する補助は団体に対するものと思うが、団体数の増減はどうなっているか。かなり増えているのでないかと思うが、今後、どう対応していくのか。(三品委員長)
- A.事業所や施設が増えると利用が伸びる。利用が伸びると給付額も増えるが、介護保険料や市の負担等に跳ね返ってくるため、やりたいという事業所があったとしても単純にいかなくなる可能性がある。介護度 2 から介護度 5 までの方が全体の認定者の中の 37%以下は施設を建てるのが可能という「参酌標準」という基準が撤廃されたことにより、抑制する基準がなくなった。本市と本荘由利広域市町村圏組合、或いはにかほ市との協議でセーブしていく形になると思われる。(市民福祉部長寿支援課)
- Q.行政ではなく民間主導で施設を整備するということだが、高齢者福祉計画の中で地域バランスは考慮されているか。小規模の施設を多数造った方が良いのでないか。(加藤委員)
- A.旧本荘市を除いた本荘由利圏域の認知症グループホームについては、本事業で旧東由利町が 1 施設増え 2 施設、その他の旧町は 1 施設ずつある。地域密着型というこ

とで、それぞれの地域にバランス良くという考慮は必要であるが、事業者を設置場所の希望があるため、設置場所の限定については今後の計画の中で判断の一つになっていくと思うが、現時点でどこの地区にいくつ整備するという話はできない。(市民福祉部長寿支援課)

Q.行政ではなく、民間や社会福祉法人で介護保健事業をやりたい人に事業をやらせるということで良いか。(加藤委員)

A.希望者の応募を受けて、基準を満たしているか判断をして、設置を認めるか否かという形になる。保険者の方から要請する形にはならない。(市民福祉部長寿支援課)

Q.市の高齢者保健福祉計画に基づいて介護福祉施設を整備するとのことだが、地域密着型が基本になると思う。行政は民間の施設を活用していくということで良いか。(加藤委員)

A.そのとおりである。(市民福祉部長寿支援課)

Q.応募した 7 業者から 3 業者を選定しているが、誰がどのように選定したのか。(佐藤委員)

A.本荘由利広域市町村圏組合で地域密着型サービスの選定の委員会があり、事業計画の積算内容・財務状況・用地取得状況・地域住民との合意形成状況等で選定している。(市民福祉部長寿支援課)

Q.本荘由利広域市町村圏組合とはどういう組織か。(佐藤委員)

A.組合員は由利本荘市とにかほ市である。合併前は 1 市 10 町でごみ処理場や養護老人ホームを運営していた。(市民福祉部長寿支援課)

Q.市が構成しているとのことだが、市が業者を選定しているということか。(佐藤委員)

A.選定委員会委員の推薦等はしていると思うが、会議の内容に市は関与していない。本荘由利広域市町村圏組合の構成員は由利本荘市とにかほ市ということで、市である。共通する事業についてはそれぞれで事業を行わないで、広域市町村圏組合という一つの組織で行った方が効率的ということで、取り扱っている事業はし尿処理や介護保健等がある。その事業については、にかほ市も由利本荘市も直接タッチしていない。選定委員会等も広域市町村圏組合で独自につくってやっている。(事務局)

Q.入所待機者が非常に多い。今後の施設整備の見通しがどうなっているか。(今村委員)

A.地域密着型は平成 24 年度からの計画に盛り込むことで、整備していくことになると思われる。県が設置許可を出すショートステイは、由利組合総合病院を利用して 30 床、浜三川の施設で 30 床、他に来年 3 月までに増床・建設したいという話は受けていて、かなり増えている状況である。(市民福祉部長寿支援課)

Q.ショートステイにも市の補助が出るのか。(今村委員)

A.本事業は地域密着型の施設整備に対する県の補助制度で、ショートステイに関しては補助制度はない。(市民福祉部長寿支援課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・施設が増えたことは非常によいことと思うが、施設ごとに入所申請を受け付けているため、手続きの手間がかかり待機者が重複している。申請窓口を一本化する等の改善ができないか。(加藤委員)

(5) 一般廃棄物最終処分場整備事業（本荘処分場浸出水処理場）

◆事業対象地域	本荘地域
◆事務事業種別	施設等整備事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	恵まれた自然と安らぎのある環境共生のまちづくり
〈施策名〉	衛生環境の整備
〈施策項目〉	ごみ処理施設の整備

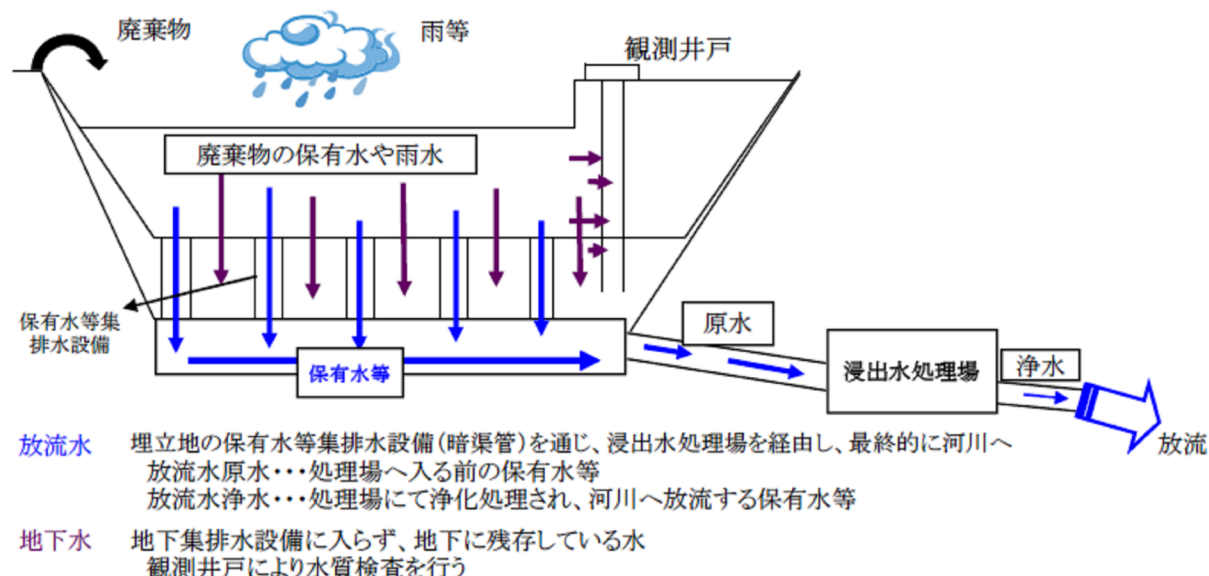
①事業概要

i) 事業の目的

一般廃棄物最終処分場浸出水処理場とは、最終処分場が保有する地下水や雨水等を処理し公共水域へ放流する役目を担う施設であり（図－14）、最終処分場の安全性や周辺環境の保全を確保するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則等による構造及び維持管理基準に基づき設置される施設である。

本事業は、処理場の保有水等の処理施設機器を更新・改修することにより、処理場の保有水等を法定の維持管理基準を満たした水質での公共水域への放流を継続させ、市民生活の安全・安心を確保することを目的としている。

（図－14）最終処分場の水の流れ



ii) 実施内容

本事業の実施にあっては最新鋭の機器を付帯した新施設の建設も考えられたが、最終処分場本体の受入可能年数等を考慮し、また、機器更新等により現有施設が引き続き稼働可能であるとの判断から、適正な水質確保に必要な最小限の機器更新・改修を行った。

評価対象年度である平成 22 年度は、薬注盤・脱水盤取替、ケーキホッパ盤取替、各ポンプ取替、各攪拌機取替、回転円盤取替を行った。

なお、平成 21 年度には、電力制御盤、汚泥引抜ポンプ取替、濃縮汚泥引抜ポンプ取替、汚泥掻寄機取替、電磁流量計更新を含め、保有水流入先の一体的な整備を行っている。

iii) 事業対象

浸出水処理場により適正基準を満たした浄水が公共水域に放流されることになるため、本事業の受益者は全市民である。

また、浸出水処理場で処理する水源のある最終処分場は全市民が利用可能であり、利用にあたっては、最終処分場搬入量 100kg 当たり 500 円（以降 100kg 毎に 500 円加算）の費用負担が生じる。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－15 のとおりである。

(表－15) 一般廃棄物最終処分場整備事業（浸出水処理場）に係る事業費の財源内訳

年度別		事業全体	H21年度	H22年度
財源等				
事業費		116,283	57,225	59,058
内訳	国庫支出金	42,900	42,900	0
	その他※	47,100	0	47,100
	一般財源	26,283	14,325	11,958

(単位：千円)

※「その他」は、「地域雇用創出推進基金」。



【本荘処分場浸出水処理場内での現地調査の様子】

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	IV-002	事業名	一般廃棄物最終処分場整備事業(本荘処分場浸出水処理場)	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	生活環境課	事業担当課	生活環境課	
① 必要性	一次評価	4点	浸出水処理場が稼働できない状態になれば、最終処分場も稼働できなくなるが、これは市民が排出したごみの処理が滞ることを意味している。本事業は、最終処分場が保有する地下水や雨水等を処理し公共水域へ放流する上で維持管理基準に定められた水質の継続的確保に必要不可欠な事業である。							
	二次評価	4点	市町村には法令による設置義務があり、本荘処分場浸出水の継続した水処理のために整備することは必要不可欠であるため、一次評価は妥当である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	本事業実施後の定期水質検査で異常は報告されていないことから、本事業により維持管理基準に定められた水質が継続的に確保されている。							
	二次評価	4点	既存施設を利用し、最低限の機器更新、修繕により機能維持を図り、水質管理基準に定められた水質の確保が可能となっていることから、本事業は、水質管理基準に定められた水質の継続的確保に十分に機能していると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	最終処分場の受入可能年数等を考慮し、同等施設を新設する場合(約16億円の財政負担が必要)より安価に、かつ、必要最小限の機器更新、修繕を実施したことから、本事業は効率的に実施することができた。							
	二次評価	3点	施設を新設する場合との比較においては、安い価格で機能維持が図られることから効率的であったと思われるが、費用対効果を考える上で、他自治体との類似事業との比較検証などが必要であった。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	浸出水処理場は市民が直接利用する施設ではないが、当該施設により処理する水の基である最終処分場は、市全域の住民が利用可能であり、受益者の範囲は限定されていない。							
	二次評価	4点	受益者が特定の市民・団体等に限定されていないため、一次評価は妥当である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合 計	一次評価	16点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	最終処分場の適正な稼働や、市民生活の安心、安全を図るうえでも必要不可欠な事業である。				
		A		一次評価	担当部局意見	担当課の意見と同じ。また、今後は、定期的に点検を実施し、設備の保守と適正な運転に心がける。				
	二次評価	15点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	事業としては市民生活の安全安心の維持確保について必要不可欠な事業であり、更新時期に、国の公共投資臨時交付金を活用し整備しているため、必要性、有効性は高いものとする。中長期の全体計画については、総合的な基本計画とアクションプランを所管課で精査して実施すべきと考える。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	一次評価について概ね妥当であるが、効率性の評価について、他の自治体の類似施設との単価比較等を行うなど効率性に係る比較研究検討を積極的に実施すべきと考える。				
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	IV-002	事業名	一般廃棄物最終処分場整備事業(本荘処分場浸出水処理場)			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・省令に基づく事業として必要性あり。 ・法的根拠に基づき適切になされているので必要性は大である。 				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・浸出水処理として適切と認められる。 ・機器の更新基準の策定が必要でないか。(担当課ではいつ故障するのか不安を持っている) ・維持管理基準に基づいて行われている。 				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体との比較が求められる。 ・事業費積算にあたり透明性の確保できる方法で計画されたい。 ・良好な水質が確保されている。 				
外部 評価	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・本荘処分場は全市民に開放されているといえる。 ・市民全体が恩恵を受けている。 				
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物量の長期的見込の検証が必要。特にバイオエネルギー源としての廃棄物の扱いに対する展望が必要。 ・保守点検を確実にを行い、大事に至る前に対応することが肝要である。 				
	15点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・事前環境保護のために、極めて重要な事業といえる。
- ・最終処分場施設のない鳥海・東由利地区の周辺環境調査に十分留意いただきたい。
- ・最終処分場が満杯になるのは目に見えている現在、ごみの減量に努力するとともに新処分場の検討も必要でないか。
- ・総点検は良としても、機種種の更新で他との比較をするため、入札制度等検討されるべきと考える。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.一般廃棄物最終処分施設は、管内に他に何カ所あるか。(佐藤委員)

A.現在稼働している施設は、鳥海、由利、東由利、本荘の4施設である。(市民福祉部生活環境課)

Q.全ての処分場に水処理施設があるか。(佐藤委員)

A.由利の処分場は同様の施設がある。鳥海と東由利については、法の改正前に設置された施設であり、厳格に水処理の施設が必要だと義務づけられる前に供用開始された施設であり、水処理施設はない。(市民福祉部生活環境課)

Q.施設の機器の更新基準はあるか。例えば、機器のこの部分については10年使ったら更新しなければいけないといった法の定めのような基準はあるか。(佐藤委員)

A.各機器については、具体的な法の定めはない。(市民福祉部生活環境課)

Q.使えるかぎり使うということか。(佐藤委員)

A.そのとおりである。(市民福祉部生活環境課)

Q.放流する水質の問題や周辺環境のリスクはどう捉えているか。(佐藤委員)

A.更新もしくは新設もそうであるが、機械を止めることは基本的に許されない。例えば設備が故障したとき、緊急的に応急処置をして動かせるようにしたが、いつまで保つか分からないといったことを仮定すると、同等の機能を有した処理設備を設けた上で改修もしくは新しく造るかということになる。(市民福祉部生活環境課)

Q.そういう問題が出てくる恐れがあるので、定期的に10年使ったらここは更新しますというような、事前のリスク回避みたいな更新基準が必要ではないか。(佐藤委員)

A.法的にはそういった定めはないが、処理施設を整備する業界の目安では、10年から15年となっている。(市民福祉部生活環境課)

Q.市として基準がないことは問題ではないか。(佐藤委員)

A.懸念は仰るとおりであるが、故障したからメンテナンスに入るということではなく、市の処分場に関しては、毎週、管理業者に機器の動作確認を依頼している。(市民福祉部生活環境課)

Q.廃棄物処分場から水処理施設まで350メートルの基幹がある。本来であればそれが短いほど望ましいという話だが、その間に地震等で管から汚水が漏れ出すという危険があると思うが、そのための調査をしているか。(佐藤委員)

A.残念ながら、地下に埋設された管のため、そういった大々的な調査は行っていない。(市民福祉部生活環境課)

Q.今回の更新の施工業者は、入札か随意契約か。(佐藤委員)

A.随意契約である。(市民福祉部生活環境課)

Q.随意契約する際に、同様の工事が施工できる業者は何業者あるか。元々施工した業者しか更新できないか。(佐藤委員)

A.類似の業者はいるが、機器の更新ということで、昭和 63 年度に供用開始した施設であるため、正直なところ非常に古い機種である。古い機種をそのまま造る、もしくは改修できるという業者が当時の施工業者 1 社で、仮に他の業者であっても、できるというところはあったかもしれないが、元々の設計をして自分のところで造った業者に改修を依頼した。(市民福祉部生活環境課)

Q.平成 18 年度に総点検をして、メンテナンスをしないといけないということになったことは分かったが、これだけやればここ 10 年は間に合うという予定で、平成 21 年度から平成 22 年度の事業を行ったのか。(加藤委員)

A.そのとおりである。主要なポンプや設備をほぼ全面的に改修もしくは更新したので、それで今後やっていけると判断している。(市民福祉部生活環境課)

Q.平成 21 年度に 5,700 万円、平成 22 年度に 5,900 万円の事業費がかかっているが、それぞれ 4,290 万円と 4,710 万円の国庫支出金とその他とは何か。(加藤委員)

A.平成 21 年度は、国の地域活性化・公共投資臨時交付金を活用した。平成 22 年度のその他については、平成 21 年度の交付金を原資とした基金を市で創設していて、その基金を活用した。(市民福祉部生活環境課)

Q.平成 18 年度に点検をしたとき、同一の業者が選定されているが、そのようなときは最初から掴み金のように基準等があるのか。併せて、そういう場合は業者の言いなりになるという考え方か。(加藤委員)

A.平成 18 年度の調査時に、各機器を改修するためにはどのくらいかかるかについて、点検した業者から参考的な経費は聞いている。市の工事に伴う積算の基準があるため、それと当てはめながら設計した。(市民福祉部生活環境課)

Q.当初、計画したときに年間 1,600 トンだったごみの量が半減しているが、原因は分かるか。(加藤委員)

A.20%の減量化の目標は達成できなかったが、16.3%の減量化に成功している。長年、焼却処理できるものも埋め立てていたが、それを改め焼却できるものは焼却処理しようということで、搬入物の管理を徹底したということがある。(市民福祉部生活環境課)

Q.分別収集が徹底したということか。(加藤委員)

A.そのとおりである。草刈りした草や庭木を剪定した枝も、従来は埋め立て処理をしていたが、清掃センターの焼却施設で十分に焼却処理が可能という判断をして、埋立地に持ってきてしまった草や木は、焼却処理になることを説明してお返しし、搬入の管理を徹底したことが一番の要因と考えている。(市民福祉部生活環境課)

- Q.汚水処理が必要なごみが半分になったことは大変良いことだが、半面、搬入を厳しくして不法投棄が増えたということはないか。(加藤委員)
- A.不法投棄は残念ながらイタチごっこである。廃棄する目的で埋め立てに来ている方は環境意識が高いため、そのまま不法投棄に回ることはないと考えている。(市民福祉部生活環境課)
- Q.処理業者が各地域を回ってごみを集めてきて、その汚水がこのようになると思うが、ごみ袋に住所と名前をきちんと書いているか。比較的、郊外の方はしっかりしていると考えるが、市街地を含めてどうか。(加藤委員)
- A.ゴミステーションに出されるごみについては、町内名と名前を書いて出させていただくということがようやく浸透してきたという感がある。名前が書いていないごみ袋は、残念ながら燃えるごみと燃えないごみが分別されていないことが多かったため、記名を義務付けさせてもらった経緯を説明してきて、ようやくご理解いただけたものと考えている。(市民福祉部生活環境課)
- Q.バイオエネルギーのことが盛んに言われているが、その関連については、どう考えているか。それが進めばごみの量が減る可能性があるのではないか。(三品委員長)
- A.ごみの量が減る可能性はある。埋め立てすべきごみに限らず、焼却するごみもそうである。現在、実験中のものは生ごみであれば堆肥化、木質であれば木くずをペレット化してペレットストーブの燃料にするなど、そういった業者も存在するため、その方向へ移行できればと考えている。市のバイオマスタウン構想の中でも謳われている。(市民福祉部生活環境課)
- Q.新しい最終処分場が間もなく必要になると思うが、そういった目安はできているか。(今村委員)
- A.白紙の状況である。今後 10 年以内には間違いなく必要になると分かっているため、これから 2 年から 3 年以内に具体的に整備方針を詰めていかなければいけない。(市民福祉部生活環境課)
- Q.事業費の積算は何を根拠にしているか。(佐藤委員)
- A.設計については、平成 18 年度の調査のときにいただいた業者の資料の中にある数量と、市の工事単価等を元に積算している。(生活環境課)
- Q.当初の施工業者からの積算見積だけでなく、同様の工事を施工できる他の業者からの積算見積を複数とって、事業費の積算をすることが効率性に適うのではないか。(佐藤委員)
- A.埋立地本体の調査と同時に、埋立地周辺に地表水が入らないような排水路を張り巡らしている。その業者からも参考までに水処理場も含めて整備するとすれば、どのくらいかかるか資料を頂戴している。(市民福祉部生活環境課)

Q.業者だけではなく、個人でもごみは受け付けてもらえるのか。(三品委員長)

A.大丈夫である。引っ越しや片付けで大量のごみが出た場合は直接持ち込んでもらっている。(市民福祉部生活環境課)

Q.42項目の水質検査があるが、業者選定の方法は随意契約か。(加藤委員)

A.年間の契約で分析を委託している。毎月検査する項目と年1回検査すれば良い項目がある。濃度の計量証明が出せる業者を県で指定しており、その業者を指名競争入札している。(市民福祉部生活環境課)

Q.これまで、検査で不適切な結果が出たことはあるか。(加藤委員)

A.幸いなことに水質に関しては悪いといった結果は出ていない。(市民福祉部生活環境課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・東由利で、水処理施設がないために、周辺の環境にやや問題があるというような話を聞いているので、充分その点は留意してもらいたい。(佐藤委員)
- ・二次評価の効率性について、他自治体との比較はある程度容易に出来たのでないか。計画して実行する前に色々と調査していると思うが、そういうものを資料として出してほしい。(三品委員長)

(6) 住宅リフォーム資金助成事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	補助・負担事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	※ 本事業は由利本荘市総合発展計画未搭載。
〈施策名〉	
〈施策項目〉	

①事業概要

i) 事業の目的

リーマンショックに端を発した世界的な経済の失速は、本市にも大きな影響を与えており、低迷する地域経済の回復、雇用の創出は喫緊の課題である。

本事業は、市民住宅の居住環境向上及び定住促進に資するとともに、経済危機対策として市内産業の活性化及び雇用の維持を図ることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、個人住宅のリフォームにかかる費用の一部を市が助成する事業である。本事業の対象となる工事は、工事費総額が 50 万円以上の住宅リフォームの場合であり、工事費総額の 10%分が補助される（ただし、上限は 30 万円）。また、本事業は秋田県が実施している同様の助成事業（工事費総額 50 万円以上の住宅リフォームで、工事費総額の 10%分を補助（上限 20 万円））と併用して申請することができる。

当初予算の段階では、申請 1 件につき助成額が 167 千円、予定申請件数を 300 件としていたが、申請申込開始 1 ヶ月で申請件数が 600 件を超える申請があり、最終的な申請件数は 1,253 件、予定申請件数の 4.18 倍に及んだ。また、補助金総額は 209,409 千円、補助対象工事費は 2,180,000 千円であった。なお、申請件数 1,253 件の地域別内訳は、表－16 のとおりである。

(表－16) 住宅リフォーム助成事業への申請件数（地域別）

本 荘	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東由利	西 目	鳥 海
695件	52件	90件	59件	152件	66件	102件	38件

iii) 事業対象

本事業による補助対象者は、市内に住民登録または外国人登録している個人である。

また、住宅のリフォームにあたっては、由利本荘市内に事業所を有する法人または個人にその施工を依頼する必要がある。

補助対象者の費用負担について、補助対象者は、工事費総額から補助金を除いた分を負担する必要がある。なお、リフォーム実施業者数や法人個人別・金額別受注件数等の各種内訳は、表－17 から表－20 のとおりである。

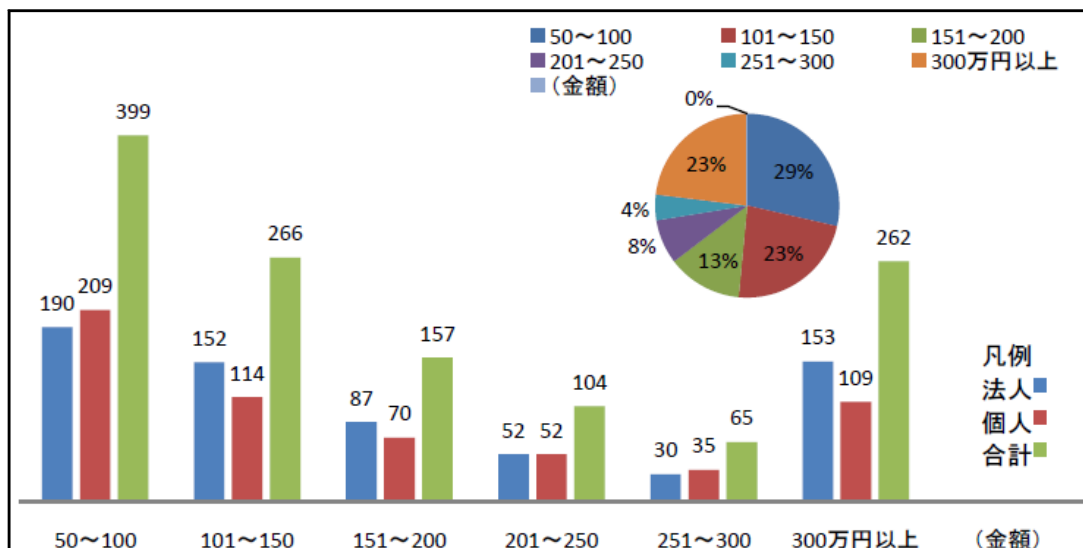
(表-17) 市内業者数、平成22年度リフォーム実施業者数、受注件数

	市内事業者数(※)	H22年度リフォーム実施業者数	受注件数	
法人	148	113	76%	664件
個人	383	234	61%	589件
合計	531	347		1,253件
				100%

※ 市内事業者数のうち、法人は「H22・H23リフォーム申請業者数+指名願提出業者数」により算出、個人は「市内建設技能組合加入者数」を掲載している。

(図-18) 法人・個人別、金額別受注件数

(単位：件、万円)



(表-19) 工種別業者受注内訳

(単位：件)

増改築 (含補修)	屋根葺替 (板金・瓦)	塗装 (屋根・外壁)	外部建具 (サッシ・ガラス)	内装 (含畳)	内部建具 (木製建具)	衛生・配管 (含下水道接続)	設備機械 (給湯器)	合計
658	304	425	386	509	195	993	169	3,639
18%	8%	12%	11%	14%	5%	27%	5%	100%

(表-20) 居住環境の向上に関わる改修工種

(単位：件)

増築	外部建具 (断熱サッシ等)	断熱化	バリアフリー	台所	浴室	便所 (水洗化等)	下水道 接続	給湯設備	合計
42	206	57	10	113	126	151	93	84	882
5%	23%	6%	1%	13%	14%	17%	11%	10%	100%

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表-21のとおりである。

(表-21) 住宅リフォーム資金助成事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

財源等		年度別	事業全体 (予定)	H22年度
事業費			309,709	209,709
内訳		一般財源	309,709	209,709

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	IV-011	事業名	住宅リフォーム資金助成事業	担当部局名	建設部	本庁担当課	都市計画課	事業担当課	都市計画課	
① 必要性	一次評価	3点	本事業は、秋田県が実施するリフォーム事業と併用申請が可能であることから市民の関心も非常に高い。事業開始1ヵ月で申請件数は600件超、最終的な申請件数は1,253件であったことから、市民ニーズに十分に対応している。							
	二次評価	3点	地域経済の回復・雇用の創出という緊急経済対策として実施された事業であるが、当初予定していた申請件数を遙かに上回っていることから、社会情勢のみならず、居住環境の向上という市民ニーズにも対応している事業であると評価できる。							
	総合評価	4点	緊急経済対策として実施された事業であり、申請件数・補助金総額が当初計画比4倍増となっており、市民ニーズに十分に対応した事業であると評価できる。							
② 有効性	一次評価	4点	申請件数が当初計画の4.18倍となる1,253件に達し、また、経済効果についても、当初13億円程度を想定していたが、21億8千万円に上ったことから、本事業は地域経済の活性化や居住環境の向上に有効に機能している。							
	二次評価	4点	本事業は、予定申請件数の4.18倍の申込があったこと、補助金総額が予定の4.19倍となったことから、本事業は目的である地域経済の回復・雇用創出と市民の居住環境の向上等の達成に十分機能していると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	3点	秋田県の事業では、補助対象工事費は50万円以上で10%補助(上限20万円)であるのに対し、市では、補助対象工事費は50万円以上で10%補助(上限30万円)であり、本市の方が上限額で10万円多くなっている。県と市に併用申請が可能であることから、相乗効果による事業誘引への効率性は高い。							
	二次評価	3点	秋田県の補助上限額よりも10万円高く、さらに、市と秋田県の同時申請が可能であることから、かなり効率的に実施されていると評価できる。							
	総合評価	4点	秋田県の補助上限額より10万円高く、さらに、市と秋田県の同時申請が可能である。申請件数も予定を大幅に上回っており、緊急経済対策としても十分効率的に事業が実施されたと評価できる。							
④ 公平性	一次評価	2点	本事業については、市の広報誌やホームページ、ケーブルテレビや関係機関へのPR等の実施により周知に努めた。本事業は緊急的な経済対策の側面があるが、複数年度で事業を継続することでより公平性が保たれる。個人の資産に公費が充当されるという点では、公益性・公平性に欠ける。							
	二次評価	2点	個人の資産形成に公費が充当されるという点で、公平性に欠ける部分がある。また、補助対象となるには工事費総額が50万円以上であることが要件となっており、本事業の受益者は金銭的に余裕のある市民に限定されている。							
	総合評価	3点	本事業への申請件数が当初予定の4.18倍という結果であり、多くの市民が本事業を活用していることから、本事業では受益者はあまり限定されていないと評価できる。							
合計	一次評価	12点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	居住環境の向上及び、緊急経済対策として一定の効果は認められる一方で、公金が個人資産形成に充当される側面があり公益性、公平性に疑問が残る。				
		B		一次評価	担当部局意見	緊急経済対策の一施策として実施した事業であるが、部或いは市として行った緊急経済対策の中での効果等を検証する必要がある。				
	二次評価	12点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	公益性・公平性を保つという点で疑問は残るが、地域経済の回復・雇用創出の観点から本事業の実施は妥当と判断される。市民ニーズがかなり高い状況であることから、今後も事業を継続していくことで、低迷している地域経済の回復・雇用創出と市民の居住環境の向上等に資すると考えられる。				
		B		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	公平性について、一次評価は個人の資産形成に公費が充当される点で公平性に欠けるとしているが、本事業は金銭的に余裕のある市民のみが事業を活用できるという点でも公平性に欠けると考えられる。しかし、申請件数が予定を大幅に上回る結果となったことを考慮すれば、限定の度合いが非常に大きいとまでは判断されないと考えられる。したがって、一次評価は妥当である。				
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	本事業は、秋田県で実施している同様の事業にも合わせて申請することができる事業であり、十分に効率的に実施されている。また、申請件数が計画比4.18倍、補助金総額が計画比4.19倍であったことから、緊急経済対策として十分な効果があるだけでなく、市民ニーズにも十分に対応した事業である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	IV-011	事業名	住宅リフォーム資金助成事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	本事業の目的が緊急経済対策なのか、それとも市民の居住環境の向上なのか整理されていなかったことから、必要性についての判断が困難であった。				
	有効性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	本事業はこのままでは一時的な延命策に終始することから、事業者を取り巻く環境を変えるような別の対策を新たに講じていく必要がある。				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	本事業の効果を検証すべきである。				
外部 評価	公平性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急経済対策としてリフォーム施工業者を対象とする理由の説明をすべきである。 ・本事業の効果を今後しっかりと検証する必要がある。 ・事業効果の検証に当たって、持ち家層と借家層(公的借家・民間借家)という視点からも検証すべきである。 				
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的を整理して明確化すべきである。 ・本事業の効果を今後しっかりと検証する必要がある。 ・このままでは一時的な延命策に終始することから、事業者を取り巻く環境を変えるような別の対策を講じていく必要がある。 				
	12点					

◆◆◆ 改善点等の提案 ◆◆◆

本事業の目的を整理して明確にするとともに、本事業の効果をしっかりと検証すべきである。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.この事業で補助申請をした人は、特別な理由が無い限り受理されていると考えて良
いか。(太田委員)

A.おっしゃるとおり、補助申請をした人は特段の理由が無い限り受理されている。(建
設部都市計画課)

Q.この事業は平成 23 年度も実施されているのか。(須田委員)

A.この事業は平成 23 年度も実施されている。ただし、平成 23 年度は、補助対象とな
る工事費を 30 万円とし、補助の上限額を 10 万円として事業を実施している。(建
設部都市計画課)

Q.現在由利本荘市内のリフォーム業者数ほどの程度で、そのうち本事業に関わった事
業数ほどの程度か。(辻川委員)

A.市内の施工業者が本事業に関わった件数は 1,335 件である。現在由利本荘市内のリ
フォーム業者数がどの程度かは把握できていない。(建設部都市計画課)

Q.本事業で公平性を確保していく手法としては、次年度、補助対象工事費を下げ、補
助額は下げないということは何年か継続していくことが考えられる。こうした取り
組みにより、特定されているものを広く拡散していくことができ、ぜひともそうす
べきと考えるが、その認識であれば先ほどのような説明にはならないと考えられる
が、いかがか。(太田委員)

A.公平性については、事業担当課として疑問に思う点はある、ご指摘のあった方法に
ついては考慮できればと考えるが、財源の問題もあることから、平成 23 年度から
は補助対象工事費・補助額ともに下げて対応している。(建設部都市計画課)

Q.結果として公平性は確保されていなかったという認識で良いか。(太田委員)

A.公平性が全く確保されていないということではないと考える。本事業の実施により
どの程度の経済効果があったか具体的に把握していない状況である。また、秋田県
が実施した同様の事業と併せて検証していく必要があるが、そういった点を把握し
ていくことに苦慮している。(建設部都市計画課)

Q.二次評価から総合評価にかけて 3 点上がっているが、どのような認識の上で 15 点
という評価がなされたのか。(太田委員)

A.総合評価は部長級職員による評価であり、本事業は 15 点という結果であった。こ
のうち、必要性については、予定していた申請件数等を大幅に上回った結果となり、
補正対応も実施したということから、必要性を 4 点とした。効率性については、県
で実施している同様事業との併用や補助限度額が他市との比較で本市が高額である
という点から、効率性を 4 点とした。公平性については、受益者の一定の制約は認
められるが、様々な方法で広く募集・案内の周知を実施し、その中で応募のあった

分について対応したということで、3 点の「目的がかなり達成されている」という判断をすべきという意見があり、合計 15 点となった。(事務局)

※本事業に係る二次評価票中の「209,409 千円」という数値(2 箇所)は誤りで、正しくは「209,709 千円」であった(事業実績集計において 1 件分の計上忘れによる)。

(ウ) 本事業に係る意見

- ・この事業の趣旨を把握できなければ評価する側としても評価することができないので、もっと早めに資料の提出をしていただきたい。(太田委員)
- ・この事業を実施したことにより、例えば今までに 100 件であったものが 150 件になったということであれば、経済効果があったと言えるが、これが 80 件であったということであれば、単なる「ばらまき」となる。本事業の工事額が 21 億 8 千万円ほどであったからといって、それが経済効果であるかといえ、そうではないと考える。経済効果がどの程度であったかについて、しっかりとしたチェックをすべきと考える。(山口副委員長)
- ・この事業の目的が緊急経済対策なのか、それとも市民の居住環境の向上なのか、それが明確にならなければ必要性の判断を下すことができない。(須田委員)
- ・この事業は、このままでは一時的な延命策に終始することから、事業者を取り巻く環境を変えるような別の対策が必要と考える。(辻川委員)
- ・この事業の公平性については、事業者の緊急的な救済であるという点や、市民への事業の周知徹底がなされているという点を考慮して 3 点で良いと考える。(辻川委員)
- ・緊急経済対策としてリフォーム施工業者を対象とする理由の説明が無かったことから、この事業の公平性を評価することができない。また、事業を活用する市民サイドについて、持ち家層と借家層(借家層についても公的借家と民間借家の 2 種類に分類される)それぞれとの比較で議論しなければ、この事業の公平性について正しい判断を下すことができない。(山口副委員長)

(7) 由利原浄水場建設事業

◆事業対象地域	本荘地域・西目地域
◆事務事業種別	施設等整備事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	
〈施策名〉	※本事業は由利本荘市総合発展計画未搭載。
〈施策項目〉	

①事業概要

i) 事業の目的

本荘地域と西目地域には、孔雀館・子吉・蟻山の各基幹浄水場が設置されているが、いずれも創設から 30 年以上経過し、更新時期を迎えている。また、西目地域の孔雀館浄水場では、原水中のマンガン・色度等の値が水質基準値を超える場合があり、水質管理に苦慮する状況が見られている。

さらに、本荘地域にある本荘工業団地では新規誘致企業の進出が決定し、大きな水需要の増加が見込まれているが、老朽化している既存浄水場では対応が困難なことから、本荘地域と西目地域への浄水能力向上が急務となっている。

本事業は、マンガン・色度・臭気等の除去を可能とする新たな浄水場を建設することにより、適正な水質基準値を確保するとともに、本荘工業団地への増加水量を確保することを目的としている。



【由利原浄水場浄水棟完成予想図】

ii) 実施内容

本事業の内容は、凝集沈殿・急速ろ過・薬品注入・排水処理、各種機械設備、浄水場場内配管、浄水棟、排水処理槽、天日乾燥床、浄水場場内土工、電気計装設備、用地費、実施設計・土質調査費、監理委託費である。また、本事業の実施にあたっては、平成 22 年度から 24 年度まで継続費を設定している。

評価年度である平成 22 年度の実績は、



【由利原浄水場浄水棟建設工事の様子】

浄水棟（凝集沈殿池・ろ過池・洗浄水槽等）の本体工事、機械装置の製作、場内配管工事、造成工事、発電機の製作、監理委託費の各事業内容について、契約額の約 20% の支出となっている。

iii) 事業対象

本事業の受益者は、本荘地域及び西目地域の上水道を使用している居住者である。また、本事業の実施により、受益者分担金などの受益者負担は発生しない。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－22 のとおりである。

(表－22) 由利原浄水場建設事業に係る事業費の財源内訳（単位：千円）

年度別 財源等		事業全体 (予定)	H20年度	H21年度	H22年度
事業費		3,010,307	70,600	9,859	579,913
内訳	国庫支出金	511,300	0	0	142,954
	地方債	2,342,300	36,500	0	423,400
	一般財源	156,707	34,100	9,859	13,559



【由利原浄水場の現地調査の様子】

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	IV-029	事業名	由利原浄水場建設事業	担当部局名	ガス水道局	本庁担当課	-	事業担当課	水道課	
① 必要性	一次評価	4点	本荘工業団地で大口の水需要が見込まれているが、既存浄水場では対応しきれないという現状があった。また、学識経験者等で構成される由利本荘市水道事業評価審議委員会から、事業に早急に着手すべきとの具申があり、本事業は、社会情勢や市民ニーズに十分対応していると評価できる。							
	二次評価	4点	「由利本荘市水道事業評価審議委員会」により必要性、緊急性、計画の適切性について評価しており、「早期に着手すべきである」と評価されていることから、一次評価は妥当である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	本事業により1日当たり浄水量V=10,500m ³ が確保できることから、孔雀館浄水場の代替えと本荘工業団地への増加水量の確保、並びに基幹浄水場の耐震化という目的を達成するために有効に機能している。							
	二次評価	4点	クリプトスポリジウム等の病原性原虫対策等への対応を図ることで高い水質確保を可能にしており、市民生活のライフラインである安全・安心な水道水の供給を可能としている。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	本浄水場は、1.6haの土地にコンパクトな形で取水施設や浄水棟等が存在しており、浄水と配水が全て自然流下で処理されるため、経済的かつ効率的な施設となっている。さらに、厚生労働省が設定した国庫補助事業歩掛表に基づいて設計しており、諸経費が低率なことから、全体事業費も抑制されている。							
	二次評価	3点	既存浄水場を増設し運用した場合の事業費が3,343,000千円、新設の費用が2,868,000千円であることから、475,000千円の低減となっているが、人件費と遠隔操作による無人化に関する費用の比較について検証が必要である。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	本浄水場からの水道水の供給対象は本荘地域と西目地域の居住者であり、その範囲は従来どおりで変更が無く、水道水の安定供給が可能である。また、加入者に対する受益者分担金などの自己負担は無いことから、受益者の範囲は限定されていない。							
	二次評価	4点	受益者が特定の市民・団体等に限定されていないため、一次評価は妥当である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	16点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	本事業は、蟻山・子吉・孔雀館の各浄水場において、施設の老朽化に起因する浄水能力の低下及び水源水質のマンガン・色度・臭気等への対応が必要であり、新規に浄水場を整備する緊急性があった。また、新規の誘致企業の進出により、水道水の安定供給に万全の体制で臨む必要があることなどから、適切な時期に生活基盤の整備を行うことができた。				
		A		一次評価	担当部局意見	浄水施設が老朽化している状況に加え、本荘地域に誘致工場の進出があったことから、地域のニーズに応えるべく、国庫補助事業を活用しながらビッグプロジェクトを推進したことは非常に有効であり、事業効果は大きい。				
	二次評価	15点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	孔雀館浄水場の老朽化対策と、新規誘致企業等に対する水道水の持続的な安定供給の確保のために必要な整備である。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	一次評価については概ね妥当であったが、施設の無人化によるランニングコストの低減について、検証が必要である。				
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	IV-029	事業名	由利原浄水場建設事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 施設老朽化に伴う建設である。必要性あり。 水道事業評価審議委員会の答申もあり、必要性は大である。 				
	有効性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 孔雀館浄水場の代替、及び本荘工業団地への供給基地として適切。 市内の浄水場が老朽化している現在、有効な事業と認められる。 				
	効率性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ランニングコスト算出根拠がやや弱い、供給単価や無人化等の工夫がされており、効率性に配慮されている。 				
公平性	■4点	□3点	□2点	□1点		
4点	<ul style="list-style-type: none"> 他地区と同レベルの水質および料金にすることに意義あり。 給水の受益者に問題はない。 					
外部評価	A	<ul style="list-style-type: none"> 企業誘致による水使用量見込みの検証が十分でない。 地域の水使用量見込みの検証が十分でない。 ランニングコスト、建設事業費の低減にも配慮されているのは高く評価できる。 				
	16点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- 水道料金の値上げなどないよう保守点検等に工夫留意してほしい。
- 老朽化更新、企業誘致等への安定供給のため、建設事業は進めるべきと考える。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.当該事業を施行したことによって水道料金の変更はあるか。(佐藤委員)

A.今年5月に料金を改訂し、全市一律になった。平成16年に市町が合併する段階で、担当職員が協議した結果、平成25年度を目処に統一しようという話になった。鳥海・矢島地域は料金が安くなったが、本荘・岩城地域等は料金が高くなってしまった。この工事が料金改訂の理由ではない。(ガス水道局水道課)

Q.工事の設計業者、施工管理業者はどのように選定したか。契約は随意契約か入札か。(佐藤委員)

A.委託業務で秋田市の三木設計事務所が請け負っている。設計も工事現場の監理も指名競争入札で、三木設計事務所が落札している。(ガス水道局水道課)

Q.市として、設計料率や施行管理料率等について基準はあるか。(佐藤委員)

A.基準はない。(ガス水道局水道課)

Q.地震や豪雨により、水源が被災することを想定しているか。(佐藤委員)

A.今までそういった事態はなかったと聞いている。(ガス水道局水道課)

Q.水源から貯水池までの水路が壊れる心配はないか。(佐藤委員)

A.水路が壊れたという話は聞いたことがない。(ガス水道局水道課)

Q.本荘・西目地域以外の市内に浄水場は何カ所あるか。(佐藤委員)

A.大内や岩城の簡易水道事業は、上下水道課が管轄しているため、即答できない。(ガス水道局水道課)

Q.孔雀館浄水場が老朽化していることは分かっていたはずなので、合併前に旧本荘市や旧西目町で整備しておかなくてはいけなかったのではないか。その他の地域の住民から見れば、一市七町が合併して、この地域にだけ集中的に出てきているため、簡易水道を含めて他の地域はどうなっているのかを聞きたい。マンガンを除去することで、水道の匂いがなくなることは分かったが、30億円をかけるメリットが工業団地と西目地域の会社の工業用水を確保することしかない。今は人口が減っていて会社も増えていない。平成24年度になれば本当に会社が増えてくるのか疑問に思った。浄水場が整備され、しばらくこれで良いと思うが、合併したら急に西目と本荘の浄水場の工事をやるということで、その前に自分たちで出来なかったものかと思う。(加藤委員)

A.上水道事業については、合併との関連はない。本荘・西目地域は一つの上水道事業の管轄となっている。簡易水道であれば、旧町時代に整備しておけば良いという話になるが、孔雀館浄水場は旧西目町の管理ではなく、上水道事業の管理になっているため、合併前に整備するという話はなかったと推測される。平成21年度当時、平成25年度の人口や、工場の状況を予測している。工業団地で1日当たり2,500立

方メートル、平成 25 年度は 1 日当たり 4,000 立方メートルの工業用水がほしいという要望は、まだ現状どおりとなっているため、それに向けて 1 日当たり 4,000 立方メートルは工業用水として確保すべきであるということで事業が進んでいる。(ガス水道局水道課)

Q.孔雀館浄水場が廃止になった後、水路等の管理はどうなるのか。(今村委員)

A.いずれ取り壊しになる。33 年経って一つの役目を終えたという考え方をとると、今のまま建てておくと、いずれ崩壊する危険があるため、除却ということになる。その後に由利原浄水場から今の孔雀館浄水場に向かって塩ビ管を敷設し、従来どおりの量を供給することにしている。(ガス水道局水道課)

Q.排水管等の工事はかなり難しくなるのでないか。(今村委員)

A.前任者から、ある程度のルートは確保しているという話は聞き及んでいる。(ガス水道局水道課)

Q.子吉浄水場をリニューアルし、工業団地に給水するということだが、リニューアルはこれから行うのか。(小島委員)

A.平成 26 年 3 月には耐震化し、浄水量を約半分にするという計画である。(ガス水道局水道課)

Q.浄水場が老朽化して新しくするということだが、送水のパイプも老朽化しているのではないか。(三品委員長)

A.塩ビ管は 30 年、鋳鉄管は 40 年から 50 年で更新といわれている。今は地震も大丈夫な構造の鋳鉄管が販売・施工されている。子吉浄水場から由利原浄水場までの区間についても、耐震化されている鋳鉄管を敷設している。浄水場の周りについても、老朽化した塩ビ管は耐震化の鋳鉄管に敷設替えしている。(ガス水道局水道課)

Q.浄水場の位置によって、高い所に住んでいる人に水が行かないといったことがあると聞いたが、ここは大丈夫か。(三品委員長)

A.由利原浄水場は標高 160 メートルで、かなり高い所にあるので水圧が落ちることはない。ただ、岩城地域に簡易水道が 3 箇所あるが、浄水場に近くて高低差が 10 メートル以内の所は、水道の水圧が 1 キロパスカル以上ないと、ガス瞬間湯沸かし器が点かないため、水をポンプで加圧して送っている地域が一部ある。(ガス水道局水道課)

Q.無人化の関係で監視カメラと遠隔操作の二つがあるが、監視カメラは要所要所に付けるのか。遠隔操作は何かあったときにどこでどのように対応するのか確認したい。(加藤委員)

A.監視カメラは 6 回線で要所要所に付ける。最終的に浄水場全体を誰も入ることができないようにフェンスを設置するが、乗り越えて来るかもしれないということで、

監視カメラを6箇所に設置している最中である。蟻山浄水場で6箇所のカメラを監視することができる。遠隔操作は2回線を予定している。21項目ほど遠隔操作ができる。(ガス水道局水道課)

Q.何かあったときに、蟻山浄水場に常駐している人が見に行ったり、業者に連絡するということか。(加藤委員)

A.そのとおりである。他に塩素の量の調整なども遠隔操作できる。(ガス水道局水道課)

Q.平成22年1月27日に、由利本荘市水道事業評価審議委員会が早期に着手すべきという答申を出しているが、平成22年度が始まる直前である。委員会のメンバー構成は分からないが、平成22年度から何億という予算がついている。段取りがよいが、何か根拠があったのか。(加藤委員)

A.事前に秋田県の生活衛生課を通して厚生労働省に平成21年度からこのような事業を計画していると申し入れしている。厚生労働省から補助事業として進めて良いと内諾を得た後で委員会を開いてもらい、早期に発注すべきと答申していただいた。(ガス水道局水道課)

Q.水道事業は独立採算ということによいか。(佐藤委員)

A.そのとおりである。ガス水道局は企業会計である。市が担当する様々な工事とは全く別の会計で処理している。(ガス水道局水道課)

Q.複式簿記で管理しているということだが、水道単価と一般会計の簡易水道料金を比較して、平等にするということで改訂を行ったということか。(佐藤委員)

A.上水道事業の料金改定と簡易水道の料金改定は同じ時期に行った。今は金額的に全市同じレベルになっている。(ガス水道局水道課)

Q.企業会計としての水道の単価と、一般会計の簡易水道の単価ということで、企業上の収支はどのように見ているのか。収支がとんとんになればよいのか。(佐藤委員)

A.企業会計は黒字にしなければならないということが大前提である。簡易水道の収支は上下水道課が管轄している。(ガス水道局水道課)

Q.ランニングコストのことで、設備の建設ということで、収支関係のことで説明されているが、維持管理費は人件費、光熱費と経費があって、その他に償却費等も入れないといけないと思うが、どうして入っていないのか。原価を計算をするとき、設備に関する償却等がコストに入らないと、料金の計算等が変わってくるのでないか。(三品委員長)

A.企業会計であるので、年度末に償却費等は出てくる。今回の資料は無人化することによってどのくらい差が出てくるかの数字だけを計上したものである。(ガス水道局水道課)

Q.水道料金の設定の際には、償却費等も計算に入ってくるのか。(三品委員長)

A.申し訳ないが、料金の設定の仕方についての資料は準備してこなかった。(ガス水道局水道課)

Q.資産等も含めて、企業会計と違うところがあるのでないか。(三品委員)

A.本日開催されている市議会で、平成 22 年度の決算書が議決されると思うが、その決算書に詳細が記載されている。(ガス水道局水道課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・特になし。

【後日、水道課から補足】平成 22 年度水道事業会計決算書の内容について

平成22年度由利本荘市水道事業会計収益費用明細書

款	項	目	金額 (円)	
水道事業収益			1,406,141,176	
	営業収益		1,390,755,249	
		給水収益	1,356,169,593	
		その他営業収益	34,585,656	
		営業外収益	15,385,927	
		受取利息	382,622	
		補助金	13,734,972	
		雑収益	1,268,333	
収益合計			1,406,141,176	
水道事業費用			1,215,540,013	
	営業費用		1,013,404,686	
		原水及び浄水費	176,148,967	
		配水及び給水費	127,392,820	
		業務費	94,333,918	
		総係費	141,713,617	
		減価償却費	449,061,089	
		資産減耗費	22,429,850	
		その他営業費用	2,324,425	
		営業外費用		201,423,953
			支払利息及び 企業債取扱諸費	199,932,548
	繰延勘定償却		1,380,000	
	雑支出		111,405	
	特別損失		711,374	
		過年度損益修正損	711,374	
費用合計			1,215,540,013	
差引収益			190,601,163	

・本荘地域では、大手の水道消費企業が数多くあるため、約 14 億円の売上がある。

・営業費用の減価償却費は約 4 億 4,906 万円、資産減耗費は約 2,243 万円となっている。

※『平成22年度由利本荘市水道事業会計・ガス事業会計決算書』(由利本荘市)より作成。

※「節」欄及び「備考」欄は省略している。

(8) (仮称) 由利本荘市文化複合施設建設事業

◆事業対象地域	本荘地域
◆事務事業種別	施設等整備事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	豊かな心と文化を育むまちづくり
〈施策名〉	生涯学習の推進
〈施策項目〉	社会教育施設の整備

①事業概要

i) 事業の目的

羽後本荘駅前は、旧本荘市の玄関口としての役割を果たしている。しかし、郊外型大型店の出店などから空洞化が進行し、商店街の活力が減退している。

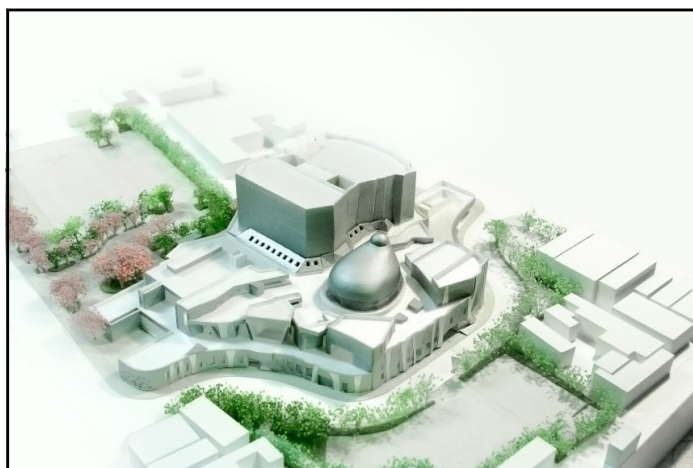
また、現在の本荘文化会館及び本荘図書館、本荘勤労青少年ホームは、本荘由利地域の文化交流施設として利用されてきたが、耐用年数や時代ニーズに対応した新しい文化交流施設の整備が望まれている。

本事業は、市の中核的な駅前地区にある病院跡地に、新市の「顔」となる文化複合施設を建設し、市街地における賑わいとゆとり、楽しさを創造し、中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。

ii) 実施内容

本事業の実施内容は、文化複合施設（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上3階・地下1階、延床面積11,750.50㎡）の建設と、来訪者用駐車場150台分の整備である。

施設には、大ホールや図書館、市民活動室やギャラリーなどが設けられ、現在の本荘文化会館及び本荘図書館、本荘勤労青少年ホームの機能を維持しながらも、地域特産品等の販売コーナーや飲食コーナーも設置される予定であり、市の観光物産機能も有する施設となる予定である。



【施設完成予定図】

iii) 事業対象

(仮称) 由利本荘市文化複合施設は、市民をはじめ県内外からの来訪者が利用することができ、年間利用者数は16万人と見込まれている。

施設の利用にあたっては利用者負担が生じる場合があり、利用者が負担する金額については由利本荘市文化交流館条例（平成 23 年由利本荘市条例第 3 号）及び同施行規則（平成 23 年由利本荘市規則第 23 号）に定められており、施設・設備の利用形態により異なっている。

iv) 事業に係る財源内訳

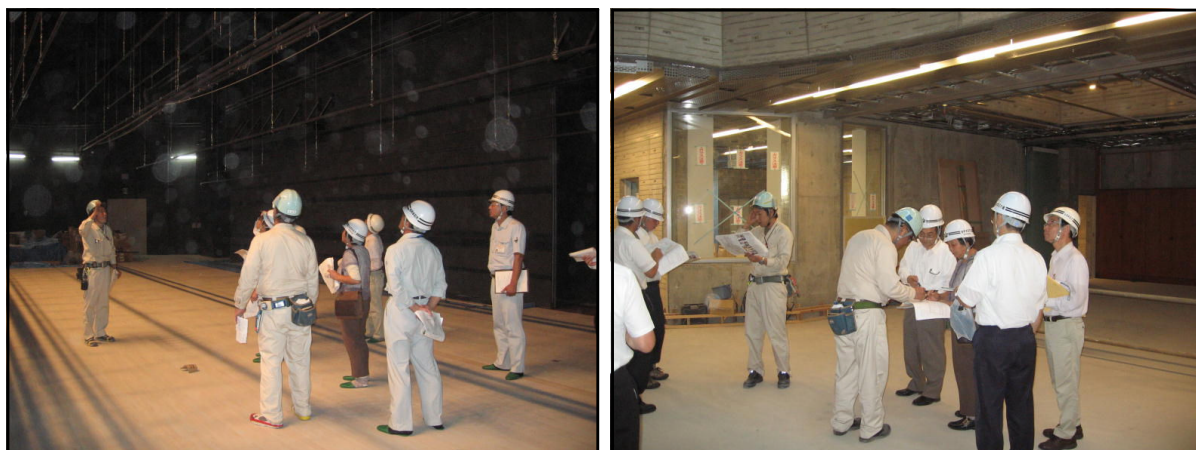
本事業に係る財源内訳は、表－23 のとおりである。

(表－23) (仮称) 由利本荘市文化複合施設建設事業に係る事業費の財源内訳

(単位：千円)

年度別 財源等		事業全体 (予定)	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
事業費		7,709,616	215,830	359,603	721,736	583,080	1,690,100
内 訳	国庫支出金	2,258,253	120,866	168,480	537,500	312,300	381,646
	合併特例債	5,018,079	88,314	181,163	167,008	252,605	1,227,155
	その他※	202,674	0	0	0	0	65,961
	一般財源	230,610	6,650	9,960	17,228	18,175	15,338

※「その他」は「県振興基金」。



【現地調査（建設中の施設内部）の様子】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	V-001	事業名	(仮称)由利本荘市文化複合施設建設事業	担当部局名	建設部	本庁担当課	都市計画課	事業担当課	都市計画課	
① 必要性	一次評価	4点	本荘地域の中心市街地の活力が減退しているとともに、既存の本荘文化会館の老朽化や市民の文化ニーズへの対応から、本市の「顔」として、また、県内外から多くの来訪者を見込める新しい文化交流施設の整備が求められている。							
	二次評価	4点	「由利本荘市総合発展計画」において主要事業として位置づけられており、また、市民ニーズに対応した事業であることから、本事業は必要性が高い事業である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	3点	本事業は、市の中核的な駅前地区にある病院跡地に文化複合施設を建設することで、中心市街地活性化に寄与することを目的としているが、建設中である現在も市内外から多くの見学者が訪れていることから、本事業により中心市街地の活性化を期待することができる。							
	二次評価	3点	施設完成前から市内外より多くの見学者が訪れていることから、本事業により中心市街地における賑わいとゆとり、また、文化拠点として県内外から多くの来訪者を見込むことができるが、駐車場が限られていることから、イベント開催時の対応が必要と思われる。							
	総合評価	4点	施設周辺の交通が考慮されており、また、施設に観光物産機能も付加されることから、施設は中心市街地の活性化に十分機能すると評価できる。							
③ 効率性	一次評価	3点	文化複合施設は中心市街地に建設されることから、駐車場の台数に限りがある。施設運営については、文化会館、図書館、青少年ホーム3施設を一体的に運営することができることから、十分に効率的である。							
	二次評価	3点	施設完成後の運営にあたっては、文化会館、図書館、青少年ホームの3施設を一体的に運営し、効率を高める必要がある。							
	総合評価	4点	文化会館、図書館、青少年ホームの3施設を一体的に運営することで効率を高めるよう計画しており、十分効率的であると評価できる。							
④ 公平性	一次評価	4点	施設を利用することができるのは、県内外からの来訪者であり、特定の市民・団体等に限定はされていない。また、施設の利用にあたっては由利本荘市文化交流館条例に規定されている使用料を支払う必要があり、受益者負担の原則により公平性が確保されている。							
	二次評価	4点	受益者は市民をはじめ、県内外の施設来訪者が予定されており、施設利用者は限定されず、広くサービスを供給することができる施設である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合 計	一次評価	14点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	中心市街地に、文化会館、図書館、青少年ホーム3施設が一体として利用でき、かつ、本市の物産機能を加えることで一層活性化に寄与出来る。				
		A		一次評価	担当部局意見	複合文化施設として内外からの注目度は非常に大きく、市民の関心も高い。今後はこの期待に沿った運営が注目される。				
	二次評価	14点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	中心市街地における賑わいとゆとり、また、文化拠点として多くの集客を見込める施設であるが、開館後の管理・運営に対する取り組みがより重要な施設であり、イベント開催時の駐車場対策など必要と思われる。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	一次評価は妥当であるが、開館後の施設運営に対して、ワークショップ等で寄せられた市民の意見を反映させた施設運営が必要と思われる。				
	総合評価	16点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	施設は中心市街地にあるが、羽後本荘駅が近く、公共交通機関利用であっても不便なく利用することができる。また、施設に観光物産機能が付加されることから、中心市街地の活性化に十分機能すると評価できる。さらに、施設運営にあたっては、本荘文化会館、本荘図書館、本荘勤労青少年ホームの3施設を一体的に運営することとしており、効率的な運営が計画されていることから、十分効率的であると評価できる。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	V-001	事業名	(仮称)由利本荘市文化複合施設建設事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	市街地のにぎわい創出のため施設自体は必要であったと判断されるが、このようなデザインの施設が必要であったか否かについては疑問が残る。				
	有効性	□4点	■3点	□2点	□1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 施設を効率的に運営できるか否かによって、有効性が高いか否かの判断がなされると考える。 単に施設を市街地に建設しただけで、施設周辺の整備・利用計画が策定されておらず、投資効果は非常に低いと考えられる。 				
	効率性	□4点	□3点	■2点	□1点	
	2点	<ul style="list-style-type: none"> 図書館は空間的に無駄が多いことから、図書館をあえて市街地に設置する必要性は低いと考える。 施設建設に係るコストが非常に高く、効率性は低いと評価せざるを得ない。 				
外部 評価	公平性	□4点	■3点	□2点	□1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 施設近辺に住む人と遠方に住む人とでは利用条件等に不平等が生じる可能性があることから、施設利用にあたり遠方に住む人に何らかのメリットがあるよう工夫すべきである。 施設周辺の商店街はある程度活性化される可能性があるが、施設から遠く離れている地域の商店街は何ら変わらないと考えられる。 				
	B	<ul style="list-style-type: none"> 施設がより多くの方々に利用していただけるよう様々なイベントを開催していくべきである。 建築物の芸術性については判断が難しいが、この施設の外観や内部構造を見る限り、芸術性を評価することは困難である。 				
	12点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- 施設が完成した時点で、高齢者や障がい者の方々に施設内を歩いてもらい、施設のデザインが悪くなったとしても、安全な利用に供されるよう取り組むべきである。
- 多くの人が集まる場所を目標としている一方で駐車場が150台というのは少ないことから、駐車スペースの確保について継続的に対応すべきである。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.推進協議会のメンバーについて、何名で、どういう方々で構成されているのか。(太田委員)

A.各地域の地域協議会会長や県立大学生といった方々で構成されており、総勢 22 名である。(建設部都市計画課)

Q.ワークショップの実績として高校生によるワークショップの例が挙げられていたが、他にどういった方々によるワークショップが何回開催されたのか。(太田委員)

A.高校生のほか、推進協議会メンバーによるワークショップが開催され、開催回数は 3 回であった。(建設部都市計画課)

Q.様々な方面から不足が指摘されている駐車場について、行政として具体的にどのような対策を講じていくのか。(太田委員)

A.公共交通機関の利用を促進したり、市役所など文化複合施設近辺に位置する駐車場を利用することで、駐車場を確保していくこととしている。(建設部都市計画課)

Q.現在の本荘文化会館や本荘図書館といった施設は今後どのようなようになるのか。(辻川委員)

A.現在の施設は、文化複合施設に移った後に廃止し、施設を解体する予定である。ただし、勤労青少年ホームについて、体育館の代替施設が無くなることから、現在、体育館を今後どのようにするかについて検討中である。(企画調整部カダーレ管理課)

Q.現在の施設が解体された後の跡地利用はどのようなになっているのか。(山口副委員長)

A.本荘文化会館跡地の利用については現在検討中であり、今回の 7 月臨時議会で消防庁舎の改築に係る基本設計費が予算化された。跡地については、消防庁舎のほか、体育施設を建て替えるという方向で検討されている。(事務局)

Q.施設の設計者はどのように選定されたのか。(山口副委員長)

A.基本的な考え方の部分についてプロポーザルで決定している。(建設部都市計画課)

Q.目標来館者数が年間 16 万人で、1 日当たり 500 人弱となる。半数は高校生として、大人の来館者数は 1 日当たり 200 人程度が見込まれているが、施設敷地内の駐車可能台数が 150 台で足りるのか。駐車場がいつも満車状態ということであれば、施設に訪れる人が減ってしまう可能性が高い。効率良く運営していくよう工夫が必要と思われるが、その点について具体的にどのように考えているのか。(太田委員)

A.具体的にいつからということとは言えないが、現在鳥海ダム事務所が使用している土地について、事務所撤退後に跡地を駐車場として活用できれば約 70 台分の駐車スペースを確保することができる。しかし、具体的にいつからという決まったことで

はないので、現時点では施設周辺の駐車場を活用していくことで対応せざるを得ない。(建設部都市計画課)

A.現在の消防庁舎の土地は平成 26 年度までには更地になる予定で、こういった土地の利用を今後どうするかといった議論に入っていくものと思われる。市としては、施設の供用開始後も継続的に駐車スペースの拡大に向けて取り組んでいくという考え方である。(事務局)

Q.年間の来館者数が 16 万人とあるが、この数字の根拠は何か。(山口副委員長)

A.本荘文化会館・本荘図書館・本荘勤労青少年ホームの年間利用者数が約 14 万人であり、新しい施設ではそれ以上の来館者数が見込まれるということから、年間の来館者数を 16 万人とした。(建設部都市計画課)

Q.本荘文化会館・本荘図書館・本荘勤労青少年ホームの 3 施設を統合することで効率的な運営を目指すという考え方は良いが、3 施設それぞれの設置・運営に係る費用と比較して、新施設の設置・運営に係る費用はどうか。(須田委員)

A.施設の設置場所や施設の規模等により単純に比較することは難しいが、それぞれをバラバラに設置・運営するよりは効率的であると考えている。(建設部都市計画課)

Q.施設内部の構造について、高齢者にとって転倒等の危険性の高い箇所が多いように感じるが、バリアフリーやユニバーサルデザインの配慮はなされているのか。(須田委員・太田委員)

A.バリアフリー等については設計の時点で配慮されているが、施設を運営していく中で危険な箇所があれば、その都度対応しなければならないと考えている。(建設部都市計画課)

Q.施設の運営にあたり、何か特色のある計画などはあるのか。(山口副委員長)

A.現在の本荘文化会館・本荘図書館・本荘勤労青少年ホームの 3 施設を運営している部署はそれぞれ異なっていることから、新施設ではそれらを一元化して運営していくこととしている。また、今年 12 月 19 日に開館後、今年度いっぱいの利用スケジュールは既に決定している。さらに、新施設内に設置される図書館を拠点として市内各地域の図書施設とネットワーク化することで利便性を高めるよう取り組みを進めている。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・施設の外観が由利本荘市の町並みに合っておらず、市街地の景観を著しく損なってしまうと考える。(山口副委員長)
- ・市街地のにぎわい創出のため、施設自体は必要であったと考える。しかし、このようなデザインの施設が必要であったかどうかは疑問が残る。(辻川委員)

- ・施設を効率的に運営できるか否かによって、有効性が高いか否かの判断がなされると考える。(辻川委員)
- ・施設がより多くの方々に活用していただけるよう様々なイベントを開催していくべきとかんがえる。(辻川委員)
- ・単に施設を市街地に建設しただけで、施設周辺の整備・利用計画が策定されておらず、投資効果は非常に低いと考えられる。(山口副委員長)
- ・図書館は多数の蔵書を所蔵しているが空間的に無駄が多いことから、図書館を市街地に設置する必要は無いと考える。(太田委員)
- ・効率性について、施設建設に係るコストが非常に高いことから、効率性は低いと評価せざるを得ない。建築物の芸術性の部分も考慮すると判断が難しいが、この施設の外観や内部の構造を見る限り、芸術性を評価することはできないと考えている。(山口副委員長)
- ・施設から近い場所に居住する人と遠い場所に居住する人とは利用条件等に不平等が生じる可能性がある。遠くから来る人にとってもメリットがあるよう何らかの工夫をすべきと考える。(太田委員)
- ・この施設により、施設周辺の商店街はある程度活性化される可能性があるが、この施設から遠く離れている地域の商店街は何ら変わらないと考えられる。(辻川委員)
- ・施設が完成した時点で、高齢者や障がい者の方々に施設内を歩いてもらい、デザインが悪くなったとしても危険な箇所を減らしていくよう改善に取り組んでいくべきと考える。(山口副委員長)
- ・人が多く集まる場所を目標としている一方で駐車場が 150 台というのは少ないのではないかと考える。(辻川委員)

(9) 除排雪事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	施設管理事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	心ふれあう情報と交流のまちづくり
〈施策名〉	道路網の整備
〈施策項目〉	雪に強い道路づくり

①事業概要

i) 事業の目的

道路は、市民の日常生活、社会・経済活動を支える重要な施設である。現在、由利本荘市の市道認定路線は 3,613 路線、距離にして 2,109.8km に達している。

本事業は、降雪地域に位置する本市において冬期間の積雪時における安全な道路交通網を確保することで、市民生活や社会・経済活動の安定を図ることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、冬期間の積雪時に、主要生活路線の早朝除雪作業を行うほか、道路状況を見極めての路面整正、凍結防止剤散布等を実施するという内容である。

本市の除雪対象延長は 1,293.5km（うち、企業委託延長は 891.7km）であり、冬期間の積雪時にはこれらを対象に除雪が行われるが、出動基準については、全市統一で計画されており（表－24）、また、除雪機械については、地域の実情に合わせた配備を図っている（表－25）。

（表－24）除雪出動基準

作業内容	出動基準
新雪除雪	降雪10cm以上、あるいは降雪5cm程度でそれ以上になると予想されるとき、又は吹きだまり等道路交通の支障となる場合。 早朝出動した場合は通勤通学路を優先し、遅くとも午前7時までに完了させる。
路面整正	わだちの発生により通行に支障となると予想される場合。
拡幅除雪	路肩への堆雪により、通行に支障がある場合、又は支障になると予想される場合。
運搬排雪	家屋密集地などで、路肩への堆雪で幅員減少や視距障害などの交通障害が発生した場合、又は発生すると予想される場合。
歩道除雪	積雪5cm程度でそれ以上になると予想されるとき、又は車道除雪の雪が歩道に堆雪し歩行が困難になる場合。
融雪剤散布	路面凍結により通行に支障が出る場合、また支障になると予想される場合。

『平成22年度由利本荘市道路除雪計画』より抜粋。

(表－25) 由利本荘市地域別除雪体制 (単位：km、台)

		市全体	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
除雪延長		1,293.5	340.0	122.0	105.3	114.3	185.5	175.9	102.1	148.4
内 訳	直営部分	401.8	42.6	112.5	0.0	25.5	0.0	73.2	16.4	131.6
	委託部分	891.7	297.4	9.5	105.3	88.8	185.5	102.7	85.7	16.8
除雪機械		125	18	20	12	12	14	19	10	20
借上機械		115	62	1	2	13	22	2	6	7

iii) 事業対象

本事業の受益者は、地域住民をはじめ、県内外の来訪者である。また、本事業の実施による受益者の費用負担は無い。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－26のとおりである。

(表－26) 除排雪事業に係る事業費の財源内訳

(単位：千円)

財源等		年度別	事業全体	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
事業費			2,590,242	637,611	471,057	554,465	927,109
内訳	一般財源		2,590,242	637,611	471,057	554,465	927,109



【長坂除雪センター（鳥海地域）の現地調査の様子】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	VI-013	事業名	除排雪事業	担当部局名	建設部	本庁担当課	建設管理課	事業担当課	建設管理課	
① 必要性	一次評価	3点	降雪がある本市において、冬期間の道路交通網の確保は市民生活の安定のために求められることであり、除排雪は必要不可欠な事業である。							
	二次評価	3点	降雪地域に位置する本市にとって除排雪は必要不可欠な事業であるが、特に豪雪であった22年度は、排雪要望に対応しきれていない面も見られた。しかし、市街地の排雪要望についても対応に努めていることから、社会情勢や市民ニーズにかなり対応していると評価できる。							
	総合評価	4点	降雪地域である本市にとって、除排雪は必要不可欠な事業であり、市民ニーズにも十分に対応していると評価できる。							
② 有効性	一次評価	4点	冬期間の道路交通網確保のための手段としては、除排雪の他に道路融雪設備、流雪溝、防雪柵などがあるが、設置や維持管理のコストが高くなる。そのため、現在の財政状況等を考慮すれば、除雪機械による除排雪が最も有効である。							
	二次評価	4点	本事業は、冬期間の積雪時における安全な道路交通網確保に十分に機能しており、市街地の排雪要望についても、その対応に努めていると評価できる。							
	総合評価	3点	冬期間の安全な道路交通確保に十分機能している。特に豪雪であった平成22年度は排雪要望に対応しきれていない面も見られたが、市街地に排雪要望についてもその対応に努めていると評価できる。							
③ 効率性	一次評価	3点	地形や気象条件により他自治体との比較ができない面があるが、市内8地域の地形や気象実態に即して除雪機械の配備や、道路状況を把握した職員や作業員で安全な除雪作業を実施している。							
	二次評価	3点	地形や気象条件により単純比較はできないが、秋田市との比較では、秋田市より本市の除雪経費が179千円/km安くなっていることから、本事業はかなり効率的に実施されていると評価できる。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	市の除雪計画に基づき、除雪優先路線から順次除雪を実施するという基本ルールで除雪を実施しており、公平性は保たれている。							
	二次評価	4点	主要幹線の市道やバス路線など、多くの市民が利用する道路交通網が優先的に除雪されており、また、これは市内統一のルールであることから、除排雪事業の受益者は限定されていないと評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	14点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	市内の8地域の実情に合わせ、緊急時にも対応した柔軟な除雪体制を確立させ、気象予測や道路巡回による情報収集により、的確かつ迅速な出動態勢をとり、適切な機械配置かつ安全で効率的な除排雪作業に努め、今後も市民生活の安定を図る事業である。				
		A		一次評価	担当部局意見	道路は、市民の日常生活、社会・経済活動を支える最も重要な施設で、除排雪を実施する延長は1,293kmである。このうち、矢島、東由利、鳥海の3地域が豪雪地帯であり、さらに、各地域間で冬期における気象の差異が著しいことから、建設管理課及び各総合支所管理のもとで除排雪が行われる。積雪時における安全な道路交通の確保について、国・県及び関係機関と連携を図りながら、効果的な除排雪を実施し、もって社会・経済活動の確保と、市民生活の安定を図ることを目的とする事業である。				
	二次評価	14点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	全市的に除雪技術の均一化・向上化を図るとともに、地域事情に即した対応ができるよう、除排雪について相談・苦情等を受け付けるホットラインの創設、積雪の少ない海岸部における道路の融雪施設等の導入、中心市街地の排雪にあたっては市民の協力を仰ぐ、などについて検討すべきと考えられる。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	本事業は、冬期間の積雪時における安全な道路交通網の確保に十分機能しており、実施にあたっては他市に比べて安価な経費であり効率性も高い。市街地における排雪ニーズについても対応に努めていることから、一次評価は妥当である。				
	総合評価	14点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	降雪地域に位置する本市にとって、除排雪は必要不可欠な事業であり、市民ニーズにも十分に対応している。特に22年度は豪雪であり、市街地における排雪要望に対応しきれていない面も見られたが、こうした要望についても対応に努めており、本事業は、冬期間の積雪時における安全な道路交通網の確保に十分に機能している。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	VI-013	事業名	除排雪事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	本市は降雪地域であり、除排雪は必要不可欠な事業である。				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の降雪であれば、現状の体制で安全な道路交通網の確保に十分機能すると評価できるが、排雪要望について、きめ細かな対応が不十分であったことから、この点に改善が求められる。 ・冬期間の地域産業にも大きく貢献していると考えられる。 				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	除排雪計画により効率的に実施されている点や、県道の除雪について県との協議がなされるなど融通性を持たせている点は評価できるが、除雪の質について、地域差が見られることから、標準化されるよう工夫すべきである。				
	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
4点	除雪の優先順位が計画で定められており、計画に沿った形で事業展開されていることから、公平性は確保されていると評価できる。					
外 部 評 価	A					
	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・除排雪の苦情等について、市担当課や委託業者による丁寧な対応が求められる。 ・除排雪担当者は一生懸命取り組んでおり、感謝している。 				

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・除排雪作業に伴う作業事故や苦情等について、年度単位で集計し、改善策を次年度に反映するよう仕組みづくりをすべきである。
- ・排雪の優先順位を判断する際には、市民の要望を踏まえつつ、状況をしっかりと判断した上で実施すべきである。
- ・高齢者宅周辺の除排雪について、民間との協働体制により取り組むことができるよう働きかけを進めていただきたい。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.平成 22 年度除排雪事業を実施する中で、事故やトラブルはあったか。また、仮に事故やトラブルがあったとすれば、具体的にどういった内容のものが何件あったか。

(太田委員)

A.具体的な件数は改めて確認する必要があるが、細かい内容のものを含めるとかなりあったのではないかと思われる。事故の主な内容としては、個人宅の壁に除雪機械を擦ったといった内容である。(建設部建設管理課)

Q.二次評価結果では、除排雪の苦情等を受け付けるホットラインの創設が提言されていたが、そうした提言が出されるということは、苦情等があったと推察されるが、実際に苦情等があったか。仮にあったとすれば、どういった内容でのものが何件あったか。(太田委員)

A.苦情・要望の主な内容としては、早く道路の除雪をしてほしいといった内容や、高齢者宅の玄関前を除雪してほしいといった内容であった。豪雪ということもあり、件数は把握できないほど多くの苦情・要望が寄せられた。(建設部建設管理課)

Q.流雪溝の整備状況についての説明があったが、市としては今後流雪溝を更に増設するといったことは考えているか。(太田委員)

A.交通量が多い坂道についてはロードヒーティングを整備していきたいと考えているが、流雪溝については、設置コストの課題もあることから、今後更に増設するといった考えはない。(建設部建設管理課)

Q.除排雪に携わる若い人材を計画的に確保・育成していく必要があると考えるが、いかがか。(須田委員)

A.除雪車両の作業研修は数年に一度の割合で実施されている。市の人員が減少傾向という状況では、除排雪を直営で実施するより民間に委託した方が効率的に実施されると考えている。(建設部建設管理課)

Q.委託による除雪より、直営による除雪の方がきれいに除雪される印象あり、委託であっても質の高い除雪が実施されるようにすべきと考えるが、いかがか。(鎌田委員)

A.何年も地域の除雪を請け負っている場合などは、作業員の慣れということあり、質の高い除雪が実施される。降雪状況に左右されることもあるが、各地域で除雪の質のばらつきが少しでも無くなるよう対応に努めたい。(建設部建設管理課)

Q.除雪対象となる道路に、国道も含まれるか。(辻川委員)

A.原則「市道」のみを対象としており、作業時間などに余裕があれば「私道」の除雪を実施している。ただし、効率性を考慮し、県道についても県と協議して除雪するといった取り組みを行っている。(建設部建設管理課)

Q.市内の特定地域で豪雪となった場合、周辺地域などから除雪機械や人員を追加投入するといった取り組みは行っているのか。(辻川委員)

A.除雪車両の提供といった取り組みは以前から実施されている。(建設部建設管理課)

Q.事業評価調書を見ると、除排雪事業に係る経費が全て一般財源で賄われており、こういう事業こそ国などからの補助金が必要な事業と考えるが、実際に国の補助金などは別形式で入ってきているのか。(太田委員)

A.除雪車両購入や防雪柵設置の場合には活用できる補助金があるが、除雪作業費については補助金がないというのが現状である。(建設部建設管理課)

Q.高齢などにより除排雪が困難な場合の除雪支援について、今後ますます必要性は高まっていくと考えられるが、市では何らかの取組計画を策定しているのか。(太田委員)

A.私道の除雪作業の実施基準をどのようにするかという点については、本市のみならず他自治体も大きな課題として認識している。市道・私道の区別によらず、除雪作業水準の標準化や交通弱者に配慮した除雪作業について不十分な点があることから、民間やボランティア団体との協働体制についても検討する必要があると考えている。(建設部建設管理課)

Q.各地域の除排雪は、どこが対応するのか。(須田委員)

A.基本的には各地域の総合支所が対応する。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・極端な豪雪の場合を想定した除雪機械の準備は財政的に難しいと考えるので、通常の降雪であれば現状の体制で有効に機能すると考えられる。また、本事業は地域の産業(雇用)にも大きく貢献していると考えられる。(辻川委員)
- ・排雪の優先順位を判断する際には、市民の要望を踏まえつつ、状況をしっかりと判断した上で実施すべきと考える。(須田委員)
- ・除排雪の苦情等について、丁寧な対応をすべきである。(辻川委員)
- ・排雪対応基準を明確化し、市民に説明するとともに、排雪にあたっては市民との協力が図ることができるよう連絡体制を確立すべきである。(須田委員)
- ・除排雪に取り組む方は一生懸命取り組んでくれるので、感謝している。(須田委員)
- ・除排雪作業に伴う事故や苦情等について、年度単位で集計し、改善策を次年度に反映できるようにすべきである。(太田委員)

(10) 地域づくり推進事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	補助・負担事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	地域に開かれた住民自治のまちづくり
〈施策名〉	住民と行政の協働によるまちづくりの推進
〈施策項目〉	ボランティア、NPO等の育成支援

①事業概要

i) 事業の目的

近年の少子・高齢化、過疎化の進行などにより、地域コミュニティの担い手である人材が減少し、従来からの地域コミュニティに変化がみられ、また、地域コミュニティ意識に対する希薄化などにより、住民が地域の共通課題に一致して取り組むことが困難な場合が多くなってきている。

本事業は、地域における文化・交流事業、観光事業、協働のまちづくり事業及び特色ある事業に対し、その経費に補助又は市の直営事業を行うことにより、地域の活力増進と連帯感の創出を図り、市全体の活性化に資することを目的としている。

ii) 実施内容

本事業を活用して各地域で実施される事業は、平成 21 年度に各地域協議会委員からの事業提案のもと、地域に必要とされる事業を各地域協議会で検討し、平成 22 年度から実施した新規事業である。

評価年度である平成 22 年度は、イベント事業（文化・交流・観光等）が 66 件、研修事業（生涯学習・人材育成等）が 11 件、そして環境整備事業（環境美化活動等）が 15 であり、合計で 93 件の事業が実施された。

なお、地域づくり推進事業を活用した各地域の事業数は表－ 27 のとおりである。

(表－ 27) 平成 22 年度 地域づくり推進事業 事業内容別一覧

(単位：件)

	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海	事業計	重複事業 ※	合計
イベント事業	11	9	6	12	7	7	8	9	69	2	67
研修事業	3	1	0	1	1	0	1	2	9	0	9
環境整備事業	5	1	1	4	3	1	2	0	17	0	17
計	19	11	7	17	11	8	11	11	95	2	93

※重複事業は、本荘・矢島・由利で採択された「鳥海山ろく線にこいのぼりを泳がす！」事業である。

iii) 事業対象

本事業の対象者は、地域の課題解決に向けて自らが主体的に企画・実践する事業に取り組む団体である。なお、本事業は、市が直接実施する事業も対象となる。

また、平成 22 年度では受益者負担を定めていないため、事業経費の全てに補助金を活用した事業もある。なお、市直営事業に費用負担は無い。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－28 のとおりである。

(表－28) 地域づくり推進事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

財源等		年度別	事業全体	H22年度
事業費			22,654	22,654
内訳	その他※		8,000	8,000
	一般財源		14,654	14,654

※「その他」は、「合併市町振興基金」



【事業担当者による事業説明の様子 (写真左) とヒアリング調査の様子 (写真右)】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	I-003	事業名	地域づくり推進事業	担当部局名	企画調整部	本庁担当課	地域おこし課	事業担当課	地域おこし課	
① 必要性	一次評価	3点	少子高齢化や過疎化により地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域住民が地域課題に一致して取り組むことが困難になっている。本事業は、地域課題解決のため各地域での事業提案、実施事業の決定を行うことができる事業であるため、市民ニーズにかなり対応している。							
	二次評価	3点	地域が抱える課題とその解決策を地域住民が主体となって考え対応していくことへの助成であり、各地域において様々な事業が展開されていることから、市民ニーズにかなり対応していると評価できる。							
	総合評価	4点	地域が抱える課題とその解決策を地域住民が主体となって考え対応していくことへの助成であり、各地域において様々な事業が展開されていることから、市ニーズには十分に対応している事業であると評価できる。							
② 有効性	一次評価	3点	本事業により今まで資金面から実施できなかった事業を行うことができるなど、地域住民が自ら地域課題の解決に取り組もうとする傾向が見られたことから、本事業は、地域住民が自ら地域課題の解決に取り組むという目的の達成にかなり機能している。							
	二次評価	3点	本事業により地域の活力増進と連帯感創出が図られたかについて長期的な検証を要する取り組みもあるが、地域の課題解決に向けた住民主体の取り組みがなされるようになったことから、本事業は市が抱えている課題の解決にかなり機能していると評価できる。							
	総合評価	4点	長期的な検証を要する取り組みもあるが、各地域における様々な事業展開から、本事業の実施により地域課題解決に向けた住民主体の取り組みがなされるようになり、本事業は市が抱える課題解決に十分に機能していると評価できる。							
③ 効率性	一次評価	3点	「由利本荘市活性化事業」(市全体に係わる事業で、事業費の2分の1以内(上限50万円)を補助する事業)と比較して、本事業は、市の直営事業、補助率や上限額に制限を設けていないため、使い勝手の良い事業であり効率的である。							
	二次評価	3点	補助率が事業費の2分の1以内(上限50万円)である「由利本荘市活性化事業」と比較すると、本事業の補助率は上限が無く、地域住民にとって利用しやすく設定されていることから、かなり効率的に実施されていると評価できる。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	3点	本事業の受益範囲は限定されていないが、初年度においては、地域協議会委員からの事業提案であったため、地域協議会委員が認知している範囲に事業内容が限定された。							
	二次評価	3点	周知方法や事業の募集方法に改善が求められるが、本事業は、自らが主体的に企画実践する事業に取り組む団体であれば対象となっており、受益の範囲はあまり限定されていないと評価できる。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	12点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	平成22年度からの新規事業であったため、多くの市民から問題解決のための事業提案をしていただくような事業募集ができなかった。そのため、多くの市民が「地域づくり推進事業」を知らなかったようである。また、100%補助の事業もあるため、補助金が無くなれば事業もやらなくなる可能性があるようである。市民と行政が一体的になって問題を解決するために、補助率の見直しが必要と考え、平成23年度事業からは、上限90%以内の補助率に改正した。				
		B		一次評価	担当部局意見	平成22年度が事業初年度であるため、事業内容が広く市民に浸透しないまま事業展開がなされたように思われる。23年度は、事業募集要綱を一部改正してスタートしているが、24年度については、22・23年度の事業内容・効果を検証し、それらを十分検討した内容を組み入れた事業募集を行うこととする。そして、市民が自ら行う地域の活性化事業に手助けできるような「地域づくり推進事業」を目指していく。				
	二次評価	12点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	本事業は、地域のコミュニティ意識が希薄化する中で、市民が主体となって地域コミュニティを再生するためのきっかけとなる事業として評価できる。しかし、事業の募集方法が各地域協議会委員からの提案という形であり、市民への周知方法や事業の募集方法に改善が求められる。また、本事業へのニーズや満足度を把握するための調査を検討してもよいのではと考える。				
		B		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	本事業は、周知方法や事業の募集方法に改善の余地が見られるものの、地域住民が主体となって地域課題の解決に取り組む上で必要な事業と考えられ、一次評価は妥当である。				
	総合評価	14点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	本事業により、地域が抱える課題について地域住民が主体となって考えて対応していくという取り組みが各地域でなされた。様々な事業展開がなされていることから、本事業は、市民ニーズにも十分に対応しているとともに、十分に機能している事業であると評価できる。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	I-003	事業名	地域づくり推進事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	市民ニーズはあり、支援の必要性はあると評価できるが、補助率の設定や用途のチェック体制など制度内容に不十分な点が多く見られることから、この点に改善の余地が見られる。				
	有効性	□4点	■3点	□2点	□1点	
	3点	事業費100%補助は住民のやる気を高める上で強いインセンティブとなっていると評価できるが、一方で「提案」ではなく「要求整理」の事業となることから、補助率について改善の余地が見られる。				
	効率性	□4点	□3点	■2点	□1点	
	2点	補助率に上限を設定し、一定の事業費負担や労力提供等を求めるよう改めるべきである。				
外 部 評 価	公平性	□4点	□3点	■2点	□1点	
	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は広く住民に周知されておらず、また、地域協議会が事業審査を実施しているという点で、透明性・公平性が不十分である。審査主体の一部に地域外の視点を組み込む等、改善が必要である。 ・各地域協議会において、審査過程等の情報提供を地域住民に周知する必要がある。 				
	B	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の制度内容では、今後本事業を継続して実施していくことは難しいと思われることから、制度内容の見直しをすべきである。 ・一定程度時間を要すると思われるが、事業効果の検証をする必要がある。 				
	11点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・市民ができることは市民でという趣旨であれば、地域協議会が事業審査を行うのではなく、事業審査主体の一部に地域外の視点を組み込むなど、事業審査のあり方について検討すべきである。
- ・補助金の用途が適正であるか否かについて、用途をしっかりとチェックすることができるような体制を構築する必要がある。
- ・企画された事業内容や継続事業の場合についての補助率のあり方等について、行政への依存体質を生まないよう検討整理が必要である。
- ・企画力のある新規事業は100%補助とし、その事業の継続実施が望ましいと判断された場合には2年目以降補助率を低減するなど、補助金の配分方法を工夫すべきである。
- ・補助金の重複利用が発生しないよう留意すべきである。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q.事業費が「22,654 千円」となっているが、これは事務費等除かれていて各団体に渡った金額という理解で良いか。また、事業費の内訳に「その他」とあり「8,000 千円」とあるが、「その他」とは具体的に何か。(太田委員)
- A.22,654 千円は、各地域で実施された事業に対して補助した金額の合計である。また、事業費内訳の「その他」は、「合併市町振興基金の運用益」である。(企画調整部地域おこし課)
- Q.事業により事業費の補助率に差異が見られるが、補助率の基準は具体的にどのようなになっているのか。(太田委員)
- A.平成 22 年度は、事業の実施にあたり自己財源がある程度あって、それでも不足する部分について補助を実施した。(企画調整部地域おこし課)
- Q.直営事業を実施した場合、事業目的に掲げられている「住民との協働」はどのような形で実現されたと認識しているか。(太田委員)
- A.住民だけでは取り組むことが困難な事業か否かについて住民と市が協議をし、その上で市が直営事業として実施しており、事業実施の前段階で住民との協働が図られていると認識している。(企画調整部地域おこし課)
- Q.平成 23 年度以降は事業費の一部を自己負担することとしており、当初、自己負担無しで使い勝手が良いと説明していたが、平成 23 年度以降は必ずしも使い勝手が良いとは言えなくなる。どのような判断から内容を一部改めることとしたのか。受益者負担を求めることが適正と判断したということは、事業の実施にあたり受益者負担を求めることが妥当とするような内容のものがあったということなのか。(太田委員)
- A.地域の課題解決に向けて本当に必要な取組を住民が主体となって企画・実践していくことができるよう、そうした事業を資金面でサポートするというのが本事業の目的・制度であるが、事業の中には、補助があるから事業を実施するというものも見られた。市として、事業資金の有無ではなく、地域の課題解決に必要な取組を住民が主体となって企画・実践していくというやる気の有無で判断していくという意思をより明確化するために、平成 23 年度以降は自己負担を求めることとした。(企画調整部地域おこし課)
- Q.各地域協議会が事業審査の主体となっているのは何故か。(太田委員)
- A.地域協議会は地域の代表で構成されており、地域のニーズを一定程度把握しているという考えから、各事業の選定にあたり地域協議会の審査を通す仕組みにした。(企画調整部地域おこし課)
- Q.補助金の使途については、飲食費として支出されている例もあるのではないかと考

えられることから、補助金の使途については細かくチェックしていくことが必要と考えられるが、使途は実際にどのようなチェック体制になっているのか。(鎌田委員)

A.会議時のお茶・茶菓子代であれば支出が認められている。また、イベント事業におけるまかない材料費として食糧費は認められている。しかし、スタッフの飲食代といった内容の支出は認められておらず、内容については領収書等で確認を行っている。(企画調整部地域おこし課)

Q.補助金があるから事業を実施するという考えで事業が提案されるということ、本事業を企画する段階で想定していなかったのか。(鎌田委員)

A.住民が自ら提案し取り組むよう促す意味で、事業費を100%補助するというインセンティブを付与した。しかし、補助金があるうちは事業を継続して実施するといったような事業資金の有無が事業企画の大きな判断基準となっているものも見受けられたことから、平成23年度以降から自己負担を求めることとした。(企画調整部地域おこし課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・市民ニーズはあると考えるが、補助率の設定や使途のチェック体制など制度内容に不十分な点が多く見られる。(鎌田委員)
- ・新規事業がほとんどないという状況から、住民が主体となって実施される取組は少ないと考え、有効性は低いと考える。(太田委員)
- ・事業費100%補助は住民のやる気を高める上で強いインセンティブとなっており、本事業の有効性は高いと考える。(須田委員)
- ・本事業がきっかけとなり地域で新しい事業が展開されるようになったという例もあるのではないかと考え、有効性は高いと考える。(辻川委員)
- ・本事業を実施する背景には、地域協議会を何とか活性化させたいという思いも含まれていると考えられる。しかし、実際にはあまり地域協議会に住民の注目は集まっておらず、また、事業実施主体の中に地域協議会メンバーが含まれているといった例も見られることから「お手盛り」の事業審査となってしまう可能性が高い。(太田委員)
- ・現在の制度内容では、今後本事業を継続して実施していくことは難しいのではないかと考える。(鎌田委員)
- ・市民ができることは市民でという趣旨であれば、地域協議会が事業審査を行うのではなく、別の市民の代表者が事業審査を行うといった仕組みを新しく導入しても良いのではないかと考える。(太田委員)

- ・ 補助金の使途が適正であるか否かについて、現在の体制ではチェック体制が不十分であることから、使途をしっかりとチェックすることができるような体制を構築する必要がある。(鎌田委員)
- ・ 企画された事業の内容に応じて補助率を変えることができるよう、本事業に柔軟性を持たせるべきである。(鎌田委員)

(11) 中山間地域等直接支払事業（第3期対策）

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	補助・負担事業
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	活力とにぎわいのあるまちづくり
〈施策名〉	農林水産業の振興
〈施策項目〉	農業生産基盤の整備と農用地保全

①事業概要

i) 事業の目的

日本の農業を取り巻く情勢は、米価低迷に加えて農業者の高齢化や担い手不足など非常に厳しい状況である。特に農業生産条件が不利である中山間地域においては、平地に比べると深刻であり喫緊の課題となっている。

中山間地域は日本の国土面積の約7割、経営耕地面積の約4割を占める重要な農業生産地域であることから、これらの農地を適切に保全管理していく必要がある。

本事業は、本市の農用地の約4割を占める中山間地域の適切な保全管理を行い、集落内農用地の有効活用を図ることを目的としている。

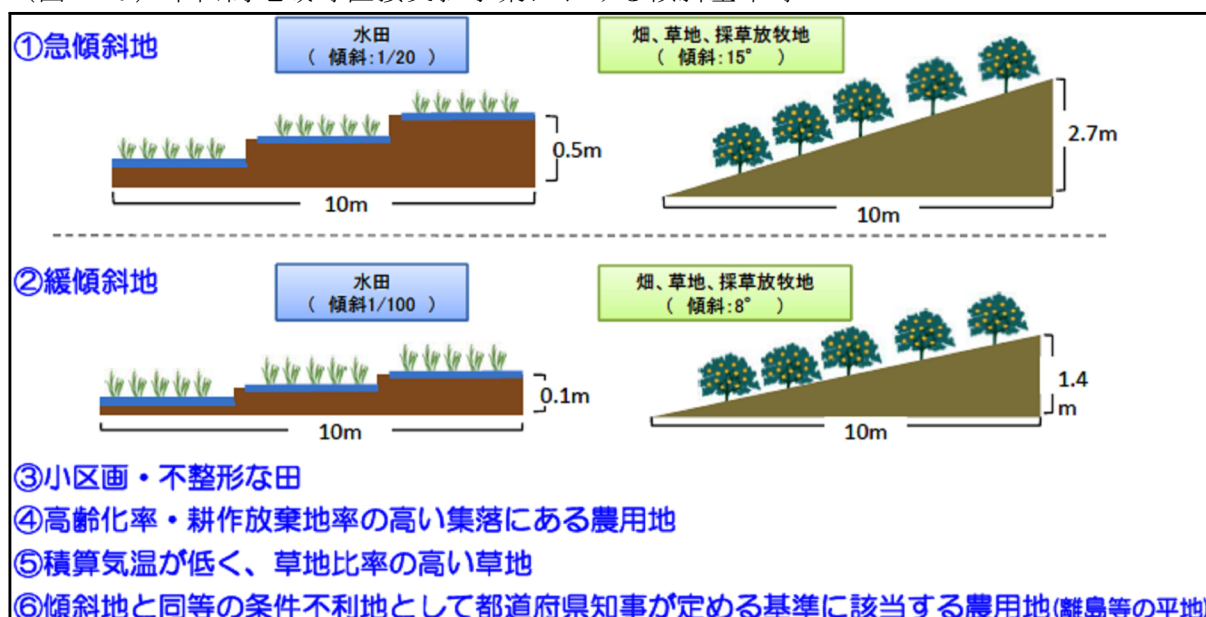
ii) 実施内容

本事業は、農業振興地域の整備に関する法律において定める農用地区域内の農用地で、傾斜基準（図－29）を満たす農用地が1ha以上まとまって存在もしくは集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上である農用地について、農業者等が集落協定に基づいて5年以上継続して農業生産活動等を行う場合に、農用地の面積に応じて交付金が支払われるという内容である。

集落協定では、協定の対象となる農用地の範囲や構成員の役割分担、協定で取り組む活動内容などの内容を取り決めるほか、集落の10から15年後を見据えた将来象やその将来象を実現するための5年間の活動計画を示した集落マスタープランを策定する必要がある（図－30）。

本市における中山間地域等直接支払制度の取組状況は表－31のとおりである。本事業を活用して管理されている全農用地のうち、田が4,984ha（急傾斜：739ha、緩傾斜：4,245ha）、草地在6ha（急傾斜：1ha、緩傾斜：5ha）である。

(図-29) 中山間地域等直接支払事業における傾斜基準等



『中山間地域等直接支払事業第3期対策のあらまし』(平成23年4月・農林水産省)より抜粋

(図-30) 集落協定で取り決める内容

- ア. 協定の対象となる農用地の範囲
- イ. 構成員の役割分担
- ・農用地の管理者及び受託の方法
 - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
 - ・経理担当者や代表者 など
- ウ. 集落マスタープラン
- ・集落の10~15年後を見据えた将来象
 - ・将来象を実現するための5年間の活動計画
- エ. 協定で取り組む活動内容(交付金の交付要件となる活動の選択)
- オ. その他、交付金の使用方法など

(表-31) 本市における中山間地域等直接支払制度の取組状況

	協定数	加入者数	対象農地(ha)	交付金額(千円)
本庄	20	792	709	66,789
矢島	1	342	428	50,968
岩城	15	273	348	32,106
由利	12	216	151	17,297
大内	46	946	940	84,848
東由利	67	1,103	825	81,181
西目	1	308	177	14,524
鳥海	23	1,248	1,413	141,000
合計	185	5,228	4,991	488,713

iii) 事業対象

本事業の対象者は、地域振興8法(特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法)の指定地域及び都道府県知事が指定する地

域内で、傾斜条件を満たす農地を管理する農家である。交付金は保全管理した農用地の面積に応じて支払われ、基本的に事業対象者の費用負担は無い。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－32のとおりである。

(表－32) 中山間地域等直接支払事業（第3期対策）に係る事業費の財源内訳

財源等		年度別	事業全体	H22年度
事業費			488,713	488,713
内訳	国庫支出金		244,356	244,356
	県支出金		122,178	122,178
	一般財源		122,179	122,179

(単位：千円)



【本事業を活用した鳥海地域貝沢地区（写真左）と現地調査の様子（写真右）】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	II-006	事業名	中山間地域等直接支払事業(第3期対策)	担当部局名	農林水産部	本庁担当課	農業振興課	事業担当課	農業振興課、総合支所産業課	
① 必要性	一次評価	4点	農業者の高齢化が進む中山間地域では、農業者単独での農地の保全管理が困難な状況にある。また、政府の事業仕分けにおいても、本事業の有効性は認識されている。農業者の高齢化や担い手不足により農地の保全管理が危ぶまれる中、地域で農地の保全管理に取り組む本事業の必要性は大きい。							
	二次評価	4点	中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の住民を含む多くの市民の財産、暮らしを守っており、制度の必要性は高い。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	平成22年度は第3期対策(26年度まで)の初年度であったが、対象農地内では耕作放棄地は発生せず適切に事業が実施されており、今後も農地保全管理には有効である。							
	二次評価	4点	本事業により農業生産活動が継続的に行われ、道路・水路の協働管理の充実、耕作放棄地の復旧など多様な取組が行われており、対象農地内で耕作放棄が発生していないことなどから、本事業は中山間地域の多面的機能による農地保全管理に有効に機能している。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	本事業は、国の制度の中で適切に実施されており、効率性は高い。							
	二次評価	4点	国(農林水産省所管)の一律制度であり、中山間地域に対応した類似事業が存在せず、直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う農業者等が適切に協定を締結しており、効率的に実施されている。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	本事業の対象は、地域振興8法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域内で、傾斜条件を満たす農地を管理する農家である。事業の実施にあたって受益者(対象となる農家)の負担は無く、また、地域内の農業者の合意により協定活動が行われていることから、公平性は保たれている。							
	二次評価	4点	直接的な受益者は一定の要件を満たした農家に限定されるが、中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能により多くの市民の財産、暮らしを間接的に守っており、また、事業実施にあたっては地域内の農業者の合意により協定が締結されており、公平性が保たれている。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	16点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	本市における農用地13,100haのうち約4割(5,000ha)が本事業の対象となっており、本市の中山間地にある条件不利な農地の地域ぐるみでの保全管理には極めて有効である。また、水源となる農地の保全是防災・水源かん養などの効果があるとともに、協定活動による景観形成(菜の花・コスモス・そばなど)は市民の心に潤いを与えてくれる。				
		A		一次評価	担当部局意見	本市の農業施策の基本である稲作は、戸別補償制度とそのほ場を保守管理する制度的支援である。後者の「中山間地域等直接支払交付金制度」は農業者の生産条件の不利を補正する交付金であり、重要な農家・農村支援として位置づけられている事業である。				
	二次評価	16点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	国(農林水産省所管)の一律制度であり、中山間地域に対応した類似事業が存在せず、直接支払の対象となる農用地において、農業生産活動等を行う農業者等が適切に協定を締結しており、効率的に実施され、適切な制度利用により、対象農地内で耕作放棄が発生しないなど、中山間地域の多面的機能による農地保全管理に有効性が高い。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	中山間地域は様々な面において重要な地域だが、耕作不利な条件から農業生産性及び農業所得が低く、そのまま放置すれば、市民全体にとって大きな損失が生じることが懸念される。中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能によって、下流域を含む多くの市民の財産、暮らしを間接的に守っており、本事業及び一次評価は妥当である。				
	総合評価	16点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	II-006	事業名	中山間地域等直接支払事業(第3期対策)			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	農林業の採算性や担い手の高齢化、環境保全を考慮すればこの事業は必要不可欠であり、多くの中山間地域を抱える本市にとって中山間地域対策は必要と評価できるが、本事業とは異なる中山間地域対策も検討していくべきである。				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地が発生していないという点や、中山間地域の保全がグループ内での助け合いで実施されている部分もあることなどから、本事業の有効性は高いと評価できる。 ・交付金の使途制約が無いことから、集落協定は投資効果を持続させる上で必要不可欠であるが、各グループにおいて交付金が有効に活用されるよう市として指導すべきである。 				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の対象農地内において耕作放棄地が発生していないことから、効率的に実施されていると評価できる。 ・各グループにおいて交付金が効率的に活用されるよう市として指導すべきである。 ・交付単価の妥当性を判断するための分かりやすい資料が求められる。 				
公平性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点					
3点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容説明において、事業目的が中山間地域の保全であるという部分の説明が不十分であったため、事業目的について明確な説明が求められる。 ・市街地住民と比較した場合、公平性について判断しがたい面がある。 					
外部 評価	A	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域対策として、市独自のカラーを事業に出していくべきである。 ・本事業が各地域の農業継承・新たな産業の一助となることを願っている。 				
14点						

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・集落協定について、個人の選択の自由を奪ってしまうという一面もあるのではないかと考えられる。
- ・中山間地域対策として、市独自のカラーを事業に出していくとともに、抜本的な中山間地域産業の育成施策が必要であると考えます。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q.事業名に「第3期対策」とあるが、この事業はいつから始まった事業で、今後いつまで実施していく予定なのか。(太田委員)
- A.中山間地域等直接支払事業は、平成12年度から5箇年毎に実施されてきており、今回評価対象となった第3期対策の期間は平成22年度から平成26年度までの5箇年である。本事業は、現時点では平成26年度までの実施となっている。(農林水産部農業振興課)
- Q.この事業の実施にあたり、市としても1億2千万円ほど支出があるが、仮に国や県の補助が無かったとしても、市として今後も中山間地域保全に取り組んでいくと考えているのか。(太田委員)
- A.財政的な制約もあることから、必ずしも現在と同じ水準で実施していくことは難しいと思われるが、中山間地域の保全は必要不可欠であり、仮に国や県の補助が無かったとしても、市として独自に中山間地域の保全に取り組むべきと考えている。(農林水産部農業振興課)
- Q.中山間地域の保全は今後も継続して実施していくのか。(鎌田委員)
- A.財政的な制約もあり、現行と同じ水準というのは難しいと思われるが、中山間地域の保全は必要不可欠であり、今後も継続して保全していく必要があると考えている。(農林水産部農業振興課)
- Q.本事業の対象となる農地が旧市町単位で示されているが、対象農地はどのようにして把握しているのか。(鎌田委員)
- A.申請があった農地に実際に出向き、本事業の対象農地であるか否か計測して判断している。市では申請のあった農地の全てに出向いて計測して認定審査を行っているが、県では一部農地を対象に計測し、要件に該当するか否かを確認している。(農林水産部農業振興課)
- Q.支払われる交付金の使途はどのようになっているのか。(鎌田委員)
- A.個人に支払われている分については、基本的には中山間地域の保全に使われている。共同取り組み分の使途は団体によって様々であるが、赤田地区では、地区の子どもたちが安心安全に利用することができるような集会施設を建設するための資金として、共同取り組み分の積立を行っている。(農林水産部農業振興課)
- Q.共同取り組み分としてグループに支払われる交付金の使途は、かなり自由度が高いのか。(須田委員)
- A.共同取り組み分としてグループに支払われた交付金の使途について、国の方針では使途は自由となっているが、市として、宴席の費用など不適正な支出にならないよう指導をしており、中山間地域の保全がなされているか否かについて現地確認も実

施している。(農林水産部農業振興課)

Q.この事業の目的が中山間地域の保全なのか、それとも、そこに暮らす人々の生活支援なのかによって、公平性の考え方が変わってくると考えているが、この事業の目的はどちらか。(太田委員)

A.事業目的は、中山間地域の保全である。事業内容は、中山間地域の保全にかかった経費があり、その分を補填しているという考え方である。(農林水産部農業振興課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・中山間地域対策は必要と考えるが、本事業とは異なる中山間地域対策も検討していくべきと考える。(鎌田委員)
- ・この事業が無ければ、多くの耕作放棄地が発生していたのではないかと考えられる。(辻川委員)
- ・耕作放棄地が発生していないという点や、中山間地域の保全がグループ内での助け合いで実施されている部分もあることなどから、本事業の有効性は高いと考える。(須田委員)
- ・この事業の目的が真に中山間地域の保全ということであり、市として必要不可欠であるという認識であれば、国や県の補助が無かったとしても市が独自に中山間地域を保全していくべきである。事業説明の中で、事業目的が中山間地域の保全であるという部分が十分に説明されていなかったように感じる。(太田委員)
- ・中山間地域対策として、市独自のカラーを事業に出していくべきであると考えられる。(鎌田委員)
- ・集落協定について、個人の選択の自由を奪ってしまうという一面もあるのではないかと考えられる。(辻川委員)

(12) 由利本荘市観光協会補助事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(任意)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	活力とにぎわいのあるまちづくり
〈施策名〉	観光の振興
〈施策項目〉	観光協会への助成

①事業概要

i) 事業の目的

本事業は、本市の観光事業の一翼を担う観光協会を補助・育成していくことで本市の観光事業の振興を図り、本市の活性化につなげていくことを目的としている。



【長坂梵天奉納まつり（大内地域）の様子】

ii) 実施内容

本事業は、由利本荘市観光協会本部及び8支部（本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海）に補助金を交付するという事業である。交付額は、関係者による協議で決定した事業内容に基づいて算出されている。平成22年度の観光協会本部及び8支部への交付額と観光協会収支決算額は、表-33・34のとおりである。なお、平成22年度に本部及び各支部で実施された主な事業は図-35のとおりである。

(表-33) 由利本荘市観光協会本部及び8支部への交付額 (平成22年度、単位：千円)

	本部	本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
交付額	2,290	7,470	740	4,700	2,890	510	2,300	1,850	680

(表-34) 平成22年度観光協会収支決算額

【収入】

(単位:円)

項目	本部	本荘支部	矢島支部	岩城支部	由利支部	大内支部	東由利支部	西目支部	鳥海支部	合計
1. 会費	0	671,000	594,000	256,000	262,000	467,500	98,000	202,000	137,000	2,687,500
2. 市補助金等※1	23,430,000	7,470,000	1,290,000	4,700,000	2,890,000	510,000	2,600,000	2,157,000	880,000	45,927,000
3. 繰越金※2	818,485	1,651,655	166,378	128,795	254,814	183,321	223,609	27,398	304,291	3,758,746
4. 協賛金他	805,050	11,328,755	213,740	103	1,035,735	9,313	1,897,128	1,304,161	280,080	16,874,065
収入合計	25,053,535	21,121,410	2,264,118	5,084,898	4,442,549	1,170,134	4,818,737	3,690,559	1,601,371	69,247,311
総収入に対する補助金額の割合	93.5%	35.4%	57.0%	92.4%	65.1%	43.6%	54.0%	58.4%	55.0%	66.3%

※1. 矢島・東由利・西目・鳥海は、地域づくり交付金を含む。

※2. 岩城は、花火大会を観光協会傘下の実行委員会で別会計実施のため、協賛金集計無し。

【支出】

(単位:円)

項目	本部	本荘支部	矢島支部	岩城支部	由利支部	大内支部	東由利支部	西目支部	鳥海支部	合計
1. 会議費	185,909	48,708	77,590	18,000	72,966	213,600	129,520	116,000	110,076	972,369
2. 事務費	19,911	577,528	8,500	42,285	4,850	51,313	0	17,395	17,720	739,502
3. 事業費	2,854,585	19,481,544	2,071,009	4,700,035	4,123,199	590,733	4,286,283	3,283,463	1,210,795	42,601,646
4. 補助金	21,140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	21,140,000
5. 負担金等	60,000	0	0	0	18,000	18,000	20,000	12,000	75,000	203,000
6. 雑費・予備費等	510,880	0	0	97,657	7,290	60,750	3,300	8,000	14,800	702,677
支出合計	24,771,285	20,107,780	2,157,099	4,857,977	4,226,305	934,396	4,439,103	3,436,858	1,428,391	66,359,194
総支出に対する事業費の割合	11.5%	96.9%	96.0%	96.7%	97.6%	63.2%	96.6%	95.5%	84.8%	64.2%

(図-35) 由利本荘市観光協会の主な事業(平成22年度実施分)

本部	本荘支部	矢島支部	岩城支部	大内支部	西目支部
<ul style="list-style-type: none"> 由利本荘春の花巡り 雪まつりin鳥海高原 由利本荘ひな街道 由利本荘市の四季観光カレンダー ふるさとCM大賞 観光協会ホームページ外国語版 鳥海山名刺台紙印刷 魅力発掘フォーラム ホームページ保守・更新 	<ul style="list-style-type: none"> 本荘さくらまつり つつじまつり 本荘マリーナ海水浴場運営 本荘川まつり花火大会 全国ごてんまりコンクール 裸まいり 町中ひなめぐり 	<ul style="list-style-type: none"> 観桜会 七夕まつり 遊登山 矢島夏まつり 鮎まつり 八朔まつり 花立秋まつり 冬まつり 町中ひなめぐり 	<ul style="list-style-type: none"> 日本海洋上花火大会 旧藩祭 岩城ふれあい港まつり 特産品販売促進事業 道川海水浴場運営 町中ひなめぐり 由利支部 由利原まつり 鳥海高原南由利原コスモスまつり 雪まつりin鳥海高原 	<ul style="list-style-type: none"> 折渡地藏尊まつり 芋川まつり 折渡初地藏かんじき参り 長坂梵天奉納まつり 町中ひなめぐり 東由利支部 黄桜まつり 雪ものがたり 雪上野球W杯由利大会 早春やしお元気まつり 	<ul style="list-style-type: none"> 桜・菜の花まつり ひまわりまつり 西目海水浴場運営 鳥海支部 丁岳、鳥海山山開き 法体の滝紅葉まつり

iii) 事業対象

本事業の対象は、由利本荘市観光協会本部及び8支部(本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海)である。なお、観光協会各支部には、団体のほか、不特定の住民も会員登録することができる(表-36)。

本事業の受益者である由利本荘市観光協会本部及び8支部は、各種イベント等事業の実施に係る経費のうち、補助金として交付された分を除いた経費を負担する必要がある。

(表-36) 観光協会各支部における会員数(平成22年度)

本荘	矢島	岩城	由利	大内	東由利	西目	鳥海
個人:190人 団体:36	個人:100人 企業:59	普通:28人 特別:9	普通:79人 特別:17	個人:155人 団体:17	普通:28人 特別:4	一般:17人 団体:36	個人:45人 団体:17

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表-37のとおりである。

(表-37) 由利本荘市観光協会補助事業に係る事業費の財源内訳(単位:千円)

財源等	年度別 事業全体	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
		年度	年度	年度	年度	年度	年度	
事業費	120,512	11,022	17,680	21,200	22,640	24,540	23,430	
内訳	一般財源	120,512	11,022	17,680	21,200	22,640	24,540	23,430

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	II-045	事業名	由利本荘市観光協会補助事業		担当部局名	商工観光部	本庁担当課	観光振興課	事業担当課	観光振興課	
① 必要性	一次評価	4点	観光協会は、市の観光振興にとって不可欠な団体であり、観光協会育成のための助成は必要不可欠である。								
	二次評価	4点	市と観光協会は、観光振興について車の両輪としてお互いに協力しながら推進する必要がある。1年を通じて様々なイベントを行い、地元の観光発展・振興に力を注ぎ本市のイメージアップを図るため、本事業の必要性は高い。								
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。								
② 有効性	一次評価	4点	観光協会は、本事業を活用し地域の特性やニーズに沿った事業を展開しており、行政だけでは取り組むことができない観光事業を推進していることから、団体育成のための本事業の有効性は高い。								
	二次評価	3点	観光事業は費用対効果を安易に評価できないが、一般財源からの補助であるため、限られた予算で大きな効果が得られるよう、観光協会本部及び支部間で活発な意見交換にて、イベント等の再検討及び地域間の補助額の平準化等検討が必要である。								
	総合評価	4点	市の観光発展については、観光協会との協力により進めていく必要があるが、観光協会の自主財源が十分ではない状況を考慮すれば補助は必要不可欠であり、補助事業は市の観光発展に十分機能している。								
③ 効率性	一次評価	4点	展開されている観光事業の内容が異なることから、各観光事業を単純には比較できないが、観光協会では他団体等と連携した観光事業も展開していることから、本事業は効率的であると評価できる。								
	二次評価	3点	本事業による補助が各種観光イベント等の主な原資となるため、効率性は高いと評価できる。								
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。								
④ 公平性	一次評価	3点	観光協会各支部に配分される補助金額については、観光協会各支部の会員数や事業規模に応じて差があるが、観光事業の内容について関係者で協議決定した上での補助金額となっている。受益者は各地域に組織された団体であるが、不特定の住民が会員として参画できる観光振興団体であることから、受益範囲は限定されていない。								
	二次評価	3点	観光協会関係者による協議決定と、合併前からの各地域での恒例イベントの定着という点で公平性は保たれているが、支部間で補助額に大きな差異が認められることから、イベントの内容と地域間にバランスのとれた補助金配分の再検討が必要と思われる。								
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。								
合計	一次評価	15点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	市の活性化のための一つとして観光事業の推進は必要であり、そのための観光協会の育成は不可欠である。					
		A		一次評価	担当部局意見	担当課の意見と同じ。					
	二次評価	13点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	現在観光協会の自主財源は主に各企業からのイベント協賛金と協会の会費であるため、補助金は必要不可欠である。今後は一般市民の協会の増加と、住民不在とならないよう民意をより反映させたイベント等の開催が望まれる。観光事業は費用対効果を安易に評価できないが、一般財源からの補助であるため、限られた予算で大きな効果が得られるよう、観光協会本部及び支部間で活発な意見交換にてイベント等の再検討及び地域間補助額の平準化等の検討が必要と思われる。					
		B		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	本市産業の活性化を図るため、観光協会が中心となり観光事業及び文化事業を行い、観光振興を図る必要がある。観光協会の自主財源は主に各企業からのイベント協賛金と協会の会費であるため、各種イベント開催にあたり、補助金は必要不可欠である。ただし、観光協会関係者による協議決定と、合併前からの各地域での恒例イベントの定着はあるものの、各支部間の補助金の配分に大きな開きが認められるため、イベントの内容と地域間にバランスのとれた補助金配分の再検討が必要と思われるが、本事業及び一次評価は概ね妥当であると思われる。					
	総合評価	14点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は概ね妥当であるが、有効性について、市の観光発展は観光協会との協力が必要不可欠であり、観光協会の自主財源が十分ではない状況では補助が必要不可欠である。補助事業は市の観光発展に十分機能していると評価できる。						
		A									

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	II-045	事業名	由利本荘市観光協会補助事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	観光振興は今後重要な取り組みの一つであり、目的の多様化により取組内容も多様化することから本事業の必要性は認められる。				
	有効性	<input type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input checked="" type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	2点	観光協会の自主財源が十分ではないという状況ではあるが、イベントの再検討や一定程度の補助金の平準化、観光協会のあり方についての検討を進めなければ、市の観光振興に機能するとは評価できない。				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	各種観光事業の活性化が多様な業種の活性化につながるよう、観光協会自体の企画能力の向上が求められる。				
外 部 評 価	公平性	<input type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input checked="" type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	2点	各支部への補助金を一定程度平準化するとともに、事業の規模内容に応じて補助金が配分されるような仕組みが必要である。				
	C	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興の必要性は認められるが、イベントの内容の再検討や補助金の一定程度の平準化、さらに観光協会のあり方について再検討が求められる。 事業内容を見ると観光イベントというより地域づくりイベントのように感じられるところであり、事業内容の見直しが求められる。 				
	10点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

<ul style="list-style-type: none"> 各支部への補助金を一定程度平準化するとともに、事業の規模内容に応じて補助金が配分されるような仕組みが必要である。 観光協会の機能活性化を図るために、観光協会の組織主体のあり方について検討し、観光協会の企画力向上が求められる。

(イ) 本事業に係る質疑応答

- Q.説明の中で「平成 19、20 年度に見直しがあって予算が圧縮された」とあったが、事業評価調書にある事業費を見ると、平成 19 年度から 20 年度にかけて事業費が圧縮されているように見えないが、予算が圧縮されたという事実はその部分から読み取ることができるのか。(太田委員)
- A.平成 19 年度から 20 年度にかけて、観光協会本部及び各支部で実施されている各種イベント事業の補助率が 55%から 50%程度に引き下げられた。観光協会本部及び各支部においてイベント事業数に変動があることから、観光協会への補助金が減ったというわけではない。また、観光協会本部では、ポスターやホームページの作成など、複数の地域がかかわる観光イベントの PR 等を行っており、観光協会本部については補助金が増額となっている。(商工観光部観光振興課)
- Q.二次評価結果の説明で、市と観光協会の関係について「車の両輪」という表現があったが、市と観光協会は別物という認識か。今回評価の対象となっている事業は「観光協会補助事業」ということで、観光協会に補助金を出すことについての説明であるべきところ、事業説明を聞く限りでは観光協会本部及び各支部におけるイベント事業の説明という印象が強く、説明内容が適切ではないと考える。市として、「市の観光協会の振興」と「市の観光事業の振興」とをどのように認識しているのか。(太田委員)
- A.観光協会の事務局は市が担っており、市と観光協会の線引きが曖昧になっているのが現状である。(商工観光部観光振興課)
- Q.補助金の割合の基準について、同じ地域であっても年によって割合が異なっているのは何故か。また、補助金の割合変更は毎年起こりうるものか。(太田委員)
- A.補助金の割合は、各支部で行われるイベント事業の規模内容により変化する。市と観光協会でも個々のイベント事業内容について協議し、補助率の上限を 50%として具体的な補助金額を決定しているため、補助金の割合について明確な基準は無い。(商工観光部観光振興課)
- Q.観光事業であれば目標値の設定は比較的容易と考えるが、目標値を設定していないのは何故か。また、平成 22 年度の入込数は前年度比 26%減となっているが、この結果について市はどのように評価しているか。(太田委員)
- A.目標値の設定は行っておらず、イベント事業の入込数のみ把握している状況である。イベントによっては入込数が天候に左右するものがあるほか、入込数について一部曖昧な部分もある。平成 22 年度は、天候不順により桜の開花が遅れたことにより桜まつりの来場者が少なかった、といった状況があった。(商工観光部観光振興課)
- Q.観光協会の全体事業費はどのくらいか。(辻川委員)

- A.観光協会の全体事業費の集計は行っておらず、現時点では明確な数値を回答することができない。(商工観光部観光振興課)
- Q.観光協会補助事業で補助されているイベント事業の中に、市で実施している「地域づくり推進事業」からも補助金が支払われているものが見られる。1つの事業に対して、市から2つのルートで補助金が支払われているのか。(辻川委員)
- A.ご指摘の点については、市の監査委員会からも要検討という指摘があり、地域づくり推進事業の要綱の内容改善について所管課で検討している。ただし、前年度の段階においては、観光振興課は地域づくり推進事業と観光協会補助事業との調整の立場には無かったというのが現状である。(事務局)
- Q.補助金の地域差をもう少し平準化すべきと考えるが、その点について市はどのように考えているか。(鎌田委員)
- A.補助金の平準化の考え方について、地域性や事業内容を考慮すれば、一定程度の差が生じるのは仕方がないという認識である。
- Q.従来 of 事業を既得権化するような補助金の支出ではなく、観光協会の全体事業費の把握や、事業規模内容に応じた事業実施主体(観光協会本部及び各支部)のあり方について検討をした上で、補助金の支出額を決定するような仕組みが必要と考えるが、その点についてはどのようにかんがえているか。(鎌田委員)
- A.事業規模により本部・支部それぞれが担当する事業を決めるといった取り組みについて、複数地域で連携しなければならないような事業については本部が担当するといったことも行っている。市の考え方としては、今後は、地域資源を活用した地元イベントや地域外からも人を呼び込むことができるイベントとはどういった内容のイベントなのか、また、どのようにして広域的に取り組んでいくべきか検討が必要であり、その上で事業を仕分けていく必要があると考えている。(商工観光部観光振興課)
- Q.紹介された各イベント事業については、「観光振興」というよりは「地域おこし」という印象が強いが、県外から多くの人を呼び込むような取り組みは実施されているのか。(鎌田委員)
- A.JR と連携した取り組みで参加者体験型のツアーが企画・実施されている。また、市の観光情報を掲載した外国語版パンフレットの作成や、鳥海山を資源として県やにかほ市と連携した取り組みを行っている。地域おこしという視点だけではなく、観光振興という視点からも様々な取り組みを行っている。(商工観光部観光振興課)
- Q.グリーンツーリズムの取り組みについて、現在市では何らかの具体的な取り組みを検討しているのか。(鎌田委員)
- A.市では、総務省のアドバイザー事業を導入しており、グリーンツーリズムを活用し

た観光振興を目的として、外部有識者 2 名との協力により昨年度から資源調査を実施している。この事業は、観光協会補助事業とは別の事業として実施されている。

(事務局)

Q.各支部への分配される補助金額は、前年度の事業実績をベースに決められるのか、それとも、事前に各支部に一定額の補助金が分配され、その分配された補助金の範囲内で事業が決まるのか。(山口副委員長)

A.基本的に、補助金額については前年度の事業実績等を考慮して決められる。(事務局)

Q.各支部で新規に事業を実施したいとなった場合、新規事業の実施に必要な予算の折衝は事前に実施されているのか。(山口副委員長)

A.与えられた予算の範囲内でやりくりすることで新規事業を実施する場合や、事業によってはそのように事前の予算折衝がなされる場合があると考えられる。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・地域振興や他産業への波及効果があると考え、本事業の必要性は高いと判断した。
(辻川委員)
- ・市が観光事業を振興させるにあたり様々な手法があると考え、観光協会が最良という考え方は時代遅れである。また、観光協会のあり方についても、社団法人化や NPO 法人化する例が増えている。民間でできることは民間でという考え方からすれば、現行の手法は時代遅れである。観光協会に補助金を出す事業の必要性ということであれば、厳しく評価すべきと考える。(太田委員)
- ・観光振興は今後重要な取り組みの一つであり、目的が多くなれば様々な取り組みが必要になってくると考えれば、本事業の必要性は高いと考える。(山口副委員長)
- ・観光協会の役員に名のある方々が就任し、それで有効に機能していた時代もかつてはあったと思うが、現在はそのような名のある方々に動いていただいて事業に取り組むという時代ではないと考える。旧体制で有効に機能するとは言い難い。(太田委員)
- ・観光協会の自主財源が十分では無い状況があり、補助金があったから様々なイベント事業が実現しているということを考えれば、本事業は有効に機能していると考えられる。(須田委員)
- ・各支部に事前に事業計画を提出してもらい、その上で補助金額を決めるといった取り組みが必要と考える。(辻川委員)
- ・各支部が会員獲得の努力を怠っており、市からの補助金を待っている状況が見られる。多くの会員を獲得できるよう様々な努力をした上で、事業が市にとっても良い

ことだということであれば、公平性を評価することができるが、現時点では改善の余地があると考える。(太田委員)

- ・以前から続けられてきた事業については、経費がある程度固定化されていることから、各支部で展開される事業規模内容に差があるのであれば、補助金額の平準化は難しいというのが現状ではないかと考える。(須田委員)
- ・観光協会が市と事実上一体化しているという現状は良くない。観光協会のあり方について、社団法人化や NPO 法人化を急ぎ、機能が停滞している現状を変えていく必要があると考える。

(13) 心の健康づくり事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(任意)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり
〈施策名〉	健康づくりの推進
〈施策項目〉	健康づくり組織の育成と健康教育の充実

①事業概要

i) 事業の目的

秋田県は自殺率（人口 10 万人当たりの自殺者数）が 16 年連続で全国第 1 位であり、さらに、本市は県内でも自殺率が高くなっている。

NPO 法人ライフリンクの調査では、自殺の危機経路として生活苦・失業・過労・家庭の不和・身体疾患・うつ病等主要 10 項目のうち 4 項目以上の要因が重なっており、自殺は「追い詰められた末の死」と捉えられている。

本事業は、心の健康づくり・自殺予防の視点から家族や地域の絆を深め、解決困難な問題を抱えている市民・社会的弱者に対して関係機関との連携のもとで相談できる体制づくりを推進し、安心して今までの生活を維持できる地域にすることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、先駆的活動実践の団体・大学関係者の講演、24 時間無料電話相談・保健師による健康相談・弁護士による相談、ボランティア養成講座及び団体への支援、高齢者サロンの開催、高齢者訪問といった事業内容であり、平成 20 年度から全市的に事業が開始された（「無料 24 時間電話相談」と「弁護士による相談」は平成 21 年度から事業開始）。

評価年度の平成 22 年度は、心の健康づくり講演会等普及事業・「声かけボランティア」養成講座・弁護士の無料相談会などの開催や、24 時間無料電話健康相談事業の実施、地域活動の充実・サロン等への支援などの各種事業を実施した。

平成 22 年度の心の健康づくり事業の取組実績は表－ 38 のとおりであり、また、ボランティア養成講座実施後の会員登録数は、19 人（21 年度）から 27 人（22 年度）と増加している。

なお、平成 19 年度からの由利本荘市の自殺者数の推移は表－ 39 のとおりである。

(表－38) 心の健康づくり事業の取組実績 (平成22年度)

啓発普及事業	25回 延べ 1,678人	高齢者健康講演会等	112回 延べ 2,859人
組織づくり活動等	127回 延べ 3,256人	訪問活動	359回 延べ 359人
24時間電話健康相談	365日 延べ 1,101人	高齢者健康相談	336回 延べ 6,834人

(表－39) 由利本荘市の自殺者数の推移

年度	H19	H20	H21	H22
自殺者数	49人	38人	39人	29人

※『秋田県衛生統計年鑑』より作成。ただし、平成22年度自殺者数は、市独自の把握数。

iii) 事業対象

心の健康づくり事業として実施される各種事業の対象者は、全市民であり、事業への参加や利用にあたって個人負担は無い。また、ボランティアについては、市内の3団体に対し、事務局として支援している。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－40のとおりである。

(表－40) 心の健康づくり事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

財源等		年度別			
		事業全体	H20年度	H21年度	H22年度
事業費		12,023	867	4,271	6,885
内訳	県支出金	10,452	421	3,794	6,237
	一般財源	1,571	446	477	648



【事業説明の様子 (写真左) と外部評価作業の様子 (写真右)】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	III-006	事業名	心の健康づくり事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	健康管理課	事業担当課	健康管理課	
① 必要性	一次評価	4点	平成18年度に自殺対策基本法が成立し、国・県でも重要課題として補助事業を立ち上げた。県人口10万対の自殺死亡率が37.6であるのに対し、本市の自殺死亡率は55.9と高率である。本市では20年度より補助金を受けて事業を開始している。自殺の背景には様々な側面が複雑に関わっていることから、行政が事業展開する必要がある。							
	二次評価	4点	平成19年の自殺者は全国ワースト1の秋田県が人口10万人に対して37.6人となっているが、本市は55.9人とさらに高率となっている。自殺の背景が多様なため、行政が事業展開する必要性の高い事業である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	3点	本市の自殺死亡者数は、平成19年度の49人から29人(22年度)に減少した。また、ボランティア養成講座終了者の会員も年々増加していることから、本事業の有効性は高いと評価できる。							
	二次評価	3点	普及活動、相談事業、訪問事業、ボランティア育成・支援等の拡大を図ることで自殺死亡者数が減少しており有効性は高いと評価されるが、日常的に接することが困難な働き盛りの層への働きかけが課題となっており、関係機関との連携が求められる。							
	総合評価	4点	由利本荘市における自殺者数は前年度に比べて少なくなっていることから、本事業は由利本荘市の自殺者数の減少に十分機能していると評価できる。							
③ 効率性	一次評価	4点	県内において同類の相談事業は本市のみが行っていることから事業比較等は不可能であるが、本事業は国や県の補助事業として実施できることから、本市の財政的負担は少なく、効率的に事業が実施されていると評価できる。							
	二次評価	4点	県内で同等の相談事業は本市のみの実施であることから事業比較等は不可能であるが、国・県の補助を受け事業を実施しているため市単独の予算は少額であり、本事業は効率的に実施されていると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	3点	本事業の対象は全市民であり、無料で利用することができる。また、事業の開催地域に偏りが無いよう各地域に事業を拡大していることから、受益者は少数または特定の市民・団体等に限定されていない。							
	二次評価	3点	本事業は全市民が対象となっており、事業開催にあたっては地域間で偏りが無いように考慮し事業が各地域に拡大されていることから、本事業の受益者は限定されていないが、今後は、働き盛りの世代への対策について、関係機関・団体との連携のもとでの対策が今後ますます求められる。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	14点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	心の健康づくり・自殺予防対策は、本市の大きな健康課題として担当者が意志統一を図りながら継続してきた。講演会等で知識の普及を図りながら、高齢者訪問・健康相談やサロンへの支援など地道な事業が定着してきた。また、この課題は保健部門に限定されるものではないため、産業・税務・福祉・教育等から構成する「庁内連絡会」を平成20年度より開催し、関係部署の連携協力を図っているところである。22年度の自殺者死亡の減少を単年に終わらせることの無いように、また高齢者が生きがいを持って生活を維持でき自殺者を減らすことができる取り組みが、今後より一層求められる。				
		A		二次評価	担当部局意見	庁内連絡会には、昨年度より支所の担当課長もメンバーに入れて開催しており、部内で協力できる体制を整備した。また、昨年県民運動が設立され、本市も実行委員に加わっている。今後より一層、全県・全国の動きと合わせて事業を展開することが求められている。				
	二次評価	14点		一次評価に係る内部評価部会意見	全体の自殺数は減らすことが出来ているが、高齢者の自殺者は減らせていない。今後も自殺数を減らしていくには、保健部門だけでなく市の組織全体での取り組みが必要である。					
		A		本事業に係る内部評価部会意見	速効の成果を求めるべき事業ではなく、地道な、また、継続性のある事業とすべきものと考えており、一次評価は妥当である。					
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価結果は概ね妥当であるが、有効性について、由利本荘市における自殺者数は減少傾向にあることから、本事業は由利本荘市の自殺者数減少に十分に機能していると評価できる。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	III-006	事業名	心の健康づくり事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点 <input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	4点	自殺率が全国ワースト1位であり、その中でも由利本荘市の自殺率が高率であるという現状から、本事業の必要性は高い。				
	有効性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	自殺率が低下しているという事実から有効性は高いと評価できるが、高齢者世代の自殺者数が減少するような対策や、働き盛り世代への対策が不十分であることから、これらへの多様な対策が求められる。				
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	関係機関とネットワークを構築して事業に取り組んでいる点で、うまく事業展開をしていると評価できるが、総事業費の大半が24時間無料電話相談事業の委託費用という点について、投資効果などを考えると効率的であるとは評価し難い。				
外部 評価	公平性	<input type="checkbox"/> 4点 <input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点				
	3点	高齢者は自ら積極的に行動する機会が少ないことから、ボランティアや地域のコミュニティを活用した声かけや訪問をするといった取り組みをすべきである。一方で、若い世代にとっては、相談相手が身近な関係ではない方が良いという傾向も見られることから、24時間無料電話相談事業のような取り組みは継続すべきである。				
	B	24時間無料電話相談事業は重要であるが、事業にかかる財源の確保に課題が見られるため、補助事業終了後の事業のあり方等について、今のうちから検討しておくべきである。				
	13点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

<ul style="list-style-type: none"> ・24時間無料電話相談事業の成果について、市として内容をしっかりと把握すべきである。 ・24時間無料電話相談事業は財源確保に課題が見られ、また、24時間無料電話相談事業が総事業費の大半を占めているという現状は、自殺対策として不十分であることから、もっと多様な取り組みを展開すべきである。
--

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.事前配布された資料に掲載されている「自殺率の推移」について、グラフが平成 21 年度分までが掲載されているが、評価対象年度である平成 22 年度の実績が掲載されていない。その理由は何故か。(太田委員)

A.自殺率の推移について、このデータは秋田県衛生統計からの出典であるが、現時点で最新のデータが平成 21 年度までのデータであり、平成 22 年度のデータが公表されていなかったため、平成 21 年度分までのデータを掲載している。自殺者数の推移を示すグラフでは平成 22 年度分も掲載されているが、平成 22 年度分の数値は市が独自に把握した数値である。(市民福祉部健康管理課)

Q.自殺率というと「% (パーセント)」を思い浮かべるが、配布された資料の中には「10 万分率」で示した数値も見られるが、単位を「10 万分率」と明記すべきである。また、表記形式については、率よりも人数で表記する方が分かりやすいと考える。(太田委員)

A.表記形式については、当初「人数」で表記していたが、内部評価部会とのやりとりの中で、「率」による表記の方が良いとの指摘があったことから、「率」による表記とした。(市民福祉部健康管理課)

Q.24 時間無料電話相談事業に約 544 万円の事業費が投入されているとの説明があったが、総事業費が 688 万円ということは、事業費の大半が 24 時間無料電話相談事業に投入されているという理解で良いか。(太田委員)

A.そのような理解で良い。24 時間無料電話相談事業の業務は、合併以前の旧 2 町から電話相談事業を受託した実績がある民間企業に委託している。プライバシー保護という委託先の規則もあり、誰がどのような相談の電話をしたかという点については報告を受けていないが、毎月の相談件数実績については報告を受けている。ただし、すぐにでも自殺することを考えているという内容の相談が以前 1 件あり、その事例については報告を受け、警察との連携により事態を収拾することができた。相談内容の多くは育児に関する相談であるが、メンタルヘルス系の相談も多い。(市民福祉部健康管理課)

Q.24 時間無料電話相談事業について、年間 1,101 件の相談が寄せられているとの説明があり、1 日当たり 3 件程度と考えられる。電話はあくまでも入り口であるが、電話を掛けてきた方に対してどのようなアフターケアが実施されたのか。(太田委員)

A.相談者に対しては、必要に応じて県内の専門機関を紹介したり、市の健康管理課に連絡するよう促している。(市民福祉部健康管理課)

Q.委託業者が県外の業者であれば、秋田県や由利本荘市のことをしっかりと理解できているか不安な点があると思うが、その点はいかがか。(須田委員)

A.委託先を検討する段階でご指摘いただいたような危惧はあったが、市として現在の職員体制で十分な相談事業を展開することが困難であったことや、従来の取組とは異なる新しい事業展開をするよう国の意向があったことから、委託によるホットライン事業を実施することとした。(市民福祉部健康管理課)

Q.24 時間無料電話相談事業の委託料が 544 万円とのことだが、この委託料の根拠は何か。(辻川委員)

A.24 時間無料電話相談事業の委託料は、人口割りで積算されている。(市民福祉部健康管理課)

Q.総事業費について、事業評価調書では 6,885 千円となっており、一方で一次評価票では 6,880,514 円となっており、約 5 千円の差が見られるが、どちらが正確な金額か。(鎌田委員)

A.総事業費についての資料を現在持ち合わせていないことから、この場でどちらが正確な数字か判断することはできない。(市民福祉部健康管理課)

※後日、正しい金額は事業評価調書の金額「6,885 千円」であることを市民福祉部健康管理課に確認(一次評価票の金額「6,880,514 円」は誤り)。

Q.心の健康づくり事業は平成 21 年度から開始した事業か。(辻川委員)

A.心の健康づくり事業として平成 22 年度に実施している各種事業のうち、24 時間無料電話健康相談事業と弁護士の無料相談会については平成 21 年度から実施しており、それ以外については平成 20 年度から実施している。平成 20 年度から実施している事業については、県の補助を受けて実施している。(市民福祉部健康管理課)

Q.総事業費の大半が 24 時間無料電話相談事業ということであるが、残りの事業費で弁護士等の謝礼や会場使用料などは賄うことができているのか。(山口副委員長)

A.ボランティア団体には無償で事業に協力していただいている。大学の教授や学生との連携事業では、大学から教授にキャラバンのための経費が出ており、また、各種事業の実施にあたっては公共施設を会場として使用しているため、少ない事業費で事業展開することができている。(市民福祉部健康管理課)

Q.24 時間無料電話相談事業を民間企業に委託するという手法は、現在の行政の取り組み方として一般的な手法なのか。(山口副委員長)

A.民間企業に委託を行っている事例はほとんど無く、本市と同じような 24 時間無料電話相談事業を展開している自治体は、保健師が携帯電話に登録して相談を受け付けているという事例があると聞いている。しかし、保健師が相談に対応しきれず、事業開始 2 年目移行継続が難しくなっているという実態もあると聞いている。本市では国から補助金も出ていることから、今後も 24 時間無料電話相談事業を継続していきたいと考えている。(市民福祉部健康管理課)

Q.自殺者が前年度比 10 人減少、平成 19 年度比では 20 人減少ということで、本市の年間自殺者数は減少しているが、市ではそのような成果が出た要因をどのように分析しているか。(太田委員)

A.全国的・全県的な自殺予防に向けた取り組みによる影響も大きいと考えているが、関係機関と連携して情報交換をしながら事業を展開することができている点も、自殺者数が減少している要因と考えている。今後さらに自殺者数が減少するよう、市で実施している事業について積極的に PR していき、関係機関とのさらなる連携を図りながら自殺予防の気運を高めていく必要があると考えている。(市民福祉部健康管理課)

Q.24 時間無料電話相談事業については、現在国から補助金が出ているから実施できているのか。(山口副委員長)

A.市の財源のみで 24 時間無料電話相談事業を展開するのは困難であり、その点で国から補助金が出ているから 24 時間無料電話相談事業を実施することができているのは事実である。(市民福祉部健康管理課)

Q.国からの補助が無くなれば 24 時間無料電話相談事業が終了するような印象があるが、今後も継続して国から補助を受けることはできるのか。(山口副委員長)

A.平成 23・24 年度については、平成 22 年度とは別の交付金を活用して 24 時間無料電話相談事業を実施することができており、それ以降について現段階では未定である。(市民福祉部健康管理課)

Q.24 時間無料電話相談事業で電話相談を受ける人は、何らかの資格を持っている人なのか。(須田委員)

A.相談員には医師や臨床心理士、看護師や保健師などがおり、日によって相談員がこととなっている。(市民福祉部健康管理課)

Q.本市と同じく自殺率が高い自治体について、本市と共通しているような部分は何が見られるか。(辻川委員)

A.本市において、内陸部で自殺者が多い傾向が見られ、他自治体においてもそのような傾向が見られるが、数値が公表されていない部分があることや、世代によっては自殺を容認するような考え方の人が多い世代もあることから、傾向を読み取るのが難しい現状がある。(市民福祉部健康管理課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・ 24 時間無料電話相談事業について、国からの補助金や交付金が無くなれば事業が終了する可能性があることから、他の方法を検討すべきと考える。(山口副委員長)
- ・ 自殺率が低下しているという事実から有効性は高いと考えるが、高齢者世代の自殺

者数が減少するよう努力が求められる。(辻川委員)

- ・総事業費の大半を 24 時間無料電話相談事業の委託に投入しているという現状は、投資効果などを考えると効率的とは判断できないと考える。(辻川委員)
- ・関係機関とネットワークを構築して事業に取り組んでいる点で、うまく事業展開をしていると考える。(山口副委員長)
- ・心の健康づくり事業として実施されている各種事業の内容を見ると、事業を必要としている人に直接働きかけるような性質の事業が少なく、事業を展開していこうとしている団体等に働きかけるような性質の事業が多いという印象を受ける。(辻川委員)
- ・高齢者は自ら積極的に動くということは少ないと感じる。高齢者を対象とした自殺予防対策としては、声かけや訪問をするといったことに取り組んでみても良いと考える。(須田委員)
- ・須田委員の提案について、地域のコミュニティを活用して、身近な関係の中で高齢者を支えていくことができるような仕組みも効果的であると考え。一方で、若い世代にとっては、相談相手が身近な関係ではない方が良いという傾向も見られると考え、その意味では 24 時間無料電話相談事業のような取り組みは継続すべきではないかと考える。(辻川委員)
- ・24 時間無料電話相談事業は重要であるが、事業にかかる財源の確保に課題が見られるため、今後のあり方等について今のうちから検討しておくべきである。(山口副委員長)

(14) 住民検診事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(任意)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり
〈施策名〉	健康づくりの推進と医療体制の充実
〈施策項目〉	健康管理・指導体制の充実

①事業概要

i) 事業の目的

秋田県は13年連続でがん死亡率が全国第1位であり、また、本市の死因別死亡数について、脳血管疾患や心疾患などに比べてがんによる死亡者数が多い状況である。

本事業は、がん検診の受診率を高めることでがんの早期発見・早期治療につなげ、市民の生命を守り、より高い生活の質の確保を図ることを目的としている(図-41)。

(図-41) がん検診の受診を呼びかけるチラシ

こわがるよりも まずがん検診

みなさんは、がん検診を受けていますか?
「私は大丈夫……」「まだ若いから……」「発見されるのがこわくて……」
そのような理由で受診されていない方は、ぜひこのパンフレットをご覧ください!
今年こそ検診を受ける勇気が出るはずですよ!
自分自身、そしてあなたを必要とする大切な人のためにもがん検診を受けましょう。

【平成21年度 由利本荘市における死因別死亡割合】

由利本荘市の死亡原因の1位は「がん」です。
また、秋田県のがん死亡率は全国一高い状況です。
がんは、とても一般的で **2人に1人** はかかる病気だと言われています。
近年は医療の進歩により、早期に適切な治療を受ければ「がん」で命を落とすことは少なくなりました。

【平成21年度 由利本荘市におけるがんの部位別死亡率の比較】

《男》 (人口10万対)

部位	由利本荘市	秋田県	全国※20年度
胃	55	45	40
大腸	50	40	35
肺	100	80	70

由利本荘市(男性)では、肺がんによる死亡率が最も高くなっています。全国と比べても死亡率が高い状況です。

《女》 (人口10万対)

部位	由利本荘市	秋田県	全国※20年度
胃	55	45	40
大腸	45	35	30
肺	40	30	25
子宮	10	5	5
乳	15	10	10

由利本荘市(女性)では、胃がんによる死亡率が最も高くなっています。秋田県のがん・大腸がんによる死亡率は特に高くなっています。

【がん検診を受けましょう!】

由利本荘市のがん検診受診率は、乳がん検診を除き、秋田県と比較すると高くなっていますが、国が目標としている「受診率50%」には、ほど遠い状況です。特に死亡率の高い胃がん検診の受診率が低くなっています。

【早期のがんは治せる時代です】

がんは無症状のうちに発生します。自覚症状がないからこそ健康なときにがん検診を受診して、がんの早期発見に努めましょう。

【がんの5年生存率】

次のとおり各病期(ステージ)ごとの5年後の相対生存率からも「がん」が早期で発見された場合、助かる可能性が格段に高いことがわかります。(財団法人がん研究振興財団資料より)

がん種別	I期	II期	III期	IV期
胃がん	99.0%	75.3%	46.9%	7.6%
大腸がん(結腸)	97.3%	93.7%	77.6%	19.5%

I期：早期がん II期：周囲のリンパ節や隣接する組織に広がりがとどまっている状態
III期：隣接する臓器にまで広がりが進行している状態 IV期：遠隔転移がみられる状態

【体験者からあなたへのメッセージ】

早期発見すれば、がんでは死なない
忙しい、面倒を理由に乳がん検診をパスしないで! 山田邦子さん(タレント)

2007年に出演したテレビ番組がきっかけで、乳がんを発見。2度の手術と抗がん剤治療を終え、現在もホルモン治療を続けています。「マンモグラフィが痛い」という人もいますが、マンモの痛みよりもがんや放射線治療の痛みの方が大きいので、検査の痛みを理由にしないで!「自分だけは大丈夫」と思わず、忙しさや痛みを理由にしないで検診を受けて欲しいです。(人間ドックのここカラダより抜粋)

由利本荘市 ・ 健康由利本荘21計画推進委員会

ii) 実施内容

本事業は、30歳代の健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、胸部総合検診、子宮がん・卵巣腫瘍検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診、骨そしょう症検診の実施という内容である。

健康由利本荘21計画における平成25年度末の各種がん検診受診率の目標値は、肺がん（胸部総合）60%、胃がん40%、大腸がん50%、子宮がん40%、乳がん50%であり、がん死亡率の目標値は、人口10万人対261人である。これら目標値に対し、評価年度である平成22年度の各種がん検診受診率の実績値は、表－42のとおりである。また、各種がん検診受診者数の目標値及び実績値は、表－43のとおりである。

（表－42）各種がん検診受診率の目標値及び実績値

種 別	健康由利本荘21計画指標 (%)		実績値 (%)		
	H19年度受診率	25年度末目標値	H20年度	H21年度	H22年度
胸部総合検診	51.3	60.0	34.5	31.3	31.1
胃がん検診	28.6	40.0	20.1	18.4	18.8
大腸がん検診	34.7	50.0	26.8	24.7	24.6
子宮がん検診	23.0	40.0	32.9	23.5	19.6
乳がん検診	35.4	50.0	9.8	16.3	21.9
平均値		48.0	24.8	22.8	23.2

※ 前立腺がん検診の目標値は設定されていない。

（表－43）各種がん検診受診者数の目標値及び実績値

種 別	対象者数(人)		受診者数(人)		
	延べ推計(※1)	目標数(※2)	H20年度	H21年度	H22年度
胸部総合検診	29,386	14,105	10,144	9,194	8,949
胃がん検診	29,386	14,105	5,921	5,402	5,526
大腸がん検診	29,386	14,105	7,879	7,246	7,216
子宮がん検診	20,262	9,726	3,737	2,211	1,980
乳がん検診	18,168	8,721	1,168	2,110	2,055
前立腺がん検診	10,504	5,042	675	726	707
延べ総数	137,092	65,804	29,524	26,889	26,433

※1. 平成20～25年度末までの継続指標。

※2. 対象者延べ推計に指標1の目標値(48%)を乗じた数。

iii) 事業対象

本事業の対象となるのは、検診別に設定されている対象年齢等に該当する市民である（表－44）。また、受診者は検診委託料の1/3程度（70歳以上はさらに1/2程度）の自己負担がある（表－45）。

(表－44) 本事業における各種がん検診受診の対象年齢等

がん検診の名称	対象年齢等
胃がん・大腸がん検診	30歳以上
肺がん検診	40歳以上
子宮がん検診・卵巣腫瘍検診	20～39歳女性、40歳以上偶数年齢女性
乳がん検診	30歳以上偶数年齢女性
前立腺がん検診	50歳以上男性

(表－45) 本事業における各種がん検診を受診する場合の自己負担額

がん検診の名称	自己負担額
胃がん検診	1,300円(70歳以上600円)
大腸がん検診	500円(70歳以上200円)
肺がん検診	無料(ただし、喀痰検査は500円)
子宮がん検診(卵巣腫瘍検診含む)	1,600円(70歳以上800円)
乳がん検診	1,400～2,000円(70歳以上700円)

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－46のとおりである。

(表－46) 住民検診事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

年度別		事業全体	H20年度	H21年度	H22年度
財源等					
事業費		3,010,307	35,993	28,866	37,356
内訳	国庫支出金	511,300	224	81	123
	県支出金	2,342,300	224	81	123
	※その他	2,342,300	6,206	5,707	5,257
	一般財源	156,707	29,339	22,997	31,853

※「その他」は、各種検診受診者の負担分。



【事業担当者による事業説明の様子】

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	III-010	事業名	住民検診事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	健康管理課	事業担当課	健康管理課	
① 必要性	一次評価	4点	本事業を充実させることで、がん等疾患の早期治療が可能となり、個人の医療費負担が軽減され、生存率が5年大きくなることから、国・県では、がん対策推進基本計画によりがん検診受診率50%を目標としている。本事業は、市民の生命とQOLの保持、医療費の抑制が期待されることから必要性が高い。							
	二次評価	4点	由利本荘市の死亡原因1位はがんであり、秋田県のがんによる死亡率は全国ワースト1位である。がんによる死亡率の減少には、早期発見、早期治療が有効であり、治療費の抑制にもつながる。本事業はがん対策基本法に基づく事業であり、市民の健康を守る事業として必要性は高い。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	3点	検診受信者数が増加することで、早期治療が可能ながん等疾患の発見率を増大することができ、その結果、市全体の医療費が抑制されるとともに、住民の生命を守ることができる。したがって、本事業は、早期がん発見率を高めることで早期治療を可能にし、市民の生命の保持、医療費負担を軽減するのに有効に機能している。							
	二次評価	3点	がんの早期発見、早期治療により、生命の維持、医療費の抑制に効果があるが、受診率は低迷しており、受診率向上に向けた取り組みが必要である。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	2点	国保事業で実施する人間ドック事業との比較で、人間ドック委託単価(セット料金)が32,000～39,100円に対し、全ての集団検診を受けた場合の委託単価は15,577～32,997円と割安である。今後、医療機関方式やミニドック形式の導入により受診者数拡大を図っていくことが必要である。							
	二次評価	2点	受診者が費用の1/3程度(70歳以上は1/2程度)の費用負担については概ね妥当と思われるが、受診率は減少傾向にあり、医療機関方式やミニドック形式など対策を講じ、受診率向上を図っていく必要がある。							
	総合評価	2点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	3点	本事業は健康増進法に基づいた対象者全員が対象となっており、受益者は限定されていないが、検診会場までの距離や交通手段不足といった利便性に欠ける部分がある。							
	二次評価	3点	検診の受診資格や受診者負担については全市で統一されていることから公平であると言えるが、受診環境の地域差解消への取り組みが求められる。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	12点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	健康増進法、がん対策基本法の法的根拠に基づいた事業であり、市民の生命及び生活を守り、市民自らが健康づくりを進める基本として住民検診は必要である。秋田県は13年連続がん死亡率ワースト1位であり、国・県が目標とするがん検診受診率50%に向けて、今後一層のがん予防対策への強化が急がれている現実である。本市においても、平成22年度より健康由利本荘21計画にがん検診受診率の向上を重点目標とし、住民組織との連携実践でがん検診の啓発普及を進めている。さらに、検診方式や周知方法等関係機関との協議を行い、受診者ががん検診を受けやすくする環境整備が必要となる。				
		B		一次評価	担当部局意見	啓発の推進、ミニドックの実施、市健康生活推進協議会の意見集約、アンケート調査の実施などについて、早期に検討・対応すべきと思う。				
	二次評価	12点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	がんは早期発見、早期治療により完治、生存率が高くなり、医療費抑制につながるなど事業の必要性は高いが、受診率の向上に課題があると言える。検診別、年齢別受診率の分析を行い、検診方式や啓発等、受診者や関係機関との協議を行い、受診しやすい環境を整えていく必要がある。				
		B		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	継続的に取り組んでいくべき事業であり、受診率向上に向け早期に検討、対応すべきものとする。一次評価は妥当である。				
	総合評価	12点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		B								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	III-010	事業名	住民検診事業	
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点	
	4点	本市はがん死亡率が高率であることから、早期発見・早期治療が求められ、本事業の必要性は高い。		
	有効性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点	
	3点	受診率を向上させる取り組みに必要な分析、特に地域別の受診率や受診区分等についての分析が不十分であるため、これらの点について分析するとともに、事業成果に対し、より感度を高めるべきである。		
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input checked="" type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点
	2点	検診を受診するか否かは個人の自由ではあるが、未受診者に対する働きかけを工夫するなど受診率を向上させられるよう更なる対策を講じ、受診率向上に向けて努力が求められる。		
	公平性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点
3点	受診料について、受診者の負担が軽減されるよう配慮が求められるとともに、地域によって受診環境に差が見られることから、受診環境の地域格差を早急に改善すべきである。			
外部評価	B 12点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や本市の現状を説明するにあたり、分かりやすい説明が求められる。 ・法や条例に則して行われている事業ではあるが、その割には国や県からの補助金が少ないという印象を受けた。 		

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・目標設定における受診対象範囲を明確にして受診率の傾向を分かりやすく示すとともに、地域別の分析等、より詳細な分析を実施した上で、今後の事業展開がどうあるべきかについて検討すべきである。
- ・更なる受診率向上に向けて、具体的な取り組みを今後模索すべきである。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.平成 22 年度が評価対象となっているので、データは平成 22 年度までの数値をしつかりと提示すべきである。(太田委員)

A.現段階で数値が公表されていないため、数値を示すことができなかったが、配慮に欠けていたことをお詫び申し上げる。(市民福祉部健康管理課)

Q.事業評価調書に記載されている指標について、「48%」(平成 20 年度から平成 24 年度まで)とあるが、この数値は何に対しての 48%なのか。他にも、「65,804 人」(平成 20 年度)や「29,424 人」(平成 20 年度)というように人数が示されているが、これは何の人数を示しているのか。(太田委員)

A.各種検診の全該当者数(例えば、胃がん検診であれば「30 歳以上人口」など)から、国勢調査に基づく同じ年代の就業者数を除き、また、農林水産業従事者数を、国勢調査の推計で 5 歳刻みの計算をしたものを加え、要介護 4 と要介護 5 の認定者を除くという計算で算出している。健康由利本荘 21 計画の策定時に以上の式に基づいて算出された人数が 29,424 人(平成 20 年度)であり、65,804 人(平成 20 年度)は由利本荘市内の 40 歳以上の人口を示している。(市民福祉部健康管理課)

Q.受益者の費用負担について、事業評価調書を読むと、70 歳以上になると受益者負担が増えるというようにも読めるが、実際に受益者負担はどのようになっているのか。(太田委員)

A.各種検診の受診者は、検診委託料の 1/3 程度を負担し、70 歳以上の高齢者は 1/3 負担のさらに 1/2 負担、つまり、検診委託料の 1/6 程度の負担という意味であり、70 歳以上であれば受益者負担は少なくなるように設定されている。(市民福祉部健康管理課)

Q.年齢別に胃がん検診を受診しない理由を調査したり、様々な分析がなされているように感じるが、重要なことは、これら分析結果を踏まえて具体的にどういった対策を講じていくかという点である。この点について具体的な説明が無かったので、この点について具体的な説明をしていただきたい。(太田委員)

A.健康づくり協力員を通じて検診の PR を行ったり、健康教育や健康相談といった各種集会の際に保健師等により検診の PR を行っている。また、受診環境を整備する具体的な取り組みとして、複数の検診を同時開催したり、日曜検診(平成 23 年度から実施)や朝方の検診の開催といったことを検討・実施している。ただし、受診を強制できないということもあり、受診の必要性を理解していただくのは簡単ではないという現状もある。(市民福祉部健康管理課)

Q.地域別の受診率は具体的にどのようになっているか。(鎌田委員)

A.地域別の受診率は、算出に複雑な計算が必要になるとともに、地域別で一概に比較

することができなくなることから、算出していない。(市民福祉部健康管理課)

Q.地域別に受診率向上のための対策を講じていく上で、地域別の受診状況など基本的な数値を把握しておく必要があると考えるが、いかがか。(鎌田委員)

A.ご指摘いただいた点については、今後対応を検討させていただく。(市民福祉部健康管理課)

Q.生活習慣病や子宮頸がんについて、市では具体的な事業を展開しているのか。(辻川委員)

A.生活習慣病対策については、健康増進事業として実施している。また、子宮頸がんについて、検診であれば本事業に含まれるが、子宮頸がんワクチン接種となれば、感染症予防事業に分類される。(市民福祉部健康管理課)

Q.乳がん等の検診で使うことができる無料クーポンを利用するよう促すような具体的な取り組みは実施しているのか。(須田委員)

A.市広報紙で利用を広く呼びかけるとともに、受診対象者に対しては、検診の日程や結果を通知する際に利用を促す書類を添付している。(市民福祉部健康管理課)

Q.目標受診率は、検診対象者 1 人が何種類の検診を受診することとして設定されているのか。(鎌田委員)

A.示された様々な数値の内容等について、次回までに説明補足資料を提出することとさせていただきたい。(事務局)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・受診率を向上させる取り組みに必要な分析、特に地域別の受診率や受診区分等についての分析が不十分である。このような状況では、受診率向上に向けた有効な対策が講じられるとは言い難い。(鎌田委員)
- ・検診を受診するか否かは個人の自由ではあるが、受診率を向上させられるよう更なる対策を講じ、努力していく必要があると考える。(辻川委員・須田委員)
- ・事業内容や現状を説明する際に、分かりやすい説明を心がけていただきたかった。(山口副委員長)
- ・地域によって受診環境に差が見られることから、受診環境の地域格差を早急に改善すべきと考える。(鎌田委員)
- ・目標設定における受診対象範囲を明確にして受診率の傾向を分かりやすく示すとともに、地域別の分析を実施することで有効性を明らかにすべきである。(山口副委員長)
- ・更なる受診率向上に向けて、具体的な取り組みを今後模索すべきである。(山口副委員長)

(15) 障害者自立支援事業（介護給付・施設訓練等給付事業）

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(義務)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり
〈施策名〉	障害者福祉の充実
〈施策項目〉	障害者の自立と社会参加の促進

①事業概要

i) 事業の目的

本事業は、平成18年度より施行された障害者自立支援法に基づく法定事務である。障害者自立支援法は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別毎に異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供するものであり、実施主体は市町村とされている。

本事業は、「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる」ようにすることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、大きく「介護給付」と「訓練等給付」に分類される。

介護給付は、障害により日常生活上継続的に必要となる介護への支援であり、サービスには居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、児童デイサービス、共同生活介護、施設入所支援がある。

訓練等給付は、障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう一定期間提供される訓練的支援であり、サービスには自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助がある。

サービス毎の利用者数及び支給実績額の推移は、次頁表－47のとおりである。

iii) 事業対象

本事業により、障がい者及び障がい児は、由利本荘市障害程度区分認定審査会より認定された障害程度区分に応じた福祉サービスを利用することができる。

利用者は、原則として、利用したサービスに要した費用（総費用額）の1割を負担することとなる。ただし、利用者の負担分については、障がい者本人（障がい児及び20歳未満の施設入所者の場合は保護者）とその配偶者の所得に応じて月額上限額が設定され、月額上限額以上の利用者負担は生じない。

(表-47) サービス毎のの利用者数及び支給実績額の推移 (単位:人、千円)

サービスの種類		年度	H19	H20	H21	H22
介護給付	居宅介護	利用者数	45	38	40	43
		支給実績額	12,940	12,860	15,222	25,152
	行動援護(※1)	利用者数	-	1	2	2
		支給実績額	-	122	150	286
	短期入所	利用者数	20	10	10	13
		支給実績額	8,130	6,867	10,801	13,568
	療養介護	利用者数	5	5	5	5
		支給実績額	14,342	14,317	12,430	13,850
	生活介護	利用者数	119	127	135	139
		支給実績額	139,820	169,979	210,009	239,777
児童デイサービス(※2)	利用者数	-	-	-	1	
	支給実績額	-	-	-	164	
共同生活介護	利用者数	20	10	10	13	
	支給実績額	8,130	6,867	10,801	13,568	
施設入所支援	利用者数	139	146	151	150	
	支給実績額	55,874	65,805	122,361	141,643	
訓練等給付	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	利用者数	9	11	23	24
		支給実績額	7,297	10,597	27,219	29,314
	就労移行支援(※3)	利用者数	2	4	2	2
		支給実績額	2,925	3,258	2,026	3,591
就労継続支援	利用者数	21	28	45	54	
	支給実績額	16,091	22,073	51,237	62,843	
共同生活援助	利用者数	41	46	41	36	
	支給実績額	25,127	25,899	26,619	27,645	
その他	旧身体障がい者施設支援(※4)	利用者数	50	52	52	52
		支給実績額	121,844	153,698	150,367	160,074
	旧知的障がい者施設支援(※5)	利用者数	225	102	106	105
		支給実績額	223,156	163,020	169,199	174,255
合計		利用者数	696	580	622	639
		支給実績額	635,676	655,362	808,441	905,730

※1. 平成20年度より事業開始。

※2. 市内には事業所が無いため、秋田市の事業所を利用。

※3. 利用施設は鹿角市内の施設のみ。

※4. 自立支援法に基づく新体系に移行していない旧身体障がい者施設(平成24年度には完全移行)。

※5. 自立支援法に基づく新体系に移行していない旧知的障がい者施設(平成24年度には完全移行)。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表-48のとおりである。

(表-48) 障害者自立支援(介護給付・施設訓練等給付)事業に係る事業費の財源内訳

財源等		年度別	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
事業費		事業全体	670,584	752,876	865,422	960,855
内訳	国庫支出金	511,300	346,426	359,435	420,691	503,878
	県支出金	2,342,300	168,246	175,685	213,752	238,895
	一般財源	156,707	155,912	217,756	230,979	218,082

(単位:千円)

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	III-015	事業名	障害者自立支援事業(介護給付・施設訓練等給付事業)	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	福祉支援課	事業担当課	福祉支援課
① 必要性	一次評価	4点	介護給付・施設訓練等給付事業は、障害者自立支援法に基づく一連の障がい者事業の中核をなす事業である。在宅サービスが全国的に増加傾向を示しているとともに、本市の動向についても同様であり、今後も利用の増加が見込まれる。						
	二次評価	4点	本事業は、障害者自立支援法に基づく一連の障がい者事業の中核をなす事業である。利用実績の動向分析が示すとおり、特に、今後も在宅サービス利用の増加が見込まれることから、本事業の必要性は高い。						
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。						
② 有効性	一次評価	3点	従前の施設中心の障害福祉サービスに加え、地域・在宅サービスの利用が拡大していることから一定の成果が上がっていると考えられるが、利用したいサービスを提供することができる事業者が圏域内に存在しないケースがあり、圏域内の事業者で全てのサービスを提供できてはいない。						
	二次評価	3点	自立支援サービスを利用することで、障がい者自身の地域生活と就労の支援に結びついていると思われるが、一部のサービスにおいて圏域内の事業者で実施できていないものがある。						
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。						
③ 効率性	一次評価	4点	本事業は、介護保険事業と類似しているが、原則として併用は出来ない(介護保険が優先される)。サービス利用を希望する障がい者一人ひとりのニーズに合わせた給付を行っている。						
	二次評価	4点	法に基づく事業であり、比較する類似事業が存在しないものとする。						
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。						
④ 公平性	一次評価	4点	本事業は、事業の趣旨から利用者が障がい者に限定されるが、誰もが障がいになる可能性があることから、公平性を欠くものではないと考える。						
	二次評価	4点	本事業の利用者は、事業の趣旨から障がい者に限定されるが、憲法及び法によるものであり国として実施しなければならず、また、誰もが障がいになる可能性があることから、公平性を欠くものではないと評価できる。						
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。						
合計	一次評価	15点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	本事業は、障がいを持つ方々が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行うことにより福祉の増進を図るとともに、障がいのある人もない人も障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした、障害者自立支援法の枠組みの中で施行している法定の事業である。且つまた、必要な自立支援給付を行うことは、市町村の責務でもあるとされており、本事業の評価は妥当である。			
		A		一次評価	担当部局意見	本事業は、障害者自立支援法関係事業の中でも、自立支援サービスの利用に伴う給付を取り扱う事業であり、障がい者一人ひとりのニーズに合わせた給付を行うとともに給付事務にあたっては、法に従い適正に処理することが求められているものである。国の会計検査、県の市道監査の対象にもなっている事業であり、事業の執行上、特に問題は生じていないことから、本事業の評価は妥当と判断される。			
	二次評価	15点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	法定事務であり、全国一律で実施されているが、都会との格差から児童デイサービスでは、市内に事業所がなく秋田市などの事業所を利用しているのが実態である。			
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	法定事務であり、法律どおりに行われていると思われ、一次評価と同様である。			
	総合評価	15点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。				
		A							

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	Ⅲ-015	事業名	障害者自立支援事業(介護給付・施設訓練等給付事業)			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	地域福祉向上のために必要性あり。				
	有効性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 必要なサービスを十分受けられず、他市に依存している事業がある。 地元でサービスを提供できない場合があることは残念である。 				
	効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 他地域の事業・施策の例が望まれる。 サービスを必要としている人の要望が全面的にかなえられるものであってほしい。 				
外部 評 価	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 市民全員が安心して暮らせるための条件として充実が望まれる。 審査会の役割が重要と思われる。 				
A	事業の充実化が望まれる。					
15点						

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

必要な事業を地元で賄うことができるよう、事業の充実化を望む。(誰もが障がい者になる可能性があり、住み慣れたふるさとで過ごすためにも)

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.居宅介護はヘルパーが来ると思うが、家族が介護した場合、家族に支給になるのか。

(加藤委員)

A.ヘルパーのみである。(市民福祉部福祉支援課)

Q.サービスを受けるために費用の1割負担が必要とのことだが、自己負担ができなくてサービスを受けられないという方はいないか。今度、制度が変更になると聞いたが、まだ変わっていないのか。(佐藤委員)

A.障害者自立支援法については、大きな枠としては平成25年を目処に法律の廃止及び新たな法への移行が予定されている。それまでの繋ぎの法案ということで、一部の改正する法律案が通っていて、その中で利用者負担の見直しということが明確に出ている。市民税非課税の方は、平成22年4月から実質自己負担がゼロになっていて、サービスを利用できないという方はいない。(市民福祉部福祉支援課)

Q.利用者が少なくなって問題になり、見直しになった経緯があったと思うが、利用者は減っているのか。(三品委員長)

A.ホームヘルプに関しては、特に身体障害者の方の場合、65歳を過ぎると介護保険に移行するため、人数的な差は出ると思う。特に知的障害者の方の場合、日中活動で通所サービスを選択する方もいる。実績の中で人数はそれほど増えていないが、重度の方の利用が増えているという状況である。実質自己負担はゼロの方が多い。(市民福祉部福祉支援課)

Q.1割の自己負担が困難なため、サービスを受けられない人はいるか。(佐藤委員)

A.障害者自立支援法の場合、所得の認定については、世帯といっても本人と配偶者のみであったりすることから、重度の障害がある方の所得は障害年金のみのケースがほとんどで、ほぼ自己負担はゼロになる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.定員オーバーで利用できないサービスはないか。(佐藤委員)

A.毎年、ゆり養護学校の卒業生が何十人かいて、施設に入って就労支援を利用したいという方がいる。平成19年度から2倍に増えていて、施設側の定員に迫ってきている。来年度に向けて、新たに就労支援を始める施設が2つほどあるため、そういう意味ではまだ受け入れていくことができる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.必要な施設が管内になくて、管外に行かないといけないという例はあるか。(佐藤委員)

A.児童デイサービスは市内に事業者がない。民間の事業所のため、運営していけるかどうかという部分で、なかなかバランスが取れない。利用を希望する方がいなかったという実情がある。養護学校があるほか、市立の小学校で特別学級という形で受け入れをしている。それに合わせて、市町村の裁量で行える地域生活支援事業で、

放課後の一時支援の事業を行っている。サービス利用者はかなりの人数がいる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.就業継続支援の利用者が平成 19 年度から倍になっているということだが、ゆり養護学校の卒業生数と比べると増え方が少ない。この地域以外から入学した生徒は、地元に戻るといふケースが多いのか。本当は入りたいが、入れないという状態にあるのか。(三品委員長)

A.ゆり養護学校の高等部は、就労の関係のサポートやその先の在宅のサポートも行っている。由利本荘市出身以外の方は寮で生活しているので、地元に戻られる、地元の就労施設に入られるという方はいる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.卒業した後が大変なため、施設を造った人がいると聞くが、その辺りはどうなのか。(三品委員長)

A.本市の場合、水林総合福祉エリアにある新生園が「就労 B」に移行する予定である。一般の事業所に就労可能な方もかなりいる。障害の程度の差が大きく一概に言えない。(市民福祉部福祉支援課)

Q.障害者自立支援法が施行されて、施設から退所になった人はいるか。(佐藤委員)

A.障害者自立支援法が始まる時点で、何%以上の方は施設から地域に移行させるという目標を立てさせられたが、現実的にはずっと施設に入所していた方が、一般社会に戻ることは家族にとっても負担がかかり、なかなか戻れないというのが実情である。ただ、施設入所からグループホームやケアホームへ移行された方はいる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.法律の名の下に、自宅で介護しなくてはいけない方が増えてくると大変ではないか。(佐藤委員)

A.平成 18 年度に障害者自立支援法が施行されたが、その前の支援費という制度が平成 15 年頃からそれまでの措置という制度にかわって始まった。障害児の保護者の方が、施設には入れたくない、在宅で暮らしたいという傾向が全国的にも高くて、そういった流れが自立支援の流れに繋がった。今後もある程度は予算の伸びが続くと思われるが、それが落ち着いても、保護者の方が高齢になったときのことを考えなくてはならない。(市民福祉部福祉支援課)

Q.利用者と家族のニーズや苦情の汲み取り方はどうしているか。(佐藤委員)

A.地域生活支援事業の中で相談支援ということで、相談事業所を市内の施設に委託していて、かなりの相談が寄せられている。障害者手帳の申請時は必ず市町村の窓口で各種手続きがある。交付時も各種手続きがあるため、郵送ではなく窓口に来てもらうため、その際に障害者福祉のしおり等を渡して、どういったサービスがあるか知らせている。身体障害の場合、本人が入院している場合が多々あることから、在

宅に戻られてから、こういったサービスが必要かが分かるケースが多い。また、知的障害の場合、先天性のケースが多いため、子育て支援課と連携して対象者の漏れがないようにしている。(市民福祉部福祉支援課)

Q.就労移行支援は本人が勝手に申し込むものか。利用施設は鹿角市の施設だけとなっているが、自分で希望して遠い所に行っているのか。(小島委員)

A.就労移行支援を行っている事業所が少ないということがある。鹿角市の施設で支援を受けている方は、元々その施設に入所していた方が、就労移行支援を受けているという状況である。(市民福祉部福祉支援課)

Q.由利本荘市内出身の方か。(小島委員)

A.そのとおりである。(市民福祉部福祉支援課)

Q.鹿角市に住民登録を変更していないのか。(小島委員)

A.由利本荘市出身であれば、市外の施設に入所しても由利本荘市から報酬を払う。遠いところでは福井県の施設に入所している方もいる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.継続期間はどうか。(小島委員)

A.就労移行支援の方は2年間が原則だが、現実的に就労できなければ、延長という形で施設に入所を継続する場合がある。自立訓練は期間が限られていて、2年間でグループホーム等に移る方や、在宅に戻る方がいる。(市民福祉部福祉支援課)

Q.全市民に対する対象者が8%で間違いはないか。(三品委員長)

A 本市の障害者手帳の保持者数がおよそ6,600人のため8%になる。全国では身体障害者手帳だけで保持者が4,500万人ほどいる。障害の程度が1級から6級まであり、1級から2級は介護度でいうと要介護5に相当する。5級から6級は親指を切断した等である。(市民福祉部福祉支援課)

Q.身体障害者で程度の軽い方が、集まってレジャーやスポーツをやる場合等の支援は、この事業に入っているか。(三品委員長)

A.地域生活支援事業の中では、相談を受けている施設でイベント的なことをやったり、そういった機会に参加してもらったりしている。人材育成の中で、ボランティアの方と一緒に活動するというのもしている。ただ、身体障害者の方は高齢化が進んでいる。秋田県は脳血管疾患が多く、60代以上の手帳を持っている方がかなり多くいる。身体障害者手帳を取得されても、65歳を超えると介護保険の対象になるため、介護事業で行っている様々なサービスが、そのまま適用になっている方もかなりいる。団体としては、身体障害者協会や手をつなぐ育成会でスポーツ教室等を行っている。(市民福祉部福祉支援課)

Q.障害者自立支援法は65歳までが対象で、65歳以上になると知的障害も精神障害も身体障害も介護保険の対象になるのか。知的障害や精神障害の方は、介護認定を受

けることが大変でないか。(加藤委員)

A.法律的にはそのとおりであるが、実際のところは知的障害や精神障害は介護施設では受け入れ困難で、65歳を越えてもそのまま障害の施設にいる方が多い。障害も介護もホームヘルプやショートステイ等のサービスを提供している事業所は一緒であるため、その辺りはスムーズに移行できている。(市民福祉部福祉支援課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・特に無し。

(16) 福祉医療費拡大事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(任意)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり
〈施策名〉	子育て支援と児童福祉の充実
〈施策項目〉	児童福祉の充実

①事業概要

i) 事業の目的

地域経済の低迷や失業率の悪化など、子育て世代を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、親が安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められている。

こうした中、秋田県では、乳幼児、母子父子家庭の児童、高齢身体障がい者、重度心身障がい者を対象として、福祉医療費の補助事業を実施している。

本事業は、県の費補助事業において所得制限のため補助対象外となる乳幼児の医療費について市がその全額を負担することで、医療機関窓口における保護者の経済的負担を軽減させ、親が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めていくことを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、県による福祉医療費補助事業において補助対象とならない乳幼児の医療費・一部負担金と、小学1年生から小学3年生までの医療費について、市が全額負担する(ただし、入院時食事療養費は対象外)という事業である。市は、拡大事業として、福祉医療費の県補助事業において父母の所得制限で非該当となった乳幼児の医療費の全額、父母に住民税所得割が課税されている1歳以上の乳幼児の医療費自己負担分の全額(ただし、1レセプト上限千円/月)、小学校3年生までの医療費の全額をそれぞれ負担する。

本事業による受給者数及び扶助費支出額の推移は、表-49のとおりである。

(表-49) 福祉医療費拡大事業による受給者数及び扶助費支出額の推移

年 度	H19	H20	H21	H22
受給者数(人)	3,352	3,251	3,200	4,748
扶助費支出額(千円)	60,257	55,675	49,364	94,330

iii) 事業対象

本事業の対象となるのは、市内在住で健康保険に加入し、父母が住民税を申告して

いる全ての子ども（0歳から小学校3年生までの乳幼児・児童）である。ただし、市内に住所を持たない場合や健康保険に加入していない場合、生活保護を受けている場合などは、本事業の対象外となる。

なお、本事業の受益者の費用負担は無い。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－50のとおりである。

(表－50) 福祉医療費拡大事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

財源等		年度別		H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
		事業全体	内訳						
事業費		366,056		45,758	60,672	60,257	55,675	49,364	94,330
内訳	一般財源	366,056		45,758	60,672	60,257	55,675	49,364	94,330



【事業担当者による事業説明の様子】

② 評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	III-044	事業名	福祉医療費拡大事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	市民課	事業担当課	市民課	
① 必要性	一次評価	3点	本事業は、次の世代を担う子どもを安心して産み育てていくために必要不可欠な事業である。現在要望のある小学4～6年生の年齢拡大については、今後持続可能な事業としていく上で検討を要する。							
	二次評価	4点	対象者を小学3年生まで拡大し、所得制限を撤廃していることから、市民ニーズや社会情勢に対応しており、子育てをしていく上で必要不可欠な事業である。対象年齢の拡大については、今後持続可能な事業としていく上で財源など検討を要するものと思われる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	窓口負担が無料であることから、現在の対象者分について保護者からは好意的な意見が寄せられており、本事業は、保護者が安心して子育てすることができるように十分に機能している。							
	二次評価	4点	本事業に対しては、保護者から好意的な意見が寄せられており、子どもを安心して育てていくための事業として十分に機能していると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	小学6年生までが対象となっているにかほ市との比較では、にかほ市が受給者1人当たり27,968円であるのに対し、本市は19,867円であり、本市は小学4～6年生が対象外である分1人当たり単価が安くなっており、効率的である。							
	二次評価	4点	大仙市や横手市との比較において、福祉医療費拡大分の1人当たりの給付額は本市とほぼ等しいことから、本事業は効率的に実施されていると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	本事業は、市内在住で健康保険に加入し、父母が住民税を申告している子ども(0歳～小学校3年生)であれば全て対象としている。対象者は、医療費窓口負担が無料である。対象者が広範囲にわたっていることから、本事業は受益者の範囲が限定されていない。							
	二次評価	4点	市内在住で健康保険に加入し、父母が住民税を申告している子ども(小学3年生まで)であれば全て対象としているので、公平性は確保されていると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	15点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	県補助対象外の福祉医療費の取扱いは県内自治体で対応が分かれているが、本市では対象年齢の全ての子どもが、福祉医療によって安心して医療機関を受診することができ、子育て支援の一つとして大きく貢献している。今後、県から福祉医療費を含めた新たな子育て支援について方針が示された際に本事業にも影響することが考えられる。県の動きや情報を注視しつつ、「6年生までの年齢拡大」についても検討したい。				
		A		一次評価	担当部局意見	市民からも好評であり、子育て支援施策として大いに貢献している。今後は施策充実のため、年齢の拡大等について早期に検討を加えるべきと考える。				
	二次評価	16点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	福祉医療費拡大事業の財源は、全て一般財源であり、対象年齢の拡大に関しては持続可能な制度とするため、財政面で十分に検討を要すると思われる。対象年齢を拡大しようとする場合は、少子化対策の観点から長期にわたり財源を確保する必要があり、高額所得者を対象外とするような所得制限(医療扶助の観点から)を設けることも選択肢のひとつであると思われる。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	必要性について一次評価は、対象年齢の拡大に関して検討を要することなどから「3」であるが、市民ニーズや社会情勢の変化に対応していると思われる。必要性以外については、一次評価と同様である。				
	総合評価	16点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	III-044	事業名	福祉医療費拡大事業	
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担軽減に寄与していると言える。(精神的含む) ・出生祝い金は一時的なものだが、医療費は長期的なものであり、必要性は大である。 ・次代を担う子どもを産み育てるために必要不可欠な事業である。 		
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校低学年のみに対する事業で十分かどうか疑問あり。 ・医療は突発的なものであり、親の不安解消には有効である。 ・県の事業の対象にならない小学1～3年生の児童がいる世帯や、所得制限にかかる世帯にとっては、十分子育て支援になっている。 		
	効率性	<input type="checkbox"/> 4点	<input checked="" type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費軽減のみで、(大目的である)子育て支援の事業として十分か。 ・効率性を市民一人当たりという基準で評価することは妥当性が低いと思われる。 ・福祉医療費は、低く抑えるより利用者が多い方が効率的と思われる。 		
外 部 評 価	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点 <input type="checkbox"/> 2点 <input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税申告・健康保険加入等が条件で、公平性は保たれている。 ・できれば小学6年生までが望ましい。所得制限で逆転などないようにするべきである。 		
A	給付の逆転現象が起こらないように配慮が必要である。			
15点				

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- ・無料医療負担を目指しているのであれば、事業対象を本事業(小学1～3年生)に限定して良いのか、さらに議論の必要性がある。
- ・本事業の有効性・効率性の評価基準について、工夫する必要がある。
- ・できれば小学校6年生まで拡大してもらいたい。(少子時代であるため)

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q. 県補助は、所得が 267 万 2,000 円を超えると所得制限の対象になるようだが、収入がどの程度であれば、所得制限の対象になるのか。(加藤委員)

A. 社会保険料控除前の所得で判定する。給与収入であれば自動的に給与所得が決まる。事業をしている方の場合、収入から経費を差し引いた所得が様々なため、収入ではなく所得で判断している。(市民福祉部市民課)

Q. 所得は 4 月 1 日から分かるのか。(加藤委員)

A. 7 月中に前年の所得を判定し、期間は 8 月から翌年 7 月までとなる。(市民福祉部市民課)

Q. 総予算に対する子育て支援事業の割合のデータはあるか。市民一人当たりの子育て支援の予算額を他の自治体と比較しているデータはあるか。そういったデータを公開しているか。(佐藤委員)

A. 福祉医療費ということで市民課が担当しているが、子育て支援全般は子育て支援課で行っているため、市民課ではデータを持っていない。(事務局)

Q. 総予算に対する当該事業の占める割合を、他の市町と比較したデータはあるか。財政規模によって額の大小は違ってくるが、割合で比較すれば平等な物差しになる。(佐藤委員)

A. 総予算に占める割合の資料は持ち合わせていない。(市民福祉部市民課)

Q. 母子・父子家庭は、祖父母等と同居している世帯も入るか。(小島委員)

A. 父や母の所得のほかに、扶養義務者がいくら所得があるかの所得制限がある。同居の家族の中で一番所得が高い人を扶養義務者とするというルールがある。実際、扶養義務者の所得制限に引っかかる例が稀にある。同居だからという理由のみで門前払いということではなく、同居の家族の所得を見て判定の材料とすることになっている。(市民福祉部市民課)

Q. 第三子の出生祝い金を 50 万円から 20 万円にしたことで、第三子の出産を躊躇するような例はあったか。(小島委員)

A. 子育て支援課に確認しないと分からない。(市民福祉部市民課)

Q. 新たに小学 1 年から 3 年生の児童の医療費を無料にしたとのことだが、母子・父子家庭に関係なく行ったのか。(小島委員)

A. 小学 1 年から 3 年生なおかつ母子・父子家庭で、県補助事業の対象になる児童であれば、県事業に当てはめる。所得制限で駄目な場合は、市の拡大事業で拾い上げるという形になる。(市民福祉部市民課)

Q. 小学 4 年から 6 年生になると、スポーツ少年団で骨折などが増えてくる。アトピーもそうだが、お金がかかるということがある。(小島委員)

- A.学校の行事等で怪我をした場合は、学校で加入している保険に該当する場合がある。
(市民福祉部市民課)
- Q.ちょっとした怪我や病気で頻繁に受診したり、薬局で薬を買うとお金がかかるため、
無料だから受診した方が良いという考え方をする人がいるのでないか。(小島委員)
- A.そういう考え方をする人はいると思われる。(市民福祉部市民課)
- Q.第三子の出生祝い金 50 万円が 20 万円に下がって、30 万円余ったところをを福祉医
療費拡大事業に回したということなのか。子育て支援課の仕事になると思うが、出
生祝い金がもらえなくなる人の救済はないのか。(今村委員)
- A.出生祝い金を渡すことはとても良いことだと思うが、1 回限りの支援で終わるので
はなく、継続的に支援するという事業に予算を持っていくという意図があると思わ
れる。(市民福祉部市民課)
- Q.福祉医療費拡大事業に「福祉」とついている理由は何か。一般的に「福祉」とつく
と子どもを対象という意味があるのか。(三品委員長)
- A.元々「福祉医療費助成制度」といわれる事業を拡大した事業である。(市民福祉部
市民課)
- Q.対象を小学 1 年から 3 年生に限定している理由は何か。他の事業との関連が分から
ないと事業そのものが目的に対して有効的であると言えないと思うが、どう考えて
いるか。(三品委員長)
- A.小学 3 年生までというのは財政的な理由で、小学 6 年生まで拡大する余裕がなかっ
たということである。(市民福祉部市民課)
- Q.この事業以外に、もっと違う事業もやってほしいという意見もあったのではないか。
担当課としては、この事業しかないという言い方があるかと思うが、他の課との関
連で総合政策課長はどのように見ているか。(三品委員長)
- A.要望されている事業は他にもいろいろあったと思うが、子育て支援金を 50 万円か
ら 20 万円に減額したことを契機に、それに代替できるような支援策ということで、
一時金ではなく継続的にできるものという、財政課との予算折衝の中で決まってい
ったものだろうと思う。(事務局 (総合政策課長))
- Q.今後、事業をどういった方向へ持っていく考えか。(三品委員長)
- A.県で年齢拡大、所得制限の緩和の議論があり、県から市に意向調査が来ている。市
としては、小学 6 年生まで拡大したいという意向を届けている。(市民福祉部市民
課)
- Q.所得制限をなくして、県の嵩上げをすることは大変良いと思うが、拡大事業を行っ
ていない自治体も多い。事業を継続してほしいが、予算の関係もあってなかなか出
来ないこともあると思う。平成 23 年度の予算が前年度から 2,000 万円ほど増えてい

る。子どもが減っているのに予算が増えた理由は何か。(加藤委員)

A.平成 22 年度の当初予算 8,000 万円に対し、実績がオーバーしたため補正予算を組んだ。当初見込みより多く小学生が受診し、実績が 9,000 万円だった。(市民福祉部市民課)

Q.当初計画で 1,965 人の受診の見込みが実際は 1,720 人で、200 人ほど違う理由は何か。(加藤委員)

A.一人親世帯の補助の対象になる可能性がある児童もカウントしていたためである。(市民福祉部市民課)

Q.効率性の評価について、普通の事業であれば、単価が安くできれば効率が良いという考えになるが、福祉医療になると、単価が安いことが効率が良いと考えることは無理があるのでないか。(今村委員)

A.所管課としても悩ましいところではあった。(市民福祉部市民課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・少子化にならないように、十分に理解していただければと思う。(今村委員)
- ・子育ての観点から言えば、医療費がかなりかかるが、医療費の負担を軽減することが効率が良いのか、もしくは他の負担を軽減することが効率が良いのかという観点が一つあると思う。小学 1 年から 3 年生を対象にしたときと、小学 1 年から 6 年生を対象にしたときを比較したとき、全体としてどちらが効率が良いのかという観点があると思うが、それが抜けている。目的との関係で、効率よくできる事業かどうかという観点があると思う。(三品委員長)
- ・有効性や効率性を評価する基準が、他の事業とは違うと思われる。判断基準の工夫が必要でないか。(佐藤委員)
- ・必要性の一次評価について、この事業を行ったとき、どのくらい親の経費負担が軽減されるかということから言えば、確実に必要性はある。その次に有効性と言ったときは小学 1 年 3 年生から小学 1 年から 6 年生に拡張したとき、どのくらい有効かを考えるべきである。そういう議論が十分にされていないという印象である。(三品委員長)

(17) ごみの減量化推進事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(任意)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり
〈施策名〉	衛生環境の整備
〈施策項目〉	ごみ収集体制の充実

①事業概要

i) 事業の目的

社会状況の変化や経済構造の変化に伴い、ごみの排出量が増加するとともに、その質についても多様化しており、「使い捨て社会」から「循環型社会」に向けた取り組みが急務となっている。

このような中、由利本荘市においても、ごみ処理の経費負担とごみ処理及び排出者責任を明確にし、市民と行政がそれぞれのパートナーシップのもとに一体となった総合的な減量化施策が進められている。

本事業は、大量消費・大量生産・大量廃棄の社会から、生活や企業活動等に伴って発生した物やエネルギー等を資源として循環し、様々な形で繰り返し利用するとともに、廃棄するものを最小限にすることで、自然環境への負荷を可能な限り低減する循環型社会への転換を目的としている。

ii) 実施内容

由利本荘市では、ごみの減量化推進事業として「ごみの有料化制度」、「生ごみ処理機購入補助金」、「レジ袋削減対策」を実施している。

1つ目のごみの有料化制度は、可燃ごみ袋・不燃ごみ袋を有料指定ごみ袋とし、ごみの排出量に応じた費用負担を求めるといった内容の取り組みであり、平成19年10月1日より実施された。なお、資源ごみについては、排出されたごみは資源としてリサイクルされることから、本有料化制度の対象外となっている。



可燃ごみ袋・不燃ごみ袋には、大(45L)・小(25L)・ミニ(15L)の3種類の大きさがあり、価格はそれぞれ1枚当たり30円、20円、12円となっている(可燃・不燃とも)。

ごみの有料化制度導入後の家庭系ごみの排出量の推移は表－ 51 となっており、排出量は年々減少している。

2 つ目の生ごみ処理機購入補助金は、生ごみの減量化及び生活環境の保全を図るため、家庭用生ごみ処理機の購入者に対して、生ごみ処理機 1 台当たり購入費の 1/2（ただし、上限額は 50 千円）を補助するという内容の取り組みである。

補助対象機種は、生ごみを電気及び微生物の働きにより分解する微生物分解方式、生ごみを温風で加熱し乾燥させる乾燥方式、生ごみを堆肥化するコンポスト方式の 3 機種であり、いずれも 1 台当たり購入費の 1/2（ただし、上限額は 50 千円）が補助される。

評価年度である平成 22 年度の補助申請件数は 34 件で、補助総額は 686 千円であった。

3 つ目のレジ袋削減対策は、消費者団体・事業所・市の三者で「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布を中止するとともに、マイバッグの持参を促すという内容の取り組みであり、平成 21 年 11 月より市内 2 事業所・8 店舗において実施されている。

平成 22 年度のマイバッグ持参率は 84.7%（市内 2 事業所・8 店舗の平均）であり、レジ袋削減枚数は 6,132,519 枚、削減原油量はドラム缶に換算すると 206.1 本という結果であった。

（表－ 51）家庭系ごみの排出量の推移

（単位：t）

年度	H18	H19	H20	H21	H22	目標値※
排出量	21,302.28	20,801.30	18,825.85	18,260.67	17,821.21	17,041.82

※目標値は、平成 18 年度比で 20%減。

iii) 事業対象

1 つ目のごみの有料化制度の対象となるのは、由利本荘市内で一般家庭ごみを排出する全ての市民であり、対象者には可燃ごみ袋・不燃ごみ袋の大きさに応じて 1 枚当たり 12 円から 30 円の費用負担が生じる。

2 つ目の生ごみ処理機購入補助金の対象となるのは、自己の責任において生ごみ処理機を設置し、適切に維持管理することができる市民（市内に住所があり、居住している者）であり、事業所などの法人は対象外である。対象者は、生ごみ処理機購入費の 1/2 程度を負担する必要がある。

3 つ目のレジ袋削減対策の対象となるのは、協定を締結している市内 2 事業所・8 店舗にて消費活動を行う者（市内外を問わない）である。対象店舗でレジ袋を利用す

る場合は別途レジ袋に係る費用を負担する必要がある。

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－ 52 のとおりである。

(表－ 52) ごみの減量化推進事業に係る事業費の財源内訳 (単位：千円)

年度別 財源等		事業全体	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
事業費		215,053	446	40,952	58,888	52,098	62,669
内 訳	その他※	214,607	0	40,952	58,888	52,098	62,669
	一般財源	446	446	0	0	0	0

※「その他」は、可燃ごみ袋・不燃ごみ袋の売払収入。



【事業担当者からのヒアリングの様子（現地調査先にて）】

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	IV-001	事業名	ごみの減量化推進事業	担当部局名	市民福祉部	本庁担当課	生活環境課	事業担当課	生活環境課	
① 必要性	一次評価	4点	世界的に見ても循環型社会への転換が図られており、市民、事業者、行政が一体となってごみ減量化に向けた様々な活動に取り組んでいく必要があることから、本事業の必要性は高い。							
	二次評価	4点	循環型社会への転換が求められる中、ごみの減量化を市民、事業者、行政が一体となって推進していく上で本事業は必要な事業であり、一次評価は妥当である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	3点	家庭系ごみ排出量を平成18年度比20%減という目標に対し、16.3%という実績であった。わずかに目標値には届かなかったが、ごみ有料化制度導入後に家庭系ごみの排出量は年々減少していることから、本事業は課題解決の手段として十分機能している。							
	二次評価	3点	平成18年度比20%減という排出量削減目標に対し、実績は16.3%と目標値には届かなかったが、目標に向けて官民一体となった取り組みを継続しており、一定の効果を上げている。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	ごみの有料化を実施している自治体の中でも本市のごみ袋の価格は低く設定されており、なおかつ排出量が年々減少している。また、生ごみ処理機購入補助金として処理機購入にかかる費用の1/2を補助しているが、上限額を50,000円に設定しており、県内最高額である。以上より、本事業は効率的に実施されている。							
	二次評価	3点	ごみの有料化については必要最小限の価格で一定の効果が得られているようであるが、ごみの有料化制度・生ごみ処理機購入補助金について効果的かつ一体的に運用していくための検証が必要である。							
	総合評価	3点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	ごみの有料化制度、生ごみ処理機購入補助金のどちらも全市民を対象としており、本事業で受益者は少数または特定の市民・団体等に限定されていない。							
	二次評価	4点	本事業の受益者は特定の市民・団体等に限定されていないため、一次評価は妥当である。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	15点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	地球温暖化防止対策、循環型社会の構築のため、ごみの減量化、資源としての再利用を推進することが必要であり、ごみの有料化制度の維持、排出量削減の推進に努めていくことが大切である。				
		A		一次評価	担当部局意見	減量化率の目標達成がならなかった。原因を探り、有料化の意義や市民の意識高揚に向け再度広報活動等を行う。				
	二次評価	14点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	当該事業の実施以降、着実にごみの減量化が達成され、ごみの有料化については必要最小限の価格で一定の効果が得られているようであるが、今後、ごみの有料化制度・生ごみ処理機購入補助金について効果的かつ一体的に運用していくための検証が必要である。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	一次評価は概ね妥当であるが、有料化の意義や市民の意識高揚に向け積極的かつ効果的な広報活動が必要である。				
	総合評価	14点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	「ごみの減量化推進事業」は、必ずしもごみの有料化制度や生ごみ処理機購入補助金といった取り組みに限定されるわけではないので、資源ごみのリサイクルといった取り組みと併せて推進していくべきである。					
		A	総合評価							

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	IV-001	事業名	ごみの減量化推進事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 環境問題との関わりにおいて推進の必要あり。 地球環境資源の活用上でも必要性は大である。 				
	有効性	□4点	■3点	□2点	□1点	
	3点	<ul style="list-style-type: none"> 目標値未達に対する新たな方法論の導入が求められる。 ごみ袋の有料化とともに市民の自覚向上にも配慮してほしい。 今回は目標達成できなかったが、近い将来20%を上回る日が来るはず。 目標達成のため工夫が必要。例えば、主婦・高齢者・高校等へのPR。 				
	効率性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 有料化の効果に対する更に詳しい検討が必要。 年々ごみが減量している。更に効果的対策を提案してほしい。 				
外部 評価	公平性	■4点	□3点	□2点	□1点	
	4点	生ごみ処理機の補助金制度等を周知させる努力がほしい。				
A						
15点	有効的手段、事業効率性を検討し、更に事業を推進することが求められている。					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- 用語の定義が不明確(少なくとも一般市民にとって難しい)
- ごみ減量、資源活用の意識は子どもの頃から育てるべき。学校教育との連携が必要。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q.ごみの削減目標を 20%とした根拠は何か。(加藤委員)

A.類似団体のごみの有料化の事例で、導入初年度は大きく落ち、それから徐々に減っていくというものだが、ごみ袋の値段によって減量化率が大きく変わる。本市では 30 円で販売しているが、ボーダーラインが 40 円と言われている。40 円を超えるとごみの量がリバウンドしづらく、40 円以下だとリバウンドする可能性があるということだった。市民のごみの減量化に対する意識の高さを考えた上で類似団体と比較した結果、目標を 20%としたようである。(市民福祉部生活環境課)

Q.事業費が年度ごとに増加傾向にある理由は何か。(佐藤委員)

A.平成 22 年度から資源ごみ袋も市で管理したため、資源ごみ袋の製造委託料が増えたためである。これまで、資源ごみ袋は自由販売で価格が高く、資源化率が上がらないということで、資源ごみ袋も市で管理し、代わりに安価にすることである。(市民福祉部生活環境課)

Q.ごみの減少量とごみの有料化制度の因果関係をどう評価しているか。(佐藤委員)

A.平成 19 年 10 月にごみ袋の有料化がスタートしている。平成 18 年 10 月から平成 19 年 9 月の 1 年間と、平成 19 年 10 月から平成 20 年 9 月の 1 年間の比較で、12%から 13%減っている。有料化によって減量化したと十分に言える。(市民福祉部生活環境課)

Q.ごみを減らすことは社会的なニーズのため、有料化しなくても一定程度は下がってくるだろうということである。ごみ袋を 30 円としたことで 16%の効果があつたが、ごみ袋を 40 円から 50 円にした場合、もっと効果が上がるかもしれない。いろいろな方法論がある中で、30 円という価格が妥当かどうか。どう評価しているか。(佐藤委員)

A.価格について、条例上は 50 円である。市議会で市民の急激な負担増にならないよう暫定措置で 30 円としている。今のように微減ではあるが、ごみの減量化が進んでいるため、50 円にするということはない。ごみ袋の 30 円が妥当かということについて、リバウンドもせず、市民の皆さまに最小限の負担をしていただいているということで、生活環境課としては妥当と考えている。(市民福祉部生活環境課)

Q.燃えるごみの袋は 30 円だが、以前は 20 円でなかったか。(小島委員)

A.有料化以前は規格を満たしていれば自由に販売して良く、販売する側でいくら儲けを入れても良いとしていた。有料化後、規格がまちまちでは販売店の中で競争が始まり、市民にとっても均等な負担が求められなくなるということで、値引きしないよう協定を結んで販売価格を統一し、市で管理している。(市民福祉部生活環境課)

Q.以前、事業をやっている個人商店には納付書が届いていたが、ごみを多く出すから

という理由だったのか。(小島委員)

A.現在は収集手数料は廃止し、事業系一般ごみは廃棄物を処分する業者と契約し、収集してもらうことにしている。(市民福祉部生活環境課)

Q.ごみ袋はどこで作っているのか。(小島委員)

A.宮城県の業者で作っている。(市民福祉部生活環境課)

Q.市内の会社は使っていないのか。(小島委員)

A.150人にロール式が良いか、平袋式が良いかモニターした結果、ロール式が良いという結果が出た。仕様書を作って入札課で指名競争入札を行ったところ、市内の業者でロール式を製造できる業者がないということだった。(市民福祉部生活環境課)

Q.生ごみ処理機の購入に補助金を出しているが、処理機が普及することにより生ごみが占める割合がどうなるか、関係をどのように捉えているか。(今村委員)

A.生ごみ処理機は高価なものが多い。生ごみ処理機を構入する方は、もともとごみの処理に対し興味を持たれている人が多いと思われる。年間34件のため、全体に占める割合は少ないと考えている。(市民福祉部生活環境課)

Q.もっと普及してほしいという方向か。(今村委員)

A.予算は限られているが、水分量を含んだごみが燃えるごみに入ったとき燃焼に悪い。できるだけ乾燥したごみにさせたいということがある。非常に小さい力と捉えられと思うが、生ごみ処理機はごみを乾燥させるので、各家庭1台とは言わないが、もう少し普及してほしい。販売店に市の補助金があることを説明しているほか、市の広報やCATVを活用して普及を図りたい。(市民福祉部生活環境課)

Q.生ごみ処理機を購入すると補助金が出ることを知らなかった。あまり補助金の申請が増えても予算が足りなくなるので、あまり広報をしていないのか。(今村委員)

A.委員の皆様には知られていないということは、広報の仕方に問題があるということと思われる。普及はさせていただきたいと考えている。(市民福祉部生活環境課)

Q.用語がよく分からないところがある。「ごみ」と「一般廃棄物」、「ごみ」の中に「家庭ごみ」や「資源ごみ」や「産業廃棄物」といったものがあるが、有料化の対象としているものは何か。有料化するにしても、どのごみを対象にして、どのくらい減ったか、どのくらい効果があったか、定義をはっきりさせていただいて、概略を教えてください。(三品委員長)

A.対象としているのは家庭から出るごみで、「家庭系ごみ」としている。「産業廃棄物」は会社から出るごみである。廃棄物とはごみだと思っていただければ良い。産業から出るごみなので「産業廃棄物」となる。「一般廃棄物」には、家庭系ごみが含まれる。「事業系一般」というごみは、家庭から出るごみと同じものだが、会社から

出るごみである。会社から出るごみも含め減少させたいが、一般家庭から出るごみを減少させるのが市の目的である。有料化前と比較し、16.3%の減少になっている。

(市民福祉部生活環境課)

Q.産業廃棄物の料金は別会計になっているのか。(三品委員長)

A.産業廃棄物を処理する産廃業者があり、市を通さずに、ごみを出す会社とごみを処理する会社が契約して処理している。市は一切関与していない。(市民福祉部生活環境課)

Q.「資源ごみ」とはどのようなものか。(三品委員長)

A.「リサイクルできる缶・ビン・ペットボトル」である。(市民福祉部生活環境課)

Q.資源ごみは、家庭と事業所から出てくるとのことか。(三品委員長)

A.基本的に、市で収集している資源ごみは家庭ごみだけである。資源ごみ袋は20円である。資源ごみはリサイクルに回しているため、処理料を含んでいない。(市民福祉部生活環境課)

Q.ごみの減量には市民の協力・自覚が必要と思う。子ども、児童、生徒に自覚を持たせれば、将来的にかなり効果があるのではないかと思う。ごみ処理場の現地調査に行ったとき、子どもたちが見学に来るという話を聞いた。学校教育と連携を図れば良いのではないか。(今村委員)

A.小学6年生の夏休みの課題で、毎日電気量をどのくらい減量化できたかエコ家計簿を記録してもらっている。そのような形で教育の場と環境の場と連携を組めれば非常に良いと考えている。(市民福祉部生活環境課)

Q.コンポストやバイオ式生ごみ処理機について、市で購入補助していることを販売店で知らせているか。(小島委員)

A.生ごみ処理機等の購入時に、領収書と取扱説明書と印鑑を持って申請すれば補助対象になる旨販売店から購入者にお知らせしているはずである。(市民福祉部生活環境課)

Q.インターネットで買った場合は補助の対象にならないか。(小島委員)

A.領収書があれば対象になる。(市民福祉部生活環境課)

Q.活字だけの広報だと、印象に残りにくいのではないか。(小島委員)

A.広報の紙面に限りがあるので、チラシ等を配布できる機会に周知していきたい。(市民福祉部生活環境課)

Q.有効性について、3つの減量化の取り組みが進んでいるが、その他に考えている取り組みはあるか。(三品委員長)

A.企業から出る事業系一般ごみが、ごみ集積所のごみに結構含まれている。飲食店から出る生ごみ等、事業系から出たごみが結構ある。そういうごみが減れば減量化が

進むのではないかと考えている。他に多いごみは、草刈り・枝切りをした草木がある。以前は埋め立て処理していたものである。水分を含んだ草木をすぐごみ集積所に出される。乾燥してから出していただくだけでも多少は量が減るので、市民の皆さんにお願いしていくしかないのかなと考えている。(市民福祉部生活環境課)

Q.家庭と産業のごみの比率はどのくらいか。(三品委員長)

A.家庭系の可燃ごみと不燃ごみで約 60%、資源ごみや事業系一般が約 40%である。(市民福祉部生活環境課)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・特に無し。

(18) 図書等整備事業

◆事業対象地域	全地域(本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・鳥海)
◆事務事業種別	ソフト事業(任意)
◆総合発展計画における本事業の位置づけ	
〈目標名〉	豊かな心と文化を育むまちづくり
〈施策名〉	生涯学習の推進
〈施策項目〉	図書館の整備・充実

①事業概要

i) 事業の目的

矢島公民館図書室、西目公民館図書館、出羽伝承館（大内）では、蔵書の増加による書架の不足や備品の老朽化、耐震補強の不備、図書閲覧場所の光量不足など、快適な利用に適さない状況にあった。

また、4 公民館図書室では利用者が蔵書を自由に検索することができる機器が設置されていなかったことから利用者にとっての利便性が低く、図書利用が進まない状況にあった。

さらに、市内の 3 図書館・4 公民館図書室では図書の相互利用が可能な体制となったことから、搬送する図書の冊数が大幅に増加し、従来の方法では対応が困難な状況にあった。

本事業は、「図書館のネットワーク環境の拡充」、「各地区の図書施設の環境整備」、「図書の搬送や人員の移動、相互協力のための移動手段」を相互に連携させることにより、市内全ての住民に対して均質かつより充実した図書サービスを提供し、市全体の図書活動の一層の活性化を図ることを目的としている。

ii) 実施内容

本事業は、「図書環境整備事業」、「図書館業務専用車両（巡回車）運行事業」、「図書館ネットワーク化推進事業」の 3 つから構成されている。

「図書環境整備事業」では、図書購入（表－53）のほか、書架の更新、閲覧机用照明器具の設置を実施した。書架は矢島公民館図書室と出羽伝承館に設置され、閲覧机用照明器具は西目公民館図書室に設置された。

書架の設置では、矢島公民館図書室で 2,027 千円、出羽伝承館で 382 千円の経費がかかった。閲覧机用照明器具の設置では、66 千円の経費がかかった。



【閲覧机用照明器具（西目）】

「図書館業務専用車両（巡回車）運行事業」では、ワンボックスタイプの軽自動車 1 台を図書館業務専用車両として導入し、市内各図書施設間の蔵書等の搬送や、職員や読み聞かせボランティアなどの人員派遣に活用している。ワンボックスタイプの軽自動車 1 台はリースであり、車両リース料（平成 22 年 5 月から平成 23 年 3 月）や燃料費・保険料で 369 千円の経費がかかった。



【導入された巡回車】

「図書館ネットワーク化推進事業」では、矢島・東由利・西目・鳥海の 4 公民館図書室に図書施設利用者が端末により蔵書を検索できる利用者用検索端末（OPAC）を設置するとともに、岩城図書館で使用していた機器の老朽化による不具合を解消すべく、業務用ディスプレイやプリンターなど新たに図書システム機器を購入した（システム構築・5 年分の保守契約を含む）。4 公民館図書室への



【設置された OPAC（矢島公民館図書室）】

OPAC 設置にかかった経費は、1,785 千円（1 台あたり約 446 千円）であった。また、岩城図書館の図書システム機器更新にかかった経費は、1,134 千円であった。

（表－53）平成 22 年度地域別図書購入費の内訳

（単位：千円）

地域	本 荘	矢 島	岩 城	由 利	大 内	東由利	西 目	鳥 海	合 計
予算額	6,907	320	1,200	1,000	792	700	700	300	11,919
決算額	6,906	320	1,199	1,000	792	691	667	300	11,875

【用途】（「由利本荘市図書館・図書室資料収集方針」より）

- ・図書館、図書室として所蔵すべき各分野の基礎的蔵書の収集
- ・利用者のリクエストなどによるニーズへの対応
- ・3図書館（本荘・岩城・由利）においては、利用者に対する調査支援（レファレンスサーのための専門書の購入

iii) 事業対象

市内の各図書施設は、市民が無料で利用することができる。蔵書を借りる際には利用者登録をする必要があるが、利用者登録は無料である。

市内相互貸借借受冊数、利用登録者数、蔵書の貸出人数の平成 21 年度末と平成 22 年度末との比較は、次頁表－54 のとおりである。

(表－54) 市内相互貸借借受冊数、利用登録者数、蔵書の貸出人数の比較

	市内相互貸借借受冊数	利用登録者	貸出人数
H22年度	4,753冊	17,418人	56,385人
H21年度	4,222冊	16,076人	56,149人
増 減	112.60%	108.30%	100.40%

iv) 事業に係る財源内訳

本事業に係る財源内訳は、表－55のとおりである。

(表－55) 図書等整備事業に係る事業費の財源内訳（単位：千円）

財源等		年度別 事業全体	H22年度
事業費		90,229	17,639
内 訳	その他※	80,161	7,571
	一般財源	10,068	10,068

※「その他」は、「定住自立圏構想関連事業費」。



【事業担当課による事業内容説明の様子】

②評価結果

i) 内部評価結果

本事業に係る内部評価結果は、次のとおりである。

内部評価結果概要資料

事業No.	V-016	事業名	図書等整備事業	担当部局名	教育委員会	本庁担当課	生涯学習課	事業担当課	本荘図書館	
① 必要性	一次評価	4点	図書館のネットワークシステムは構築していたが、市内の全図書館・図書室をカバーしておらず均質なサービスを提供できていない状況にあったことから、本事業は、全市の利用者に均質な図書サービスを迅速に提供するために必要性の高い事業である。							
	二次評価	4点	図書館システムネットワーク導入や図書施設の環境整備などの図書館の利便性向上により、市内相互貸借冊数及び団体貸出冊数・利用登録者数ともに増加しており、市民ニーズに十分に対応していると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
② 有効性	一次評価	4点	平成21年度比で市内相互貸借冊数・団体貸出冊数が1,535冊増、利用登録者数が1,342人増となっており、本事業は、市内全域にわたって均質な図書サービスを提供できる環境整備の実現に十分機能していると評価できる。							
	二次評価	4点	図書館の利便性が向上したことにより、市内相互貸借冊数及び団体貸出冊数・利用登録者数ともに増加しており、市全体の図書活動の一層の活性化に十分に機能していると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
③ 効率性	一次評価	4点	システム機器更新で比較すると、横手市7図書館の機器更新が約32,000千円であるのに対し、本市ではネットワークシステム構築分、岩城図書館機器更新分、さらに平成23年度の大内・出羽伝承館のネットワーク参加分を含めて28,392千円であり、事業費が安く抑えられており事業は効率的に実施されている。							
	二次評価	4点	図書施設の規模等により単純な比較はできないが、横手市との比較で、本市は図書施設のネットワーク構築(4図書施設に設置)のほか、岩城図書館機器更新や出羽伝承館ネットワーク参加に係る経費も含めて3,600千円安価となっており、十分効率的に実施されていると評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
④ 公平性	一次評価	4点	図書サービスは、性別や年齢などに制限されない平等性と、全てのサービスの無償提供が原則である。また、サービスを提供する図書館と公民館図書室は各地区に設置されており、なおかつネットワークと専用車両による相互協力体制が確立されたことから、全ての市民がサービスの受益対象者となり公平性は広く保たれている。							
	二次評価	4点	図書館は全市民が利用できる。蔵書を施設外に持ち出して借りる場合は利用者登録が必要となるが、利用者登録は無料であり、受益者負担はないことから、受益者の範囲は限定されていないと評価できる。							
	総合評価	4点	二次評価は妥当である。							
合計	一次評価	16点	全体に係る意見	一次評価	担当課意見	図書館システムネットワークの環境拡充に加え、各地区の図書施設の環境整備が進められたことで利用者、貸出冊数の増加という効果が出ている。加えて、巡回車の導入により相互貸借資料の運搬が迅速に行われ利用者のサービス向上につながっている。				
		A		一次評価	担当部局意見	図書館システムネットワークをベースとし、利用者が居住地内で他地域と同様なサービスを受けるための事業であり地域格差を無くす効果は大きい。				
	二次評価	16点		二次評価	一次評価に係る内部評価部会意見	図書館システムネットワークの導入は図書館の利便性向上に大きく寄与しており、高く評価できる。今後は、アンケート等により利用者の声を聞き、図書館のさらなる利便性向上を図っていくべきと考える。また、将来的に市内の小・中学校等とも連携した形で図書館システムネットワークが構築されれば、利便性の大幅な向上が期待される。				
		A		二次評価	本事業に係る内部評価部会意見	広く市民が図書サービスを受けられるよう環境整備がなされ、また、その整備にあたっては他市に比べて安い経費で実施されている。結果としても、市内相互貸借冊数・団体貸出冊数や利用登録者数が増加していることから、一次評価は妥当であると考えられる。				
	総合評価	16点	総合評価	庁内行政評価委員会意見	二次評価は妥当である。					
		A								

ii) 外部評価結果

(ア) 外部評価結果

本事業の外部評価結果は、以下のとおりである。

事業No.	V-016	事業名	図書等整備事業			
各 視 点 に よ る 評 価	必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 市民の文化的生活向上のために必要な事業と認める。 市民の教養、文化向上、生涯学習にとって必要性は大である。 				
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 貸出数、利用者が増加している点が評価できる。 市民一人当たりの図書費はもっと上げる必要がある。 				
	効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 良く考えられ効率的に事業が進められている。 図書貸出し等の有効性を図るため、時間の延長、土日利用拡大を考えてはどうか。 				
外部 評価	公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 4点	<input type="checkbox"/> 3点	<input type="checkbox"/> 2点	<input type="checkbox"/> 1点	
	4点	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の図書館・室が早急にバリアフリーになるよう整備が求められる。 利用者の利便にも配慮されている。 				
	A	図書購入費を増額すべきである。				
	16点					

◇◆◇ 改善点等の提案 ◇◆◇

- 質の高いサービスの提供が可能になるように今後とも整備が進むことが望まれる。
- 学校図書館との連携を推進してほしい。
- 図書は購入すると読み終わったそのあとの処分に困るので借りるに限る。

(イ) 本事業に係る質疑応答

Q. 図書の購入経費が地区によってかなり大きく差がある。予算の配分は何を基準にしているのか。(佐藤委員)

A. 平成 22 年度については、各図書館・図書室の利用状況に合わせて配分している。(本荘図書館)

Q. 購入図書の選定について、誰がどのように行っているのか。その中で利用者の要望をどのように反映させているか。(佐藤委員)

A. 「由利本荘市図書館・図書室資料収集方針」に基づいて、市の図書館全ての役割を決め、各館の担当職員と打合せの上で選定している。本荘図書館は中心的役割ということで、参考図書を重点的に選書している。岩城図書館・由利図書館・出羽伝承館は参考資料の中で入門書的なものを含めた形で選書している。もちろん住民のニーズも重要なので、それに加えてという形である。残る 4 つの図書室については、住民ニーズを最優先する形で、小説類、料理等の家庭に関するもの、趣味・娯楽に関するものを選書している。公民館図書室の職員は公民館がメインで、図書業務はあくまでも補助的な部分であり、図書館と同等の選書をする力は不足しているため、住民のニーズだけに対応するような形で依頼し、全市として計画的な選書を行う体制をとっている。(本荘図書館)

Q. エリア内の本の配送量は、どれくらいの冊数を移動しているのか。(佐藤委員)

A. 本荘図書館で各館から受ける冊数は、曜日や休館日で変動があるが、1 日平均 50 冊程度である。車の稼働については、図書資料の搬送だけでも週に 3 日から 4 日くらい動いている。市内の 8 図書館・図書室があるうちで、岩城図書館と出羽伝承館の流通が多い。メール便だけで対応できないとき、その都度、職員が車を出すようにしている。(本荘図書館)

Q. 開館している時間は、全部の図書館・図書室で同一か。(加藤委員)

A. 公民館図書室は午後 5 時まで開館している。由利図書館は午後 8 時まで開館しているということだが、図書館と公民館図書室では開館時間が違う。本荘図書館は平日は午後 6 時、土日は午後 5 時で終了している。(本荘図書館)

Q. 一般的に、会社が終わった後や土日の住民ニーズが多いと思われる。アルバイト等を置いて開館時間を延ばせば、利用者数が増えるのでないか。(加藤委員)

A. 以前、実験的に本荘図書館の開館時間を午後 7 時まで延長したことがあったが、午後 6 時から午後 7 時の来客が少なかった。文化交流館「カダーレ」(以下、「カダーレ」という。)に移転すると、平日は午後 8 時、土日祝日は午後 6 時まで開館させていただく。(本荘図書館)

Q. カダーレに図書館が入るが、イベントがあった時の駐車場の確保はどうするのか。

(加藤委員)

A.駐車場の件はカダーレ管理課でも四苦八苦している。土日は市役所駐車場も利用していただくことになる。カダーレのホールで行事があったとき等は、現状の広さでは足りないのではないかと考えている。(本荘図書館)

Q.カダーレに書架をそのまま持っていくのか。規模は同じくらいか。(小島委員)

A.およそ2倍くらいの広さになる。書棚も違うものになる。(本荘図書館)

Q.本荘図書館では児童図書館が分かれているが、それは変わらないか。(小島委員)

A.閲覧室が1階部分と2階部分に分かれていて、階ごとの機能分けを考えている。1階部分は児童コーナーと一般の来館者の読み物や趣味等、ある程度音が発生しても影響がないフロアで、2階は中央図書館的な部分で、参考書類をじっくり調べ物ができるように住み分けは考えている。1階部分にビジネス関係の本、外国の図書や中高生向けのコーナーを検討している。(本荘図書館)

Q.OPAC(オーパック)という図書検索システムは、誰でも簡単に操作できるか。(小島委員)

A.タッチパネルで、マニュアルもあるので大丈夫である。(本荘図書館)

Q.事業全体に占める図書購入費の割合は何%くらいか。増えているか減っているか。(三品委員長)

A.カダーレ移転に伴う増床に向けて、平成22年度から一時的に増えている。購入費は大体8割近くである。(本荘図書館)

Q.市民一人当たりの冊数の資料はあるか。(三品委員長)

A.具体的な数字は整備していないが、以前、予算要求をする際に、何らかの数字は必要だろうということで、冊数が増える前の数字になるが、市民1人当たり147円の図書購入費となっている。全国的に見た場合、秋田県全体に言えることだが、1人当たりの冊数・購入費は低い。(本荘図書館)

Q.全国平均はどのくらいか。(三品委員長)

A.統計資料はあるが、手元にないため後でお答えさせていただきたい。(本荘図書館)

Q.1日50冊の取り扱いがあるとのことだが、返却も含めた冊数か。(小島委員)

A.そのとおりである。(本荘図書館)

Q.新しい図書館は身体障害者や高齢者の方が行きやすいようバリアフリー化されているか。(三品委員長)

A.エレベーターがあり、段差もなく車いすの方でも気軽に来られる。カウンターも低くなっている。書架と書架の間も広くなっていて、車いすで通り抜けができる。資料面に関しては、高齢の方に対して大活字本というフォントが大きいものを充実させている。備品に関しては、拡大読書機、朗読機、点字プリンターもある。点訳本

は一部あるが、これから順次整備していく。(本荘図書館)

Q.既存の図書館のバリアフリー化の状況はどうか。(三品委員長)

Q.岩城図書館は比較的新しいため、車いすに対応している。図書室は公民館の中にあるため靴を脱がないといけない等、あまり考えられていない。(本荘図書館)

Q.整備に関しては注目しなかったのか。(三品委員長)

A.今回の事業については、図書機能の充実ということで行った。図書室の場合、建物は公民館であるため、教育委員会全体として対応を考えていきたい。(本荘図書館)

Q.家庭の個人のパソコンからもアクセスできるシステムになっているか。(佐藤委員)

A.可能だが、事前に登録が必要である。(本荘図書館)

(ウ) 本事業に係る意見

- ・特に無し。

【本荘図書館による補足】

市民・県民1人当たりの図書購入費

年度	H20	H21	H22	出典
由利本荘市	121円	137円	138円	『秋田県の図書館』より
秋田県	102円	109円	110円	『日本の図書館』より
全国平均	223円	210円	209円	『日本の図書館』より

※『秋田県の図書館』…県立図書館発行

※『日本の図書館』…日本図書館協会発行

市民・県民100人当たりの蔵書数

年度	H20	H21	H22	出典
由利本荘市	293.0冊	315.3冊	323.9冊	『秋田県の図書館』より
秋田県	301.2冊	313.5冊	321.3冊	『日本の図書館』より
全国平均	293.6冊	302.0冊	308.0冊	『日本の図書館』より

※単位は『日本の図書館』にならったもの。

Ⅲ 総括及び提言

本章では、第6回外部評価委員会において各委員から提案された意見等をまとめたものを記載している。

1. 平成23年度外部評価作業を実施した所感

(1) 平成23年度外部評価における新たな仕組みの導入・実施について

- ・評価対象事業を本委員会で選定した取り組みは、大きな前進と位置づけられる。
- ・評価対象事業を委員が選択できたことは良かった。
- ・新しい委員が入ったことにより見方が広がって、いろいろな立場の視点で話し合いができた。
- ・初年度に比べて、公募委員の導入、評価手法の改良など良い点があった。また、委員会の自主性も多少ではあるが、出てきた。

(2) 評価対象事業担当課の対応及び内部評価結果について

- ・丁寧に説明、応答いただき、その準備にかけた時間は大変多かったと思う。
- ・資料準備・説明・応答など、熱意・誠意が感じられた。
- ・「評価する」作業は本当に難しいと感じた。特にソフト事業は、数値や言葉で成果を表すので、事業担当者は事業評価調書を作成するにあたり難しさがあったと考えられる。
- ・ソフト事業は行政の市民レベルでの対応であり、今後も継続されることを望む。
- ・説明者の時間オーバーが多く、質疑の時間に食い込んでしまい、不十分であった。
- ・一次評価・二次評価に比べ、総合評価が甘すぎる。(マイナス評価無し、プラス2点やプラス3点評価も散見される。)

(3) 外部評価の進め方について

- ・外部評価にあたって、委員と行政との緊張関係は必要である。その一方で、国行政刷新会議の「事業仕分け」のような高飛車な姿勢にならないよう自戒しながら進めた。双方にとって有益かつ持続性を持つ評価の取り組みに成長させていきたい。
- ・各委員は会議出席前に配布資料を読了



【第6回外部評価委員会の様子①】

していたと思われ、協働性が高まった。

- ・属性の違う評価委員が各自の視点からコメントを言い交わした点で、多様な視点からの評価に近づいたことを感じた。
- ・評価作業開始前に「評価基準」など話し合いがあり、確認し合って始めたので、昨年よりは協議まとめがスムーズだったと思う。
- ・ハード事業 5 事業、ソフト事業 4 事業、専門的には詳しくないが、外部評価は妥当である。
- ・各委員の平均点をもとに評点を決定するのは、良い方法であった。
- ・事業によっては説明・質疑にかかる時間が不足した事業があった。
- ・評価が、主として時間が少ないことにより、形式に流れることもあった。

(4) その他所感等

- ・外部評価は本年度で 2 回目となるが、今後も外部評価を継続し、市民のニーズに応える施策向上に努めてほしい。
- ・ごみ処理、介護、森林等、自分の興味関心のある内容で学ぶことが多かった。
- ・二度目ということで余裕があるかなという気持ちであったが、自分たちが選定した事業を評価するという点で、別の緊張があった。
- ・どれも重要で、不要な事業はひとつも無かった。
- ・「知らないことを知る」という貴重な体験ができたことに感謝申し上げたい。
- ・初めて参加させていただきましたが、大変有意義であり、今後ずっと続けてほしい。

2. 行政評価システム等について改善・工夫が必要な事柄

(1) 評価対象事業について

- ・総事業費の大半が一般財源以外の財源による事業については、必ずしも市の裁量が多い事業ではないことから、評価対象事業には市の裁量が多い事業を選定できるよう工夫が必要である。

(2) 評価基準表について

- ・由利本荘市の評価基準表では、必要性・有効性・効率性について、2 点部分はそれぞれ「あまり対応していない」・「あまり機能していない（あまり機能しないと考えられる）」・「あまり効率的には実施されていない」とされているが、「あまり」の基準が曖昧であるため、それぞれから「あまり」という表現を削除するとともに、1 点部分との区別を明確化するため、それぞれを「対応している」・「機能し

ている（機能すると考えられる）」・「効率的に実施されている」という表現に改めるべきである（表－56）。

（表－56）提案のあった評価基準表改善内容

【 現行の基準表（一部抜粋） 】

項目名	← 改善の必要性 →			
	低い 4点	3点	2点	高い 1点
①必要性	十分に対応している	かなり対応している	あまり対応していない	対応していない
②有効性	十分に機能している（十分に機能すると考えられる）	かなり機能している（かなり機能すると考えられる）	あまり機能していない（あまり機能しないと考えられる）	機能していない（機能しないと考えられる）
③効率性	十分効率的に実施されている	かなり効率的に実施されている	あまり効率的には実施されていない	効率的には実施されていない

【 改善案 】

項目名	← 改善の必要性 →			
	低い 4点	3点	2点	高い 1点
①必要性	十分に対応している	かなり対応している	対応している	対応していない
②有効性	十分に機能している（十分に機能すると考えられる）	かなり機能している（かなり機能すると考えられる）	機能している（機能すると考えられる）	機能していない（機能しないと考えられる）
③効率性	十分効率的に実施されている	かなり効率的に実施されている	効率的に実施されている	効率的には実施されていない

※太枠部分について改善提案。「④公平性」は、現行の基準表（本報告書P.4）どおり。

（3）評価対象事業担当課の対応について

- ・事業評価調書等の事業説明資料の記載内容について、必ずしも事業を十分に説明できている内容とは言い難い。また、データに誤りがあるなど記載内容の正確性に欠けるケースが散見された。説明責任を果たす意味でも、記載内容について十分精査を行うべきである。
- ・事業担当者が事業を十分に理解していない面が一部見られた。事業担当者は事業内容等を十分に理解するよう努めるとともに、外部評価委員会からの質問に対しては簡潔に回答していただきたい。

- ・ 事業効果を検証するための基礎となる指標の設定が不十分であることから、事業の実施にあたっては事業効果を検証することができるよう指標を設定し、その上で費用対効果などについて検証すべきである。
- ・ 合併以前から継続して実施している事業については、今後の方向性を示し、その上で評価に臨むべきである。
- ・ 各評価対象事業に対する外部評価委員会の提言が次年度以降の施策・事業プランにどのように活かされたかについて、報告をしていただきたい。

(4) 内部評価について

- ・ 一次評価・二次評価に比べ、総合評価が甘すぎる印象を受けるため、各事業の評価にあたり、庁内行政評価委員会としての評価根拠を明確に示すべきである。
- ・ 各評価項目の観点の違いに留意した評価をすべきである。特に、有効性・効率性については、可能な限り計数に基づいて評価すべきである。

(5) 現地調査のあり方について

- ・ ハード事業のみならず、ソフト事業についても現地調査を実施すべきである。また、全地域で事業展開されている事業については、地域別で実態を把握するため複数箇所の現地調査を実施すべきである。さらに、事業に関わりの深い市民等の意見を聴くことができるような配慮が求められる。

(6) 外部評価の進め方について

- ・ 外部評価の作業時間について、1事業1時間では十分な評価をすることが難しい。事業担当課による事業内容説明の時間や質疑の時間を増やすとともに、外部評価委員会の意見集約にかかる時間も増やすべきである。
- ・ 外部評価委員会全体で由利本荘市の行政評価のあり方について協議できる時間が少ないため、外部評価委員会全体で協議するための時間設定が求められる。



【第6回外部評価委員会の様子②】

(7) 外部評価委員会のあり方について

- ・「外部」の意義を失わないよう、外部評価委員会は一定の主体性を持つべきである。

3. その他意見等

- ・事業の必要性（緊急性など）のチェックは議会の議決を得る前の事業計画段階で評価されるべきである。行政が実施するほとんどの事業は、事業実施段階で予算や条件などが既に決まっており、民間企業ベースの競争の概念は存在しない。そのため、事業実施段階における評価の視点は、事業が計画通りに達成できたか、未達成であるとすれば、その原因は何かといった視点になると考えられる。

【また、個別の評価対象事業について、以下のような意見が出された。】

- ・ハード事業のうち、由利原浄水場、一般廃棄物最終処分場（浸出水処理場）は必要不可欠な施設であるので、市民が安全かつ安心して生活することができるよう、施設の管理運営にしっかりと取り組んでいただきたい。
- ・民有林造林事業は、国土の保全、水源のかん養等必要な事業であるが、個人所有者への PR 方法等検討すべきと考える。
- ・地域づくり推進事業については、受益者に応分の負担を求めるとともに、事業や補助金の使途の内容について市が厳格にチェックする体制にすべきである。